

文京区 景観計画 (素案)

令和8年8月時点

文京区

目 次

序章 はじめに	1
序－1 景観計画とは	1
序－2 計画の見直しにあたって	5
第1章 文京区の景観特性	8
1－1 文京区の景観特性	9
（1）地形	10
（2）歴史・文化	11
（3）まちのまとまり	14
（4）骨格	22
（5）拠点	25
（6）緑	30
（7）活動	33
第2章 景観づくりの目標と基本方針	36
2－1 「景観特性」を生かした景観づくり	36
2－2 景観づくりの目標	37
2－3 景観づくりの基本方針	38
第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準	49
3－1 景観形成基準の考え方	49
3－2 景観形成基準	51
（1）景観形成基準	51
（2）色彩基準	103
（3）景観形成基準の適用	118
3－3 建築行為等の規制・誘導の仕組み	119
第4章 公共施設における先導的な景観づくり	121

4-1	公共施設における先導的な景観づくり	121
4-2	公共施設の整備に関する景観配慮事項	121
4-3	景観重要公共施設	125
(1)	景観重要公共施設の指定方針	125
(2)	指定に当たっての考え方	125
(3)	景観重要公共施設の整備に関する事項	126

第5章 景観資源の保全 129

5-1	景観重要建造物の指定方針	129
5-2	景観重要樹木の指定方針	129

第6章 屋外広告物における景観づくり 130

6-1	屋外広告物の表示等に関する基本方針等	130
(1)	屋外広告物の表示等に関する基本方針	130
(2)	文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における基準	130
6-2	ガイドラインを用いた屋外広告物の協議	132

第7章 景観形成の推進 133

7-1	区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり	133
7-2	景観づくりの推進体制	134
(1)	文京区景観づくり条例の制定	134
(2)	文京区景観づくり審議会の設置	134
(3)	建築行為等の協議体制	134
(4)	庁内の推進体制	136
(5)	各種行政計画との連携等	136
(6)	東京都及び隣接区との連携	136
(7)	多様な世代・主体との連携	136
7-3	計画の見直し	137
7-4	景観づくりの推進施策	137

資料編 139

序章 はじめに

序－１ 景観計画とは

（１）本計画における「景観」とは

景観とは、建物や看板、木々の緑など、日ごろ、私たちが目にしているまちの様子や風景を表す言葉です。公共建築物や公園、道路などの公共施設だけではなく、個人の敷地内に建つ建物の外観や外構、門や塀、樹木など、私たちが日常生活で見ることができるものは、景観上重要な要素です。

また、景観が形成される背景には、江戸時代の町割りを継承した高台の住宅地等の地域で培われた歴史や、下町風情あるまち等で見ることもできる固有の文化があります。

さらに、公園で子ども達が楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿など、人々の活動や営みも景観の中に含まれる要素のひとつです。

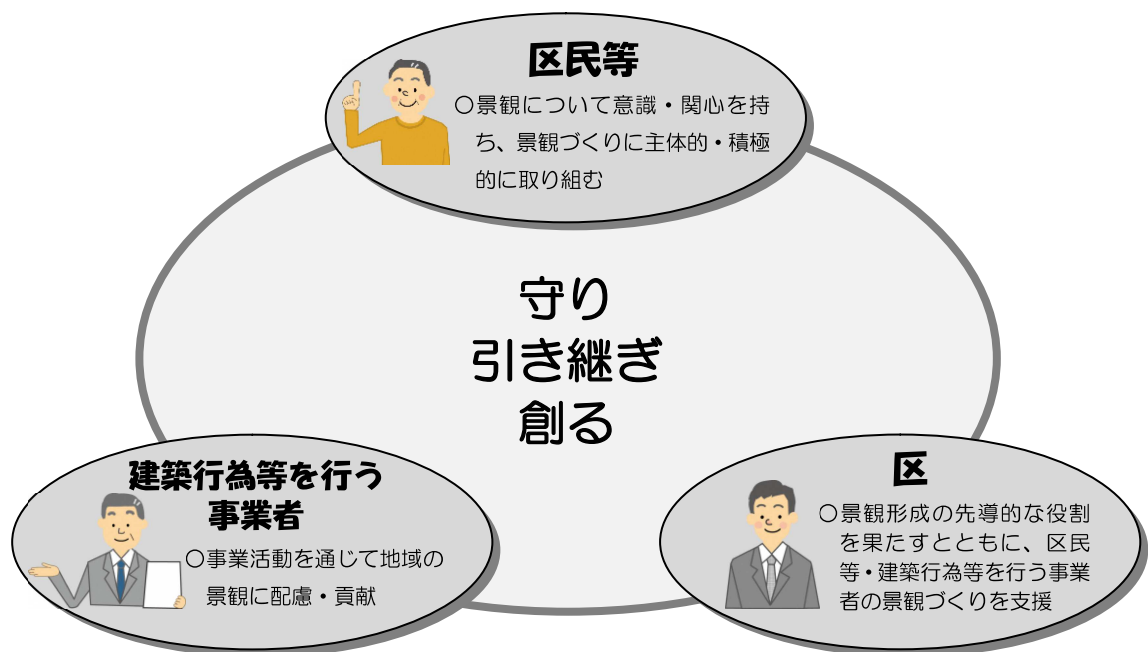
景観は、これらの積み重ねによって作り上げられてきたものをいいます。



図は－１ 「景観」とは

良好な景観づくりとは、だれもが心地良さを感じることができるまちを形成していくことだと考えます。区内には、数多くの坂道や歴史・文化的資産、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れており、これらは区民等が誇ることができる貴重な資産として、守り、引き継ぎ、創っていかねばならないものです。区の魅力を生かした景観づくりを推進していくことで、心豊かな生活環境がつくられるとともに、地域の個性が育まれ、区民等が地域への愛着や誇りを持って生き生きと暮らせるまちが形成されます。

良好な景観を形成するためには、長い時間をかけ、区民等、建築行為等を行う事業者、区が協働し、それぞれの役割を果たしながら景観づくりに取り組んでいく必要があります。そこで、「文京区景観計画」を策定し、区の魅力を生かした良好な景観づくりの実現に向け、区民等、建築行為等を行う事業者、区が協働して景観づくりに取り組んでいくものです。



図は-2 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働

本計画において、区民、区民等、建築行為等を行う事業者は、次のとおりとします。

○区民

区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。

○区民等

区民、区内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する個人又は法人、区内において「建築行為等を行う事業者」で定める事業活動以外の事業活動を行う個人又は法人、地域活動団体（地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体）、非営利活動団体（公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるもの）をいいます。

○建築行為等を行う事業者

区内において、建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、広告物の表示等（以下「建築行為等」という。）の事業主、代理人、設計者及び施工者その他建築行為等の事業活動を行うものをいいます。

（２）文京区における景観づくりの取り組み

文京区では、文京区景観基本計画（平成９年）、文京区景観条例（平成１１年）及び景観ガイドライン（平成１２年）などに基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、地域の特性に応じた良好な景観形成を進めてきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建築物や地域活動などを表彰する「文の京景観賞」や、区民に区内の特色ある景観を再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、区民の景観への関心と理解を深めてきました。

その後、区は平成 25 年に景観行政団体へ移行し、同年 10 月に「文京区景観計画」を策定しました。本計画では、区の特性に応じた景観形成基準を定め、建築物等の規制・誘導を行うとともに、区民等、建築行為等を行う事業者、および区の協働による景観づくりを推進しています。

また、景観計画策定後も、地域の特性や景観上の課題に応じて、景観形成基準の充実を図ってきました。

平成 26 年度には、歴史的な下町風情が残る根津地区について、地域住民とのワークショップや検討会での意見を踏まえ、「根津景観形成重点地区」を指定し、地区固有の景観資源やまち並みの特性を生かした景観形成基準を定めました。

平成 27 年度には、国の名勝及び史跡に指定されている小石川植物園からの眺望や、その周辺の景観を保全するため、「文化財庭園等景観形成特別地区（小石川植物園）」について、建築物等に加えて屋外広告物を対象とするなど、景観形成基準の充実を図りました。

（３）これまでの景観づくりによる成果と展開

景観計画の策定以降、区では、景観事前協議や景観アドバイザー制度を活用し、建築物等の計画段階から、配置、形態、意匠、色彩、外構及び緑化などについて、地域の特性や周辺のまち並みとの調和を図る景観誘導を進めてきました。

景観事前協議は、毎年約 130～160 件実施しており、建築物等の建替え等の機会を捉え、周辺の歴史や文化、緑豊かな環境に配慮した建築物等の形成を促してきました。その結果、道路沿いの圧迫感を軽減する壁面後退や緑化、周辺の景観特性に配慮した建築物の意匠など、地域の特性を生かした景観形成が進み、文京区らしい落ち着きのあるまち並みの維持・形成につながっています。

また、市街地再開発事業や大規模建築物の整備などにおいては、公開空地や歩行者空間の確保、敷地内の緑化などにより、地域の魅力向上や人々の交流を生み出す空間が創出され、新たな景観形成につながっています。

一方で、建築物の建替えや土地利用の変化などにより、区内のまちの姿は少しずつ変化しています。これまで培われてきた歴史・文化的資産や緑豊かな住宅地など、文京区らしい景観を

次世代へ継承するとともに、新たな都市活動や建築物等と調和させていくことが求められています。

さらに、令和7年度に実施した区民アンケートでは、現在の文京区の景観について、「良い」又は「どちらかというが良い」と回答した割合が7割を超え、区の景観に対する評価が確認されました。また、今後も守り育てていくべき景観として、庭園や寺社などの歴史・文化を感じる景観や、公園・庭園などの緑豊かな景観を挙げる意見が多く、文京区らしい景観を継承していくことへの期待が示されています。

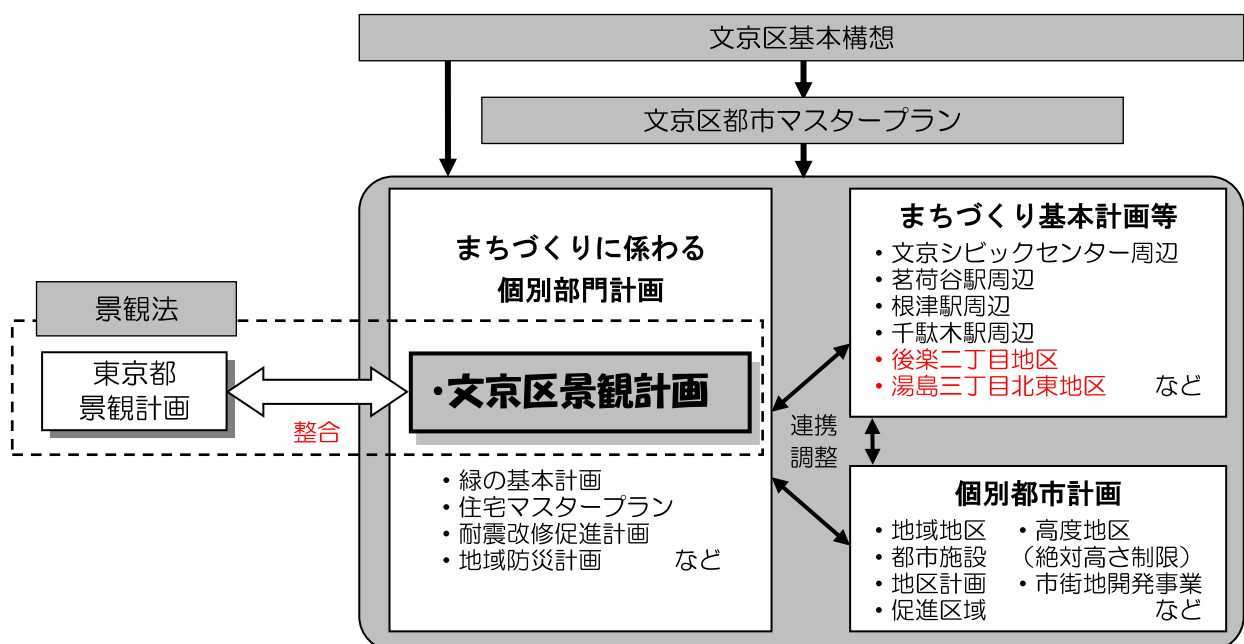
（４）景観計画の区域

区全域の良好な景観形成を図るため、文京区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」とします。

（５）景観計画の位置付け

文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものです。また、文京区基本構想に掲げる分野別の将来像や、文京区都市マスタープランに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けるとともに、各種行政計画と相互に連携及び調整を図り、文京区らしい魅力溢れる景観の形成を図ります。

本計画は、東京都景観計画との整合を図るとともに、これまで区が進めてきた景観づくりの取り組みや地域ごとの景観特性を踏まえ、文京区らしい魅力ある景観形成を推進するための指針として定めています。



図は-3 景観計画の位置付け

* 東京都景観条例第2条第5号ロに掲げる建築計画等については、同条例第20条に基づき、都との協議が必要です。

序ー2 計画の見直しにあたって

（１）見直しの背景

文京区景観計画は、平成 25 年の策定以降、区の景観づくりの基本となる計画として、景観形成の取り組みを進めてきました。

その後、景観計画策定から 10 年以上が経過する中で、上位計画である文京区都市マスタープランの見直しやデジタル技術の進展、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの進展など、景観を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、これまでの景観づくりの成果を継承しながら、新たな課題や社会状況の変化に対応し、より実効性の高い景観形成を推進するため、本計画を見直します。

（２）見直しのポイント

①新たな景観課題や社会状況の変化への対応

文京区都市マスタープランに示された景観形成方針や拠点の位置付け等との整合を図るとともに、社会状況の変化や景観に影響を及ぼす新たな要素を踏まえ、景観形成の考え方を見直します。

②景観誘導の実効性と向上

これまでの景観事前協議や景観アドバイザー制度の運用状況を踏まえ、景観形成基準や色彩基準等を見直し、より効果的な景観誘導を図ります。

③現況を踏まえた計画内容の更新と分かりやすさの向上

区内の景観の変化を踏まえ、景観特性や掲載内容を更新するとともに、追録版として運用してきた「根津景観形成重点地区」及び「文化財庭園等景観形成特別地区（小石川植物園）」を本編に統合し、より分かりやすく利用しやすい計画とします。

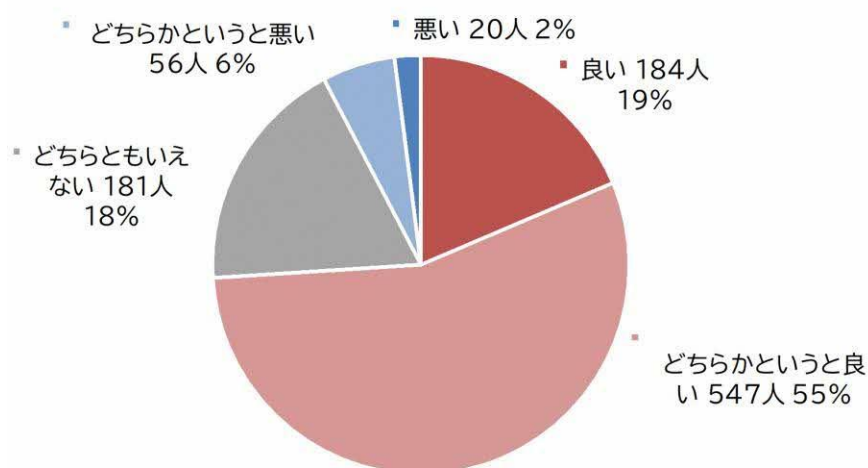
(3) 区民の声

策定から10年以上が経過したため、文京区では時代の変化や魅力ある街並みの維持・向上に対応した景観計画の見直しを行いました。その検討の基礎資料とするため、区民の皆様の意識やご意向を把握するアンケートを実施しました。その一部を紹介します。

令和7年度 文京区景観計画見直しアンケート（N=998）

Q.文京区の景観は良いと思いますか。

- 「良い」「どちらかというが良い」と回答した方が全体の7割程度を占めています。
- 「悪い」「どちらかというが悪い」と回答した方は全体の1割程度となっています。



Q. 文京区にふさわしい景観として、守り育んでいく上で重要だと思う景観は次のうちどれですか。あてはまるものを3つまでお選びください。

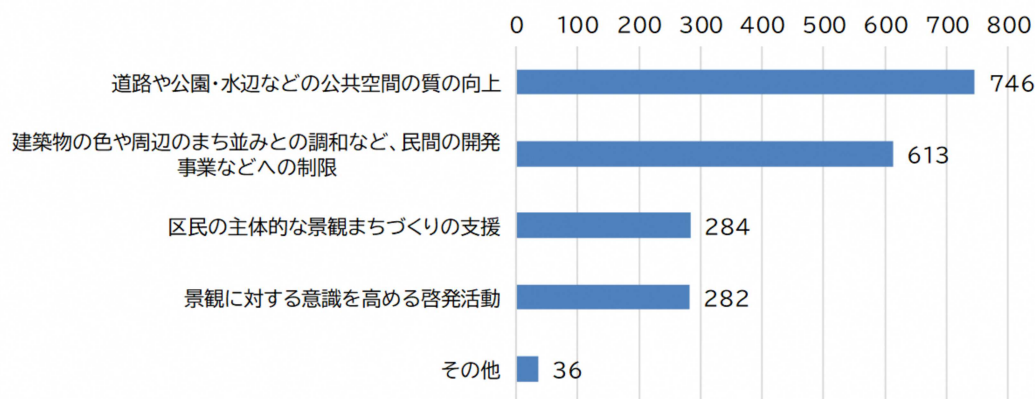
- 「庭園や自社などの歴史・文化景観が最も多く、次いで」「公園や庭園などの緑の景観」が多く挙げられました。
- 「坂道の景観」や「下町風情のあるまち並み」も多く選ばれました。



文京区にふさわしい景観として、 守り育んでいく上で重要 だと思う景観	具体的な場所等 (カッコ内は意見が多く上がった順位)
③庭園や寺社などの歴史・文化景観	根津神社（1位）、六義園（2位）、小石川後樂園（3位）、小石川植物園（5位）、護国寺（8位）など
②公園や庭園などの緑の景観	上記に加え、教育の森（9位）など
①坂道の景観	播磨坂（4位）、団子坂（7位）、菊坂（12位）など
④下町風情のあるまち並み	谷根千（6位）など

Q. 今後、良好な景観形成をしていくための進め方として、どのようなこと重要と考えますか。あてはまるものを3つまでお選びください。

- 「道路や公園・水辺など公共空間の質の向上」「民間の事業者などへの制限」など、行政による公共空間の整備や、規制誘導といった方策を重要と考える回答が多かった。



第1章 文京区の景観特性

文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、主に関口台地、小日向台地、小石川台地、白山台地、本郷台地の台地と、神田川や千川などの河川の浸食によってできた低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しており、台地と低地の間にできた多くの坂道は、文京区の景観を特徴付けるものとなっています。また、区内には、各所に点在している文化財や寺社、史跡などの歴史・文化的な資産、低層住宅地や寺町、下町風情が残るまちのまとまり、尾根道や谷に配置された幹線道路や神田川、多くの人々で賑わう拠点、斜面地の樹林や豊かな湧水などを用いた池を中心とした大規模な庭園等の緑のまとまりなど、魅力溢れる要素や場所が多くあり、「文京区らしい景観」を構成しています。

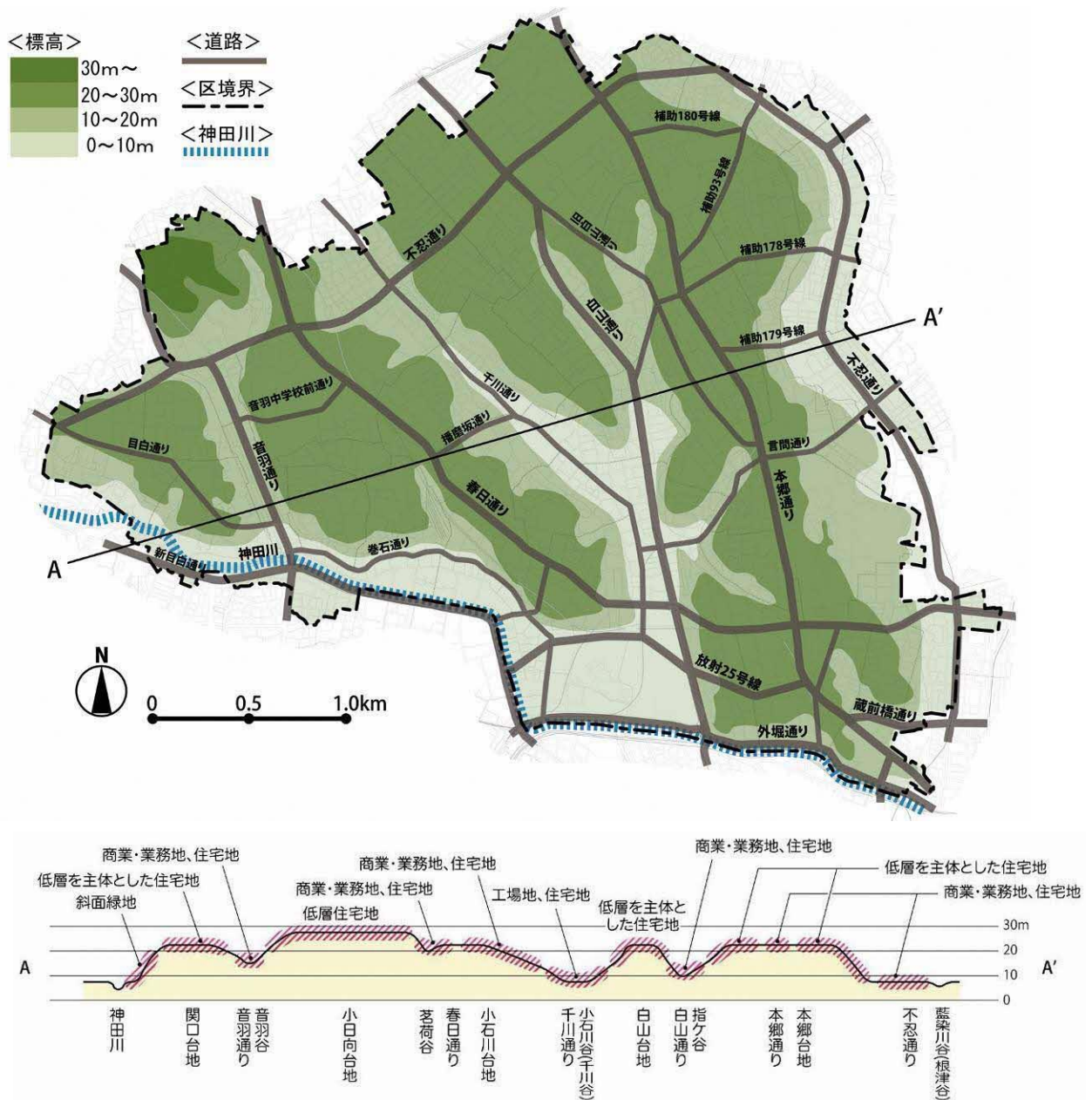


図 1-1 文京区の地形

1-1 文京区の景観特性

本章では、「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」として捉え、「地形」「歴史・文化」「まちのまとまり」「骨格」「拠点」「緑」「活動」の7つに整理し、それぞれの特徴と課題を明らかにします。

文京区の景観特性	
(1)地 形	起伏に富んだ地形を象徴する坂道
(2)歴史・文化	地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産 まちを彩る季節の風物
(3)まちのまとまり	個性溢れるまちのまとまり
(4)骨 格	都市の骨格を形成する幹線道路と神田川
(5)拠 点	多くの人々で賑わう拠点
(6)緑	大規模な緑のまとまり 憩いの空間となる公園
(7)活 動	人の活動

(1) 地形

起伏に富んだ地形を象徴する坂道

文京区は台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しています。歴史を感じさせる石積擁壁や崖、高台から見るまち並み、斜面緑地など、地形の起伏が作り出す特徴的な景観を見ることができます。中でも、区内には多くの坂道が存在し、勾配の緩急や延長、幅員、形状などによって多様な景観を見ることができ、区民の生活と密接に結びついてきました。

坂道のある風景や坂道を移動するにつれて変化する景色、坂道からの眺望などは、視覚的にも地形の豊かさを感じることができる景観といえます。

<視点場によって変化する景観>

坂道では、坂下や坂上など視点場によって異なる景観を見ることができます。坂下から見上げる際には、台地の低層・中層住宅地を望む場合が多く、坂道を上にしたがい視界が開けます。また、坂上から見下ろす際には、低地の幹線道路方面を望む場合が多く、遠景には高層建築物が幾重にも重なって見えるなど、見る場所によって異なる景観を楽しませてくれます。



坂上から見下ろす景観
(梨木坂 本郷)

<歴史を感じさせる建物、斜面や擁壁の緑>

沿道の建物や擁壁、敷地内の緑、路面の仕上げなどは、坂道の景観を構成する重要な要素です。季節を感じることができる緑豊かな坂道では、心が安らぐ景観が形成されています。また、緑化が施された擁壁や石積擁壁、歴史的な建物や史跡などがある坂道では、歴史や懐かしさを感じさせる景観が形成されています。



石積みの擁壁
(藪下通り脇の坂道 千駄木)

<アイストップ>

坂道では、視線の先に見えるものにより受ける印象が大きく異なります。例えば寺社や豊かな緑といったランドマークとなる建造物等が見える場合、それらがアイストップとなり、坂道の景観をより印象深いものとしています。近年では、東京スカイツリーが見える坂道もあります。



アイストップに緑がある
(善光寺坂 小石川)

景観形成上の課題

＜圧迫感を感じさせる擁壁＞

- ・坂道に面する敷地では、擁壁を設ける場合が多くあります。急な勾配の坂道では高い擁壁が、大規模な敷地では横方向に長大な擁壁が現れる場合があります。単調で表情のない仕上げであることによって周辺に与える圧迫感を軽減させるような配慮が必要です。

＜路面の色彩＞

- ・坂道では、安全性に配慮して路面を塗装している箇所がありますが、周辺の景観を阻害しないような工夫が必要です。

（２）歴史・文化

地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産

区内には、六義園や小石川後楽園など、国の文化財として指定されている日本でも有数の大名庭園が残されています。また、江戸時代や明治、大正、昭和初期につくられ今に至る歴史の深い建造物、由緒ある寺社仏閣や邸宅、商家など、区民の身近なところにも、歴史や文化を物語る建造物等が数多く分布しています。

こうした地域の歴史や文化を象徴する歴史・文化的資産は、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っています。

＜歴史・文化を象徴する大名庭園や寺社仏閣等の景観＞

六義園や小石川後楽園をはじめ、東京大学の赤門として親しまれている旧加賀屋敷御守殿門や護国寺、吉祥寺、根津神社、湯島天満宮など、区内には文化財としての価値が高く評価されている建造物や、歴史や文化を感じさせる佇まいを持つ寺社仏閣も数多く存在します。それらは、区の歴史の深さを象徴するとともに、地域の景観のシンボリックな存在となっています。



本郷通りのシンボルとなっている赤門
(東京大学 本郷)

＜生活の中に息づく歴史・文化の面影＞

住宅地や商店街の一角に、明治期から昭和初期にかけて建てられた瀟洒な邸宅や、古くからある木造建物が残されているなど、区民生活の身近な場所に、歴史や文化の面影を多く残しています。



菊坂にある旧伊勢屋質店の土蔵
(本郷)

＜門、塀などがつくる景観＞

建物だけでなく、通り沿いの特徴的な門や塀なども、良好な景観を形成する重要な要素のひとつであり、歴史や風格を感じることができます。



重厚感のある門柱
(芦葉家住宅 千駄木)

＜歴史・文化的資産の敷地内の緑＞

護国寺や吉祥寺などの大規模な寺社の敷地内には、丁寧に管理され、季節を感じさせる豊かな樹木が多く残されており、遠くからも視認できる緑のまとまりが形成されています。

また、古くからの邸宅等の比較的小規模な敷地でも、高木が残っている場合が多く、敷地内の緑によって潤いのある景観が形成されています。



敷地内の緑によって潤いのある景観が
形成されている（橋本家住宅 西片）

＜文人ゆかりの史跡＞

文京区は、森鷗外や夏目漱石、樋口一葉、石川啄木、坪内逍遙など数多くの文人たちが暮らしたまちであり、この地を舞台にして幾つもの優れた作品が生まれました。現在でも文人ゆかりの史跡等が残されています。



明治 38 年から没するまでこの地に
住んだ徳田秋声の旧宅（本郷）

景観形成上の課題

＜配慮を欠いた周辺建物＞

- ・歴史・文化的資産に隣接した建物の中には、配管や室外機などの設備を歴史・文化的資産に向けて設置しているものがあります。歴史・文化的資産が、庭園や散策路など一般の方が利用できる外部空間を有している場合には、当該空間から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

＜歴史・文化的資産の佇まいと調和しない意匠の建物＞

- ・歴史・文化的資産は、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っていることから、その周辺では、歴史・文化的資産の風格ある佇まいと調和するよう、意匠等の工夫が求められます。
- ・歴史・文化的資産の周辺では、大規模な建築物の長大で無表情な壁面が与える圧迫感を軽減させるような意匠等の工夫が求められます。

＜屋外広告物＞

- ・歴史・文化的資産の周辺で、派手な色彩の広告物が設置されている箇所があり、歴史・文化的資産との調和に配慮することが求められます。

まちを彩る季節の風物

文京区では「文京花の五大まつり」をはじめ、区内に多く立地する寺社仏閣における例祭や縁日など、季節に合わせて四季折々の花や紅葉などを楽しめる様々な行事が行われています。開催時期には区民だけではなく、広域から多くの人が集まり、その時期でしか見ることができない景観を楽しんでいます。

こうした季節の風物は、地域固有の歴史や文化を物語るものであるとともに、まちを彩る重要な要素です。

<四季折々の花がつくる景観>

播磨坂の「さくらまつり」をはじめ、根津神社の「つつじまつり」、白山神社の「あじさいまつり」、湯島天満宮の「菊まつり」「梅まつり」は、「文京花の五大まつり」として親しまれ、四季折々の花がつくる潤いある景観を見ることができます。



さくらまつり
(播磨坂 小石川)



つつじまつり
(根津神社 根津)



あじさいまつり
(白山神社 白山)



菊まつり
(湯島天満宮 湯島)



梅まつり
(湯島天満宮 湯島)

<例祭や縁日がつくる景観>

古くからある寺社仏閣等では、例祭や縁日なども盛んに行われています。多くの人に担がれた御神輿がまちを巡行する光景や浴衣姿で縁日に訪れる人々の様子は、その時期にしか見ることのできない地域固有の景観です。



根津神社の例大祭
(根津)



朝顔・ほおずき市
(傳通院、源覚寺 小石川)

景観形成上の課題

<配慮を欠いた建物>

- ・祭りの会場となる寺社仏閣等の周辺に立地し、草花の背景として見える建物については、配管や室外機などの設備が祭りの会場から見えないう、配慮が求められます。

(3) まちのまとまり

個性溢れるまちのまとまり

区内では、江戸時代の町割りを継承した良好な低層住宅地や、庶民のまちとして親しまれてきた下町風情のあるまち、印刷・製本関連の事業所が集積するまちなど、個性溢れるまちのまとまりが形成されています。

歴史・文化に培われた風格ある住宅地

江戸時代の町割りを継承した高台の良好な住宅地である小日向、明治時代に阿部家により開発された西片町、大正時代に岩崎家により開発された大和郷など、計画的に開発された住宅地や、当時のまちの構成のまま継承されている低層住宅地が幾つも見ることができます。また、歴史ある建物が残る地域もあり、歴史・文化に培われた風格のある住宅地の景観が形成されています。

<江戸・明治の町割りを継承した道路・街区構成>

小日向は、細い路地に囲まれた短冊状の街区など、江戸時代末期の町割りを継承しており、全体的に道路幅員が狭く、Ｔ字路や屈曲した道路が多い、独特の空間が形成されています。また、西片は、比較的幅員の広い道路に囲まれた街区が形成されており、それぞれに歴史と風格を感じさせる個性ある景観が形成されています。



緩やかな曲線状の道路と
緑豊かな戸建て住宅（小日向）

<歴史・文化の趣を感じさせる住宅地>

江戸から昭和初期にかけての歴史ある建築物が見られる住宅地があります。そうした住宅地では、地域の歴史や文化を感じることができ、趣のある景観が形成されています。



歴史ある建築物が残り趣のある景観が形成されている
（西片）

＜緑豊かな住宅地の景観＞

樹木や生垣、彩り豊かな花々などをしつらえている住宅が多いため、緑豊かで潤いある景観が形成されている住宅地があります。小日向には、道路に面して高木等豊富な緑を配置している住宅が多く、全体としてゆとりと潤いを感じられ、心地良い景観が形成されています。



石積みの塀と豊かな植栽を施した集合住宅（小日向）

＜外壁や外構の工夫により調和のとれた景観＞

外壁や外構を工夫して、調和のとれた景観を形成している箇所があります。西片では、近接する住宅の外壁や塀の意匠・素材・色彩などに統一感が感じられる箇所があり、良好な景観を形成しています。



意匠等が調和している外壁や塀（西片）

景観形成上の課題

＜圧迫感や閉鎖的な印象を与える塀＞

- ・住宅地では、表情のない高いコンクリート塀や老朽化した単調なブロック塀などによって、圧迫感や閉鎖的な印象を与えないような配慮が求められます。

＜駐車場によりまち並みの連続性が分断＞

- ・賃貸駐車場や戸建て住宅の駐車スペースにおいて、植栽による目隠し等の工夫が見られず、道路から見て自動車がむき出しになっている箇所があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性が分断されないような配慮が求められます。

＜多様な形態・意匠の住宅が立地＞

- ・外壁や外構を工夫して、調和のとれた景観を形成している箇所がところどころには見ることができるものの、戸建て住宅や低層集合住宅、和風や洋風、新しいものや古いもの、歴史性を感じるものからハウスメーカーの建売住宅など、多種多様な建物が共存しているため、住宅の意匠・素材・色彩などが不揃いで、統一感に欠けた景観となっている場所もあります。

下町風情あるまち

根津神社の門前町として栄えた根津や文化人ゆかりの地として名高い千駄木の一部は、江戸時代から「庶民のまち」として賑わい、戦災による焼失を免れた地域であるため、表通り・横丁・裏通り・路地などの江戸時代から継承されてきた町割りや、路地を中心とした地域住民の交流、格子や植栽などの特徴的な住宅のしつらえなど、下町風情ある景観が形成されています。

＜歴史や落ち着きを

感じさせる木造住宅等＞

根津や千駄木では、戦災による消失を免れた地域であるため、現在でも、趣ある木造住宅を多く見ることができます。また、格子や庇、引き戸などをしつらえた風情ある佇まいの建物や木造風建物も、下町風情を感じさせ、地域の景観を特徴付けています。さらに、明治期に建てられた文化財や、文豪ゆかりの史跡等も多く残り、歴史や落ち着きを感じさせる景観が形成されています。



明治時代に建てられた木造の建物
(根津)



周辺と調和する木造風建物
(根津)



路地沿いに建つ木造の長屋
(根津)



森鷗外も散歩したといわれる藪下通り
(千駄木)

＜風情ある路地＞

江戸時代からの町割りが現在に引き継がれており、細い通りや路地がまちを形作っています。路地では、豊かな緑や趣ある木造住宅、子ども達が遊ぶ姿、花や緑を話題に会話している人々など、生活感が感じられ、風情ある景観が形成されています。



緑豊かな住宅が連なる
下町風情ある路地 (根津)



古き良き佇まいが風情を
醸し出す井戸 (千駄木)

＜軒先の緑＞

それぞれの住宅や店舗は、限られたスペースを有効に活用し、軒先には鉢植えやプランター、庭には地植えの樹木など、特徴的な植栽が見られ、緑豊かな景観を形成しています。



軒先に溢れる緑
(左：根津 ／ 右：千駄木)

景観形成上の課題

＜下町風情の継承＞

- ・根津や千駄木では、古くからある木造の建物も多く、中には更新が求められる建物も存在します。また、不忍通りの沿道やその周辺において、商業系の用途地域に指定されている地域が多くあります。

さらに、根津・千駄木では、地区の住民と協働して、まちづくりの基本的な方針となる計画として「根津駅周辺地区まちづくり基本計画（平成20年3月）」及び「千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画（平成23年3月）」を策定しており、地区の魅力を生かした景観づくりを推進し、風情ある景観を形成していくことが必要です。

そのため、共同化等による大規模建築物の建設や、新しい戸建て住宅が建設される場合であっても、下町風情が失われることのないよう配慮が求められます。

＜維持管理の行き届かない老朽住宅＞

- ・木造住宅は、下町風情を感じさせる要素のひとつですが、維持管理が行き届かず、老朽化が進んでいるものも見られます。良好な景観を形成するためには、建物の適切な維持管理が求められます。

＜路地空間のブロック塀＞

- ・建物によっては、道路と敷地の境界にブロック塀が設置されている箇所があります。幅員が狭い路地空間では、ブロック塀等の無機質で単調な塀を連続して設置しない等、圧迫感や閉鎖的な印象を与えないような工夫が必要です。

地場産業が集積したまち

千川通り周辺や水道一・二丁目には、印刷・製本関連の事業所が建ち並び、景観を見ることができます。

＜地場産業がつくる景観＞

印刷・製本関連の事業所が建ち並び、地域の個性的な景観となっています。



地場産業の集積
(千石)



働く様子も景観のひとつとなっている
(白山)

景観形成上の課題

＜安全で快適な歩行空間の形成＞

- ・地区特有の個性的な景観が形成されていますが、安全で快適な歩行空間を形成する必要があります。

寺社が集まる寺町

白山、向丘、本駒込、千駄木のそれぞれの地区の一部には、多くの寺社が集積しています。江戸時代の「明暦の大火（1657年）」後に、防火対策の一環として江戸城近くにあった寺社を周辺地に集団移転する対策が講じられたのを契機に、多くの寺社がこの地に移転してきたことで、寺町として発展してきました。戦災によってほとんどの寺社が焼失しましたが、戦後に再建され、境内の豊かな緑と相まって、閑静で落ち着いた寺町の景観を形成しています。

＜奥行きを感じさせる景観＞

寺町ならではの景観として、山門や鳥居から延びた参道や、奥に佇む本堂など、奥行きを感じさせる落ち着いた景観を形成しています。



奥行きを感じさせる入口
(左：天祖神社 本駒込 ／ 右：常德寺 本駒込)

＜重厚な寺社の建造物＞

瓦で葺かれた本堂の屋根や山門、自然石を用いた門柱、風合いのある鳥居、落ち着いた色彩など、歴史を感じさせる重厚な建造物が随所に見られ、身近に歴史・文化に触れることができます。



重厚な門構え
(吉祥寺 本駒込)



本堂のどっしりとした瓦屋根
(浩妙寺 向丘)

＜境内の豊かな緑＞

寺社の敷地内にある年輪を重ねた大きな樹木は、周辺からも見ることができ、潤いのある景観を形成しています。



周辺からも見ることができる寺社の緑
(左：瑞泰寺 本駒込 ／ 右：海蔵寺 向丘)

景観形成上の課題

＜閉鎖的な外構＞

- ・寺社は周辺に比べて敷地が広いため、設けられる塀も間口が広く高いものになっています。万年塀やブロック塀のような無機質な壁面が連続する場所では、閉鎖的で圧迫感がある単調な空間とならないよう、工夫が求められます。

＜配慮を欠いた周辺建物＞

- ・幹線道路沿いにある寺社では、隣接する高層の建物が寺社に背を向けた配置となっているものや、配管設備や非常階段がむき出しになっていたり、開口部が極端に少なかったりするのが見られます。寺社の周辺では、寺社からの見え方に配慮することが求められます。

＜寺町の佇まいと調和しない意匠の建物＞

- ・寺社の周辺に現代的な意匠の建物が建てられている箇所が見られます。歴史ある佇まいを感じさせる寺社の集積による特徴的な雰囲気と調和するよう、意匠等の工夫が求められます。

＜景観を形成する要素として十分に生かされていない＞

- ・幹線道路沿いにある寺社は、山門の両脇に高層建物等が建ち並び、通りからの視認性が低い状況が見られます。このように、寺社の存在が十分に認識されない状況もあるため、景観を形成する要素として十分に生かすような工夫が求められます。

賑わいのある商店街

住民の日常生活に密着したサービスを提供している商店街では、生活感が溢れた賑わいのある景観が形成されてます。

＜地域に即した商店街の形成＞

区内には多くの商店街があり、景観も様々です。中には歴史ある建築物が残され、活用されているものなども見られます。



生活用品店が並ぶ商店街
(江戸川橋地藏通り商店街 関口)



木造3階建ての建物を利用した飲食店(はん亭 根津)

＜賑わいの演出＞

インターロッキングブロックが施された舗装や照明器具、装飾の統一などにより、商店街の賑わいを演出しているところも見られます。



フラッグの統一
(白山下商店会 白山)



舗装整備された商店街
(柳町仲通り商店会 小石川)

景観形成上の課題

＜賑わいの連続性が断たれた商店街＞

- ・商店街の一角にマンション等が立地する場合は、植栽やオープンスペースなどのない閉鎖的な外構によって、賑わいやまち並みの連続性を損なわないよう配慮することが求められます。

＜広告物のデザイン等＞

- ・広告物の派手なデザインや過剰な設置数などにより、景観を阻害することのないよう配慮、工夫する必要があります。

面的に整備された市街地

本郷、湯島、本駒込、教育の森公園周辺などは、戦災復興や震災復興土地区画整理事業により整備された街区構成を基本とした景観が形成されています。

<整った道路・街区構成>

見通しが良い通りが多く、また、計画的に整備された大規模公園や施設があり、秩序だった緑豊かな景観が形成されています。



見通しの良い通りと学生会館敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）



見通しの良い通りと学校敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）

教育の森公園周辺では、公園や学校などの大規模敷地も多く、道路沿いの植栽やアイストップとなっている公園の樹木などにより、緑が連続する景観が形成されています。

<低中層建築物を主体とした景観>

地区外周部（幹線道路沿い）は高層建物が多いが、地区内は全体的に低中層（2～5階程度）の建物が多く、比較的落ち着いた景観が形成されています。



中層建築物が建ち並ぶ景観
（左：本郷 ／ 右：大塚）

景観形成上の課題

<通り等に対して閉鎖的な建物の外壁や外構部>

- ・地区内の建物は敷地いっぱいに建てられるケースが多く、公園の向かいに開口部の少ない建物壁面が連続していたり、通りに対し配管や室外機が設置されている壁面が露出していたりする場合、景観への配慮が求められます。

<多様な意匠・色彩の建物が混在した景観>

- ・事務所ビルや中層の集合住宅、低層の戸建て住宅など、多様な用途や意匠の建物が混在して建てられています。そのため、基盤が整備された市街地ではあるものの、必ずしも建物の意匠や色彩などに統一感のない状況が見られます。

（４）骨格

都市の骨格を形成する幹線道路と神田川

幹線道路と神田川は、都市の骨格を形成する主要な要素であり、まちのイメージを形成する上で重要な役割を果たしています。幹線道路は、主に中高層の建物が建ち並び、街路樹が連続しているなど、幹線道路ならではの景観が形成されています。神田川は、起伏に富んだ文京区の地形を縁取るように流れており、水と緑によって潤いのある景観が形成されています。

文京区都市マスタープランとの整合

幹線道路

区内には、かつては川が流れていた低地や台地の尾根上などに、区内外及び拠点相互を連絡するネットワーク軸として、文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた春日通り、白山通り、本郷通り、**不忍通り**などの主要幹線道路や、千川通り、**言問通り**などの生活幹線道路があります。道路の形状、沿道の建築物や街路樹などの様々な要素によって、幹線道路ならではの特徴のある景観を形成しています。

<見通しのきく景観>

幹線道路は幅員が広く、音羽通りのような一直線に伸びた道路や、不忍通りのような緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。そうした通りでは、通りの突き当たりや曲がり角に建つ建物等がアイストップとなり、幹線道路の景観を特徴付けています。



護国寺の山門が通りの景観を特徴付けている
（音羽通り 音羽）

<街路樹の景観>

幹線道路沿いには、区の木としても指定されているイチョウをはじめとしてハナミズキやトウカエデなど、多くの街路樹が植えられています。街路樹は緑のネットワークを形成するとともに、春から夏にかけては青々と茂り、秋には黄色に色付くなど、四季が感じられる潤いのある景観をつくり出しています。



街路樹が潤いを与えている
（目白通り 目白台）

＜沿道建物の景観＞

区内の幹線道路沿道の用途地域は、路線式の商業地域又は近隣商業地域に指定されている場合が多いため、商業・業務系の土地利用を中心にした商店街が形成されているなど、賑わいのある景観を見ることができます。

また、幹線道路沿道には中高層の建物が数多く建ち並ぶ景観が形成されています。その一方で、本郷通りなど古くからある幹線道路の沿道では、昔ながらの佇まいを見せる建物が残り、新旧の建物が共存した特徴的な景観を形成しています。

景観形成上の課題

＜屋外広告物＞

- ・ 幹線道路の沿道では、屋外広告物が数多く設置されていますが、華美になり過ぎないように、周辺の景観との調和に配慮することが求められます。

＜幹線道路裏側の景観＞

- ・ 中高層化が図られた沿道建物の裏側には低層住宅地が広がります。そうした場所では、中高層の建物が低層住宅地へ圧迫感を与えないような配慮が求められます。
- ・ 建物の裏側に、配管等の設備や非常階段などがむき出しに設置されないような配慮が求められます。

＜スカイラインが不揃いな沿道建物＞

- ・ 幹線道路沿道の建物の壁面の位置や高さを周辺建物に調和させるなどの配慮が求められます。

＜建築物側面の意匠等＞

- ・ 隣接する建築物の高さが異なる場合、高い方の建築物の側面が見えてしまうため、側面に配管や非常階段などがむき出しで設置されている建築物は、雑然とした沿道景観を形成する要因のひとつになっていることから、配慮が求められます。
- ・ 幹線道路側に正面を向けた建築物が建ち並ぶ中、開口部等がない無表情な側面を幹線道路側に向けた建築物があることで、統一感を欠いた沿道景観となっている箇所もあることから、配慮が必要です。

神田川

緩やかな曲線を描いて流れる神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川です。川と川沿いの緑によって、都市空間の中で自然や潤いを感じることができる景観が形成されています。

<潤いや安らぎを感じさせる水と緑>

神田川の護岸の多くは切り立った構造になっているため、親水性を確保することは困難なものの、川沿いに遊歩道が設置されている箇所は、水と豊かな緑が相まって、憩いの空間となっています。

また、川沿いに整備された並木や、水道橋から昌平橋までの仙台堀緑地等の豊かな緑、多くの花見客で賑わう桜並木などがあります。それらの水と緑がつくる空間は、都市の中で自然を強く認識でき、潤いと安らぎを感じさせる景観となっています。



神田川沿いの歩道
(江戸川公園 関口)



お茶の水橋から上流を見た神田川の景観
(湯島)



駒塚橋から見える川沿いの桜
(目白台)



お茶の水橋から下流を見た神田川の景観
(湯島)

景観形成上の課題

<潤いの少ない景観>

- 神田川沿いの一部の区間では、南側に平行して高速道路が建造されていたり、川に背を向けて建物が建てられていたりする箇所があります。また、街路樹や宅地内の緑が見られる箇所もありますが、緑が少ない箇所もあります。そうした箇所では、都市の骨格を形成する主要な要素であることから、潤いが感じられるような工夫が必要です。

(5) 拠点

現地調査を実施し、各拠点の景観特性を追加

多くの人々で賑わう拠点

文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた**拠点**は、日常生活の利便性を高める様々な機能が集積していることから、多くの人々が訪れ、活力に満ちています。こうした人々の活動や生活の中心となる箇所では、拠点としてふさわしい賑わいのある景観をつくっていくことが求められます。

各拠点では、駅周辺の土地利用や歴史的背景、周辺環境など、それぞれの地域特性を反映した特色ある景観が形成されています。

<文京シビックセンター周辺>

区のシンボルである東京ドームや文京シビックセンターが立地し、個性豊かな都心景観を創出しています。幹線道路沿いは大規模な商業・業務施設が集積し、都市機能が集積した街並みを形成しています。

その足元には緑豊かでゆとりある歩行空間や、ベンチ・テーブル等を配したオープンスペースが整備され、街路樹と一体となった潤いある空間を創出するとともに、昼夜を問わず人々が憩い、集い、交流する、拠点にふさわしい賑わいのある景観を形成しています。



東京ドーム周辺の景観



文京シビックセンターの頂部デザイン



緑とゆとりある春日駅エントランス付近



敷地内の緑道やオープンスペース（ベンチ・テーブル等）の賑わい



<飯田橋駅周辺>

飯田橋駅周辺は、神田川や小石川後樂園の歴史ある豊かな緑を有し、区の南西の玄関口にふさわしい都心景観を創出しています。外堀通り沿いは業務施設が集積し、都市機能が集積した街並みを形成しています。

再開発地区は商業・業務施設が集積し、足元には緑豊かでゆとりある歩行空間や、ベンチ等を配したオープンスペースが整備され、憩いと賑わいのある景観を形成しています。



一般開放されている後楽緑道



神田川と外堀通りの沿道景観

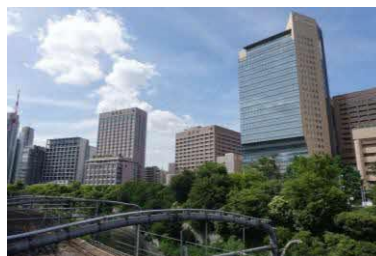


敷地内の緑道やオープンスペース（ベンチ等）の賑わい

<御茶ノ水駅周辺>

御茶ノ水駅周辺の橋梁からは、神田川が織りなす緑豊かな渓谷と、その斜面に林立する大学キャンパスがダイナミックな眺望を創出しています。大学の豊かな緑が街路樹や神田川の緑と一体となり、文教のまちにふさわしい、潤いと知性を感じさせる洗練された景観を形成しています。

まちかどには緑豊かでゆとりある歩行空間や、ベンチ等を配したオープンスペースが整備され、憩いと賑わいのある景観を形成しています。



御茶ノ水橋からのダイナミックな眺望（神田川と鉄道と街並み）



大学の緑と街路樹と神田川の緑道



坂道の風景（油坂）



緑豊かなオープンスペースの賑わい



順天堂大学歴史記念館

現地調査を実施し、各拠点の景観特性を追加

<茗荷谷駅周辺>

茗荷谷駅・教育の森公園周辺は、小・中・高等学校や大学など教育機関が集積し、落ち着いた中でも若々しい活気が息づく文教のまちです。歴史ある大学のレンガ積みのファサードや落ち着いた雰囲気のある建築物が、洗練された街並みを形成しています。

駅や公園周辺には緑あるオープンスペースが整備され、憩いと活気ある景観を形成しています。



中央大学のレンガ積みのファサードと樹木やゆとりある歩行空間



落ち着いた雰囲気のある街並み



駅周辺のオープンスペースの賑わい

<本郷三丁目駅周辺>

本郷三丁目駅周辺の本郷通りや春日通り沿いには商業施設やオフィスビルが集積し、壁面後退により生み出された空間にオープンカフェやプランターが配されるなど、都市ならではの活気ある街並みを形成しています。

一方、裏通りへ入ると古くからの趣を感じさせる空間が残っており、東京大学のレンガ積みのファサードや塀と調和した歴史を感じさせる街並みを形成しています。

大通りの都市的な賑わいと、裏通りの歴史的な静けさが心地よく交差する、重層的で魅力的な景観となっています。



駅周辺や本郷通りの活気ある街並み



オープンカフェの賑わい



街路樹と一体的なエントランスの緑



裏通りの歴史を感じさせる街並み



東大のレンガ積みのファサード・塀

<湯島駅周辺>

湯島駅周辺は、都道 452 号を境として、湯島天満宮や旧岩崎邸庭園方面の「静：歴史や落ち着き」から、上野方面の「動：活気や賑わい」へと移り変わる、グラデーションの景観特性を有する魅力的な街並みを形成しています。

裏通りの「学問のみち」沿いには、古くからの建物が残っており、和を意識した意匠などにより、地域の歴史や文化を感じさせる風情ある景観を創出しています。



湯島天満宮方面「静：歴史や落ち着き」



上野方面「動：活気や賑わい」



学問のみち（左：昭和レトロな台東区立黒門小学校・和風な飲食店）



<江戸川橋駅周辺>

山の手地域西部に位置する江戸川橋駅周辺は、新目白通りや江戸川橋通り沿いに中高層のマンションや商業施設、オフィスビルが集積し、整然とした街並みを形成しています。

壁面後退によりゆとりある歩行空間が確保され、地域の生活感や賑わいが感じられる景観を形成しています。また、背後には神田川や江戸川公園の自然を擁しており、日々の暮らしに潤いや彩りを与えています。



中高層マンションや商業施設等が集積した整然とした街並み



街路樹と一体で緑やゆとりある歩行空間



低層部の店舗の賑わい



背後の神田川と首都高



江戸川公園のエンタランス

現地調査を実施し、各拠点の景観特性を追加

<白山駅周辺>

山の手地域東部に位置する白山駅周辺は、薬師坂や本郷通り沿いに中高層のマンションや商業施設、オフィスビルが集積し、地域の生活感や活気に満ちた街並みを形成しています。

一方、周辺には多くの寺社が点在しており、白山駅と本駒込駅をつなぐ「しんみち通り」など細い路地には、新旧の商店が軒を連ね、歴史の面影や下町風情が感じられる空間を創出しています。



薬師坂の生活感や活気に満ちた街並み



本郷通りなどの中高層のマンション等の風格のある街並み



しんみち通りの新旧建築物の歴史の面影や下町情緒ある街並み



景観形成上の課題

<拠点として魅力ある景観づくりが求められる駅周辺>

- ・拠点では、地域の**玄関口**、活性化の核として、**景観特性にあった**良好で特色のある景観の形成が求められます。

<ゆとりを感じにくい地下鉄駅周辺>

- ・拠点周辺は、地下鉄駅が**地域の玄関口として重要な役割を担っています**。地下鉄駅の出入口付近では**緑豊かで**滞留できるオープンスペースを創出する等、**魅力やゆとり**を感じさせる景観づくりが求められます。

<魅力を発揮しきれていないまちかど>

- ・石碑等が立ち、歴史の刻まれたまちかどや憩いの空間と成り得るまちかどであっても、人混み等に埋もれている箇所が見られます。**まちかどにふさわしいシンボルツリーや滞留できるオープンスペースを創出する等**、その魅力が十分に発揮できるような配慮が求められます。

<拠点にふさわしい夜間景観>

- 地域の玄関口、活性化の核として、景観特性にあった魅力ある夜間景観が求められています。

<屋外広告物>

- 周辺の景観特性にあった屋外広告物に配慮することが求められています。

(6) 緑

大規模な緑のまとまり

区内には、多くの日本庭園（大名庭園）が残されており、なかでも小石川後樂園や六義園などは文化財にも指定されている貴重なものです。また、大学や公園、寺社の境内など、斜面地の樹木や豊かな湧水を用いた池などを中心とした大規模な緑のまとまりが多くあります。

こうした起伏に富んだ地形を生かし、江戸時代から長い年月をかけて形成されてきた大規模な緑のまとまりによって潤いのある景観を形成しています。

<斜面緑地や緑のスカイライン>

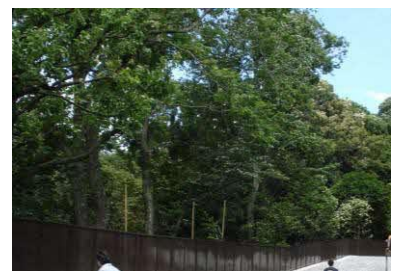
斜面地にある豊かな緑は、視覚的に立体感のある景観をつくりだしています。また、一部では連続した緑がつくり出す緑のスカイラインを見ることができる場所もあり、潤いを感じられます。



斜面の緑が連なり形成されたスカイライン
(新江戸川公園 目白台)

<ランドマークとなる緑のまとまり>

小石川植物園や東京大学などの大規模敷地は、ボリューム感のある緑が形成されており、歴史性とも相まって、緑のランドマークとなっています。



ボリューム感のあるまとまった緑
(小石川植物園 白山)

＜自然が感じられる景観＞

まとまった緑のある敷地では、空も広く、自然が強く感じられる景観を形成しています。



池越しに広がる空
(六義園 本駒込)



遮るもののない広い視界
(目白台運動公園 目白台)

＜緑視率の高い景観＞

敷地内にあるまとまった緑が、塀越しに見えたり、透過性のある塀などにより敷地外でも緑を身近に感じたりすることができ、潤いのある緑視率の高い景観となっています。



煉瓦塀から歩道に溢れる緑
(東京大学 本郷)



敷地内の緑も見通せる透過性のある塀
(国際仏教学大学院大学 春日)

景観形成上の課題

＜閉鎖的な大規模敷地の塀＞

- ・敷地境界に長大で単調なブロック塀等が設置される場合には、閉鎖的な印象を与えないよう、身近に緑が感じられるような工夫が求められます。

＜植栽の乏しい周辺建物＞

- ・公園や庭園など大規模な緑のまわりの周辺では、接道部に植栽を設けるなど、緑の連続性が分断されないように配慮することが求められます。

憩いの空間となる公園

区内には、住宅地の一角にある小さな公園や、サッカーやテニスの楽しめる大きな運動公園、平坦な公園や地形の特徴を生かした高低差のある公園があります。また、関東大震災の復興の際につくられた公園や大名庭園の名残を残す歴史的な公園など、多種多様な公園があります。

公園は、緑が多く季節の花が楽しめるなど、四季の移り変わりが感じられる場所であるとともに、区民の身近な憩いの空間となっています。

<親しみの持てる樹木や遊具>

区民が日常的に利用する公園には、木陰をつくる樹木や遊具などがあり、また、そこで憩い、遊ぶ人々が織り成す親しみの持てる景観が広がっています。



木陰をつくる樹木と遊具
(左：久堅公園 小石川 / 右：西片公園 西片)

<斜面を生かした景観>

斜面に立地する公園は、地形の変化に富んでおり、立体的で奥行き感のある景観を形成しています。



立体感のある斜面の緑
(左：清和公園 本郷 / 右：江戸川公園 関口)

<公園からの眺望>

台地など高台の開けた場所からは、低地の建物や緑を見下ろすことができ、区内のまち並みを一望することができます。



住宅の屋根の連なりを一望
(小日向公園 小日向)

景観形成上の課題

＜閉塞感や薄暗さを生む塀＞

- ・公園の立地や隣接する建物への配慮などから、外周を塀等で囲っている公園があり、塀の仕上げや木立との位置関係などが、図らずも、閉塞感や薄暗さを生んでいる場合があることから、緑豊かな景観に配慮することが求められます。

＜植栽の乏しい周辺建物＞

- ・公園の周辺の敷地では、接道部に植栽する等により、公園の緑との連続性を図る必要があります。

＜配慮を欠いた周辺建物＞

- ・公園に隣接した建物等では、配管や室外機などを公園に向けて設置しているものが見られます。公園内から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

（7）活動

人の活動

区内では、「文の京ロード・サポート」や町会などによる美化活動をはじめ、地域資源のマップづくりや歴史・文化的な建物の保全・活用の支援、一人ひとりが行う宅地内の植栽など、文京区の景観づくりに貢献する活動が、区民等の手によって各所で行われています。

＜区民等による公共空間の清潔な景観の維持・創出＞

地域住民や民間企業、NPOなどにより、道路や公園の清掃活動が盛んに行われており、公共空間の清潔感のある景観が維持されています。



町会が行う公園の清掃活動
(須藤公園清掃活動 千駄木)

＜敷地前面を利用した花等による演出＞

樹木や鉢植え、草花などをしつらえることにより、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした区民等一人ひとりの小さな取組や工夫が、通りを歩く人にも安らぎを与え、生活感の感じられる生き生きとした景観をつくり出しています。



敷地内の空いたスペースに
草花を飾り演出(湯島)

景観形成上の課題

＜落書き＞

- ・塀等への落書きによって景観を損ねている場所があり、改善が求められます。

「文京区らしい景観」は、それぞれの景観特性が相互に結びついて存在することで形成されています。

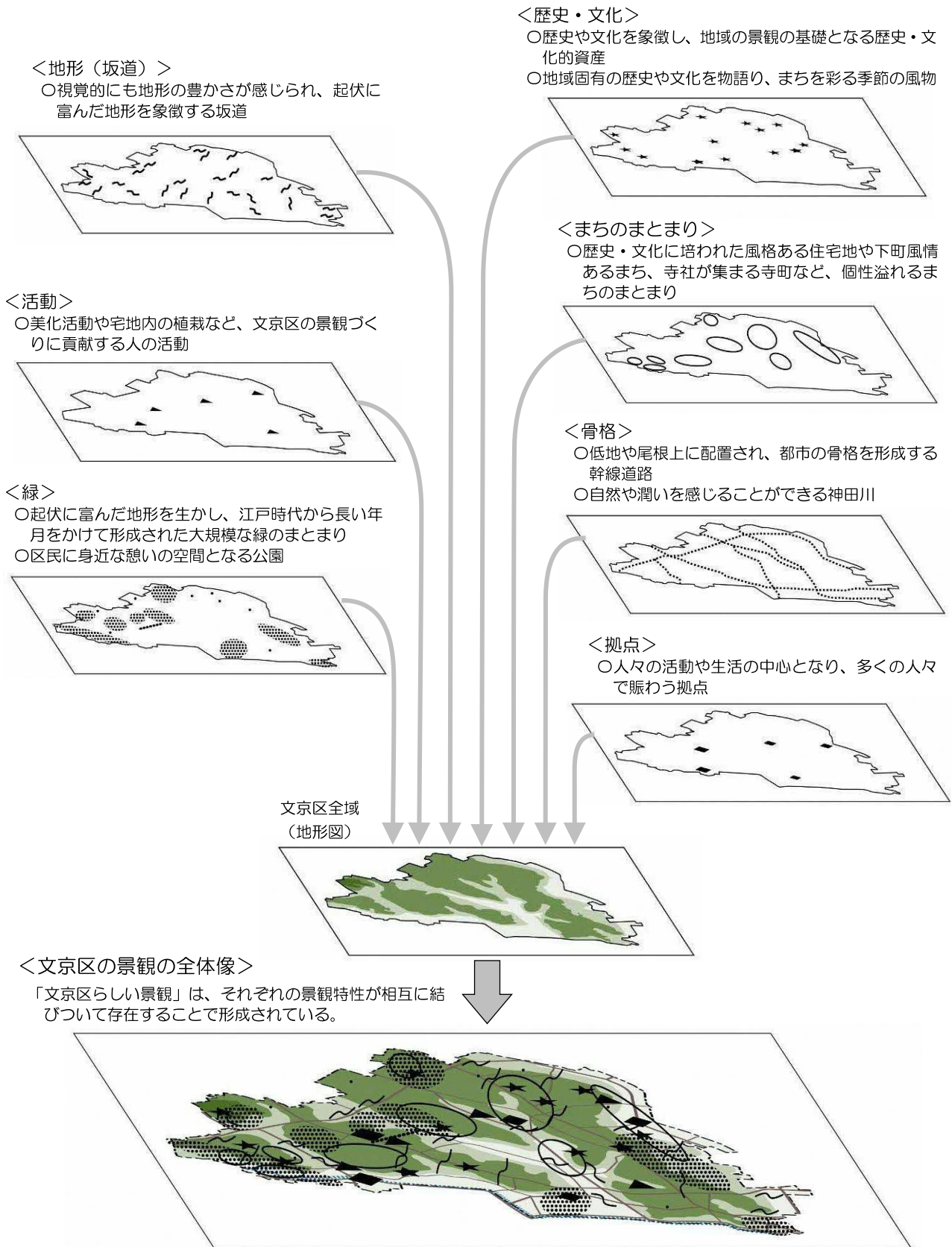


図 1-2 文京区の景観の全体像

第2章 景観づくりの目標と基本方針

2-1 「景観特性」を生かした景観づくり

文京区の景観を特徴付けるものとして、起伏に富んだ地形を象徴する坂道や地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産、寺町や下町風情あるまちなどの個性溢れるまちのまとまり、都市の骨格をつくる幹線道路や神田川、多くの人が訪れ交流する地域拠点や生活拠点、大規模な緑のまとまりや大小様々な公園、人々の活動など、多様な「景観特性」が挙げられます。

「文京区らしい景観」は、それぞれの「景観特性」が相互に結びついて存在することで形成されています。ひとつひとつの「景観特性」を生かした景観形成を推進していくことによって、居住者だけでなく来訪者にとっても魅力ある「文京区らしい景観」づくりが行えると考えています。

本計画では、坂道や歴史・文化的資産、緑などの多様な「景観特性」を生かすことを文京区の景観づくりの基本的な考え方とします。

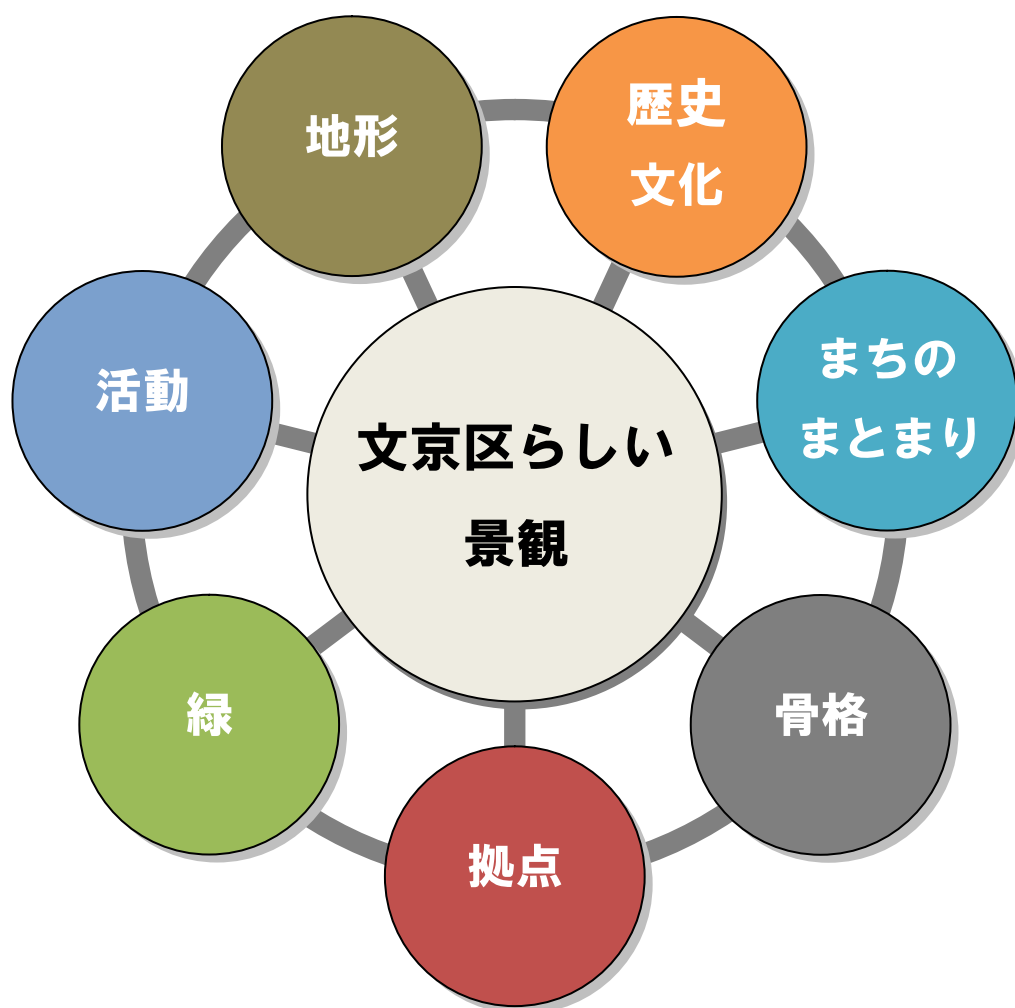


図2-1 「景観特性」と「文京区らしい景観」

2-2 景観づくりの目標

区の景観特性や都市マスタープランに掲げるまちづくりの目標などを踏まえ、景観づくりの目標を以下のとおり定めます。

～協働で取り組む～

「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい魅力溢れる景観づくり

○「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る

- ・文京区は、起伏に富んだ地形を象徴する坂道、大名庭園や大学、公園などの緑のまとまりや、街路樹、宅地内の緑、歴史の深い建造物や寺社仏閣などの歴史・文化を物語る史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、それらを生かした魅力溢れる「文京区らしい景観」づくりを行っていきます。

○だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる

- ・子どもから高齢者まで、だれもが心地良く暮らせるまちであることは、景観の豊かさにもつながります。良好な景観づくりを進めるためにも、快適な空間づくりやコミュニティづくりの視点を大切にしながら取り組みます。

○区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

- ・良好な景観づくりは、区民等・建築行為等を行う事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、お互いの協働によって実現されるものです。景観づくりに当たっては、区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働の視点を重視していきます。

2-3 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を踏まえ、魅力溢れる景観づくりを進めるために、以下の景観づくりの基本方針を定めます。（景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」とします。）



基本方針1：起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める

①地形によって縁取られるまちの特徴を尊重する

文京区は、台地と低地が織りなす起伏に富んだ地形を有しており、この地形を巧みに利用しながら、古くから土地の使い分けがなされてきたため、地形の縁取りにより、特徴のあるまちが形成されています。その特徴を尊重することが、まちの景観の魅力を向上させることにつながります。

②地域に親しまれている坂道など、地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高める

文京区は、起伏に富んだ地形を有しているため、坂道や地形に沿った道が多く、古くから様々な名称が付けられ、住民の生活に密接に結びついてきました。この坂道や地形に沿った道は、移動するにつれて景観が変化し、視覚的にも地形の豊かさを感じることができます。このような地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高めることにより、良好な景観形成を図ります。



鍔坂（本郷）

③斜面緑地や石積擁壁など、豊かな地形を感じさせる要素を大切にする

区内に数多く立地する崖地に残された斜面緑地、坂道に沿った擁壁などは、文京区の豊かな地形を感じさせる重要な要素です。また、斜面緑地の高木や風格のある石積擁壁は、まちの歴史を感じさせてくれます。このような起伏に富んだ地形やまちの歴史を感じさせる要素を、安全性に配慮しながら景観づくりに生かすことにより、文京区の個性を尊重した景観形成を図ります。

④地形の脈絡を感じさせる景観を大切にする

区内には、谷道・尾根道といった地形を生かした道路が多く、その湾曲した線形が景観を変化に富んだものにしています。また、坂道を上るにしたがって開ける視界や高台から見るまち並みも、地形の起伏を感じさせます。このような、古くから継承されてきた地形の脈絡を感じさせる景観を大切にしながら、文京区らしさを高めていきます。

⑤アイストップとなる要素を大切に、坂道景観の印象を深める

坂道では、視線の先に見えるものによって受ける印象が大きく異なります。緑豊かな樹木やランドマークとなる建造物などがアイストップとなっている坂道は、その印象をより深いものにしています。このようなアイストップとなる要素を大切に、印象を深めることで、坂道の魅力を高める景観形成を図ります。

基本方針2：歴史・文化を物語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にする

①歴史・文化的資産を生かし、地域の個性を大切にした景観形成を図る

区内には、文化財をはじめ、寺社仏閣、歴史の深い建造物などが数多く残されています。これらはまちの歴史や文化を感じさせるとともに、地域のイメージを形成する重要な要素です。このような歴史・文化的資産を生かし、それらと周辺建物等を調和させることにより、地域の個性を大切にした景観形成を図ります。**あわせて、これらの資源を生かしたまちの回遊性の向上を高めていきます。**



地域のシンボルとなっている護国寺（大塚）

②施設の名称や地名などから喚起される歴史・文化のイメージを大切にする

文京区は、明治時代以降、多くの文人を輩出してきた地です。文人ゆかりの史跡などは、歴史・文化的資産のひとつであり、江戸市街地の境といわれた「かねやす」や文学作品に登場する場所も多くあります。また、古い町名は土地の歴史・文化を語るもののひとつです。これらの有形・無形の資産から喚起されるイメージを大切にした景観形成を図ります。

③地域のイメージを支える風物や歴史を伝える門・塀など、景観要素を効果的に活用する

根津神社のつつじまつり、白山神社のあじさいまつり、湯島天満宮の菊・梅まつりなどの地域に根付いた祭りや播磨坂の桜並木といった特徴的な植栽など、様々な風物により地域のイメージが形成されています。また、寺社や歴史を感じさせる建造物の門や塀、装飾、旧家の庇・瓦、豊かな樹木なども景観を印象付ける要素のひとつです。これらを効果的に活用することにより、個性的な景観の形成を図ります。



歴史を感じる東大のレンガ塀（本郷）

④歴史・文化的資産からの見え方に配慮した景観づくりを行う

区内には、六義園や小石川後樂園をはじめとした大名庭園や規模の大きな寺社などが数多くあり、その敷地内から周辺を望む景観は、地域の歴史や文化を感じさせます。こうした歴史・文化的資産からの見え方に配慮し、歴史・文化的資産と周辺の建物等が調和した景観をつくります。

⑤歴史や下町風情が感じられる夜間景観を演出する

歴史・文化的建造物周辺では夜間においても歴史的資源と調和した景観に配慮し、下町風情の残る店舗などでは、行燈や提灯など歴史の風情が感じられる夜間景観の形成を図ります。

基本方針3：まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する

①高台に集積する良好な戸建て住宅地の景観を保全する

区内には、江戸時代の武家屋敷を基にする高台の良好な住宅地、明治時代の阿部家による西片町、大正時代の岩崎家による大和郷といった計画的に開発された住宅地が、当時のまちの構成のままに継承されています。このような住宅地には、緑も多く、歴史・文化に培われた風格があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性を維持・創出することなどに配慮しながら、風格を引き継いでいくことが、まちの個性を尊重することになります。



戸建て住宅が建ち並ぶ景観（西片）

②街区の奥に展開する豊かな路地空間を生かして下町風情ある景観を育成する

根津などの下町風情あるまちは、江戸時代から庶民のまちとしての賑わいがあり、表通り・横丁・裏通り・路地といった特徴的な街路構成を形成しています。街区の奥に展開する路地や手入れされた緑、格子のしつらえなどは、下町風情が特に感じられるもののひとつでもあります。また、この地域では、地域の住民と協働し、「根津駅周辺地区まちづくり基本計画（平成20年3月）」及び「千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画（平成23年3月）」を策定しており、地区の魅力を生かした景観づくりを推進していくことが必要です。そのため、このような江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地のイメージ等を生かしながら下町風情ある景観形成を図ります。



下町風情の感じられる景観（根津）

③寺社と結びついたまちの趣を大切にする

白山、向丘、本駒込、千駄木のそれぞれの地区の一部には、主に江戸時代の「明暦の大火」後に集団移転してきた寺社を中心に、現在でも多くの寺社が立地し、地域と寺社の結びつきが強く、寺町として発展してきました。参道など寺社特有の奥行きを感じさせる佇まいと、山門や鳥居、本堂など歴史を感じさせる数多くの建造物、境内の豊かな緑が相まって、閑静で落ち着いた趣のある寺町の景観を形成しています。このような地域の個性を大切に、寺社と結びついたまちの趣を継承していきます。



奥行きを感じさせる寺社の佇まい
（吉祥寺 本駒込）

基本方針4：文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める

①幹線道路の性格に対応した快適で潤いのある街路景観を創出する

区内には、かつては川が流れていた低地や台地の尾根上などに、文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた、区内外及び拠点相互を連絡する主要幹線道路や生活幹線道路があります。これらの幹線道路は、都市の骨格を形成するものであり、自動車交通だけでなく歩行者にとっても重要な役割を果たしています。また、沿道の建築物等を含めた景観は、まちのイメージを形成する重要なものとなっています。街路樹や街路灯の設置、無電柱化、道路舗装、沿道敷地内の植栽などにより、統一感を持たせた快適で潤いのある景観の形成を図ります。



都市の骨格を形成する幹線道路
(白山通り 白山)

②アイストップを望む眺望を大切にした印象的な幹線道路の景観をつくる

幹線道路は幅員も広く、線形も直線や緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。そうした通りでは、通りの突き当たりや曲がり角に建つ建物、街路樹の緑などが、通りの景観を特徴付けています。このような眺望を大切にし、地域の個性を生かした景観をつくります。

③沿道の個性を生かしたまとまりのある沿道景観をつくる

幹線道路沿いでは、近年建てられた中高層建築物が多く建ち並ぶ景観、昔ながらの佇まいを見せる建物と新しい建物が共存した特徴的な景観や、賑わいのある商店街の景観など、様々な景観を見ることができます。また、幹線道路では、後背の住宅地等の遠方からも沿道の建築物が見えるなど、沿道に建つ建築物が重要な要素となっています。沿道の個性を生かしながら、まとまりのある沿道景観の形成を図ります。



落ち着いた色彩の建物が並ぶ幹線道路
(本郷通り 本駒込)

夜間景観に関する方針を追加

④主要な橋梁や交差点を魅力的なまちかどとして印象付ける

文京区は、JR 山手線・中央線、神田川に囲まれており、JR 駅につながる交差点や神田川に架かる橋梁が、区内外をつなぐゲートのな空間となっています。また、江戸時代の市街地の境となった交差点など、まちの歴史・文化をイメージさせるものもあります。このような橋梁や交差点において、魅力的な景観を形成することにより、区の骨格の印象を高めます。

⑤地域特性にあった落ち着きや活気が感じられる幹線道路の夜間景観をつくる

文京区の幹線道路沿いは、周辺に大学や寺社なども多いことから、落ち着きの中に活気が感じられる夜間景観となっています。道路照明や街並みの漏れ光などと一緒に、地域特性にあった風格や落ち着き、賑わいや活気が感じられる魅力的な夜間景観を形成します。

⑥水と緑豊かな潤いある神田川の景観をつくる

神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川であり、川沿いには桜並木や量感のある豊かな緑が見られます。それらがつくる空間は、都市の中で潤いを感じさせる景観となっています。こうした水と緑豊かな潤いある神田川の景観を維持・向上させるため、川沿いでは川のイメージや斜面緑地を生かした修景などを通じて、水辺空間の魅力をさらに高めていきます。



水面に映る岸の並木（関口）

特に、文京区を特徴づける景観を形成している江戸川公園周辺やお茶の水周辺では、神田川の流れと一体となった景観の保全を図ります。あわせて、聖橋周辺、水道橋周辺、飯田橋周辺などにおいては、神田川の歴史等を踏まえた特徴的な景観づくりを進めます。

⑦大規模な緑のまとまりや神田川とのつながりを強化する

区内には、歴史・文化的な庭園や大規模な公共施設など、大規模な緑のまとまりが多くあります。また、神田川は、面する緑と合わせて、都市空間の中で自然を強く認識できる場所です。このような水と緑の空間を幹線道路の緑化や緑道などでつなぐことにより、潤いのある景観形成を図ります。

基本方針5：拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる

①駅等を核とした賑わいのある拠点景観の形成を図る

拠点は多くの人々の活動や生活の中心となっており、活力に満ちています。そのため、オープンスペースやゆとりのある空間を創出し、また、緑やベンチ等を整備するなど、人々が憩い、集い、交流し、楽しく回遊できるように工夫することなどにより、拠点の特性を生かした、賑わいのある景観形成を図ります。

各拠点の方針・写真を追加

文京シビックセンター周辺

区のシンボルと豊かな緑が調和した
風格や個性のある都心景観の形成



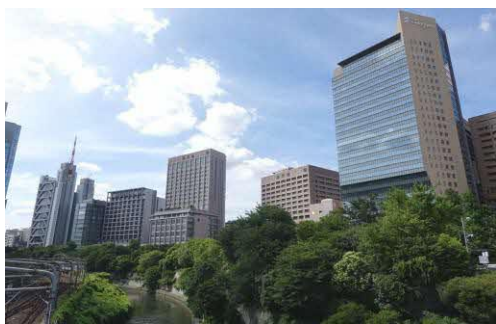
飯田橋駅周辺

水辺や庭園の緑と都市が織り成す
風格や賑わいのある都心景観の形成



御茶ノ水駅周辺

渓谷の水と緑と一体となった
知性や活気あふれる文教景観の形成



茗荷谷駅・教育の森公園周辺

文教の薫りと緑が息づく
知性や活気あふれる文教景観の形成



本郷三丁目駅周辺

東大とのつながりを意識した
賑わいと歴史が交わる重層的な景観の形成



湯島駅周辺

「静」から「動」へと変化する
歴史や文化が感じられる景観の形成



検討中

江戸川橋駅周辺

豊かな緑と水辺が織り成す
潤いとゆとりが感じられる景観の形成



白山駅周辺

下町情緒といちよう並木が織り成す
潤いと活気のある景観の形成



②記憶に残る拠点ならではのまちかど景観を創出する

拠点となる地区では、観覧車等の施設が見られる場所もあり、まち並みに大きなアクセントを与えています。また、ポケットパーク等の小さなスポットやまち中に設置されたシンボルツリーやモニュメントなども、個性的なまちかどを演出しています。拠点となる都市的な空間では、拠点ならではのまちかど景観を創出します。



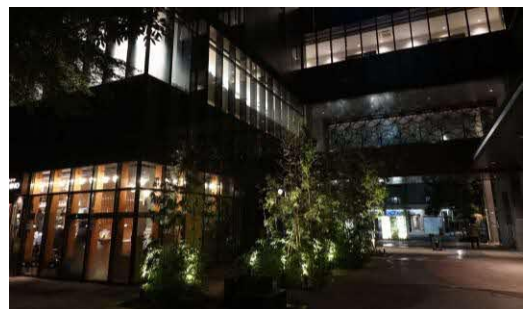
花で飾られたまちかど（本郷）

③拠点としての魅力や賑わいある夜間景観を演出する

夜間景観に関する方針を追加

東京ドームや文京シビックセンター周辺は区のシンボルとなっており、冬にはイルミネーション等により華やかな演出が行われるなど個性ある魅力的な夜間景観となっています。御茶ノ水駅や茗荷谷駅周辺には大学など教育機関が集積しており、品格や賑わいが感じられます。本郷三丁目、白山駅や湯島駅周辺の裏通りには歴史や下町風情が残っており、夜間においても拠点の特性にあった魅力や賑わいある景観を形成します。

東京ドーム周辺は大型のデジタルサイネージが設置されていますが、小石川後樂園や文京シビックセンター周辺の静寂や品格ある夜間景観との調和など、屋外広告物においても質の高い夜間景観を演出します。



基本方針6：多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる

①大名庭園等の緑のまとまりを継承し、落ち着きと潤いのある景観の形成を図る

区内には、小石川後楽園や六義園などの江戸時代につくられた大名庭園や、斜面地の豊かな樹林を利用した大名屋敷跡地の公園や大学など、大規模な緑のまとまりが数多く残されています。このような江戸時代から長い年月をかけて形成されてきた緑のまとまりは、湧水を用いた池等と相まって、区の豊かな自然を感じさせ、周辺に潤いを与えているとともに、区を特徴付ける要素となっています。これらを次世代へと継承しながら、緑のまとまりを庭園周辺に波及させ、また、周辺建物等を調和させることにより、落ち着きと潤いのある景観の形成を図ります。



東京大学の三四郎池（本郷）

②目に見える緑の増加を図る

大学や寺社、庭園、公園などには、大きな樹木が育っているものが多く、それらの緑は敷地の外からも見ることができ、まち並みに潤いや安らぎを与える重要な存在となっています。こうした敷地内の緑が外からも見える工夫を推奨するとともに、敷地内の緑や街路樹など、様々な緑の連続性を創出することにより、目に見える緑（緑視率）の増加を図ります。

③地域のシンボルとなっている樹木を尊重する

区内には、古くから地域のシンボルとなっていたり、アイストップとなっていたりするなど、地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木が数多くあります。これらの樹木は、文京区らしい景観をつくる重要な資源です。こうした樹木を尊重し、魅力ある景観づくりに生かしていきます。



地域のシンボルとなっている棕の老樹
（小石川）

④憩いの場である公園の緑を大切にし、潤いのある景観を形成する

区内には、多種多様な公園があります。公園には緑が多く育ち、まち中でだれもが気軽に訪れることができる身近な憩いの空間として親しまれています。こうした特性を生かし、公園からの見え方に対する配慮や公園周辺にも緑を波及させるなど、潤いのある景観を広めています。

基本方針7：人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める

①人々が交流できる空間を創出する

公園で子どもたちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿、カフェでくつろぐ姿など、人々の活動や営みも景観の要素のひとつです。そのため、オープンスペースや憩いの場など、人々が交流できる空間を創出することにより、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めます。

②生活感が感じられ、生き生きとした景観をつくる

住宅地では、それぞれの敷地を利用して、樹木や草花、鉢植えなどをしつらえ、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした取組は、潤いを感じることができるだけでなく、水やり等手入れをしている様子から、日ごろの生活感を感じることができ、通りを歩く人の心を和ませます。また、人と人との交流が生まれるきっかけにもなります。このような区民等一人ひとりの小さな工夫や継続的な取組による景観づくりを支援し、生き生きとした景観をつくれます。



生活感が感じられる草木や鉢植え（根津）

基本方針8：地域に愛着や誇りを持てる環境を整える

①地域の個性を尊重し、愛着や誇りを持てる環境を整える

坂道や歴史・文化的資産、緑のまとまりなど、多様な景観特性を生かした景観形成を行っていくためには、建築物や屋外広告物、道路などの景観を構成する要素を単体として捉えるだけでなく、周辺の景観に十分に配慮したものとするのが重要です。区民等・建築行為等を行う事業者・区が協働して、これらの要素を地域の個性を尊重しながらつくっていくことにより、地域に愛着や誇りを持てる環境を整えるとともに、区内全域の景観の質の向上を図ります。

②調和のとれた市街地景観をつくる

上空に張り巡らされた電線や林立する電柱、地下鉄駅周辺の放置自転車などは、まちの景観を損なうものとなっています。また、個人の敷地内に建つ建物であっても、道路等の公共空間から見える部分については、良好な景観をつくる上で重要な役割を担っているものといえます。まちの景観を雑然としたものにしないよう配慮することにより、調和のとれた市街地景観をつくれます。

③道行く人が心地良さを感じる空間をつくる

道路に面する敷地内の空地等は、道行く人にとって最も身近な空間です。床仕上げを周辺に配慮したものとしたり、植栽をするなどの工夫により、道行く人が心地良さを感じる景観の形成を図ります。



ビル群の一角に整備された緑溢れる空間
(後楽)

第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準

3-1 景観形成基準の考え方

景観づくりの目標や基本方針を実現し、文京区らしい魅力的な景観形成を図るためには、個々の建築行為等において、周辺のまち並みの状況や地域で培われた歴史・文化を踏まえた上で、周辺の景観との調和を意識するとともに貢献する計画とすることが必要です。

そこで、建築行為等に対し、良好な景観を形成するために必要な事項を示した「景観形成基準」*を定めます。

この基準は、すべての区民等・建築行為等を行う事業者・区が共有し、守っていくものであり、一人ひとりが景観形成の主体として文京区らしい魅力溢れる景観づくりを実現していくためのものとしします。

景観形成基準は、段階的に設定し、それぞれの景観にふさわしい基準を定めます。

まず、区内全域において良好な景観の形成を図るため、区内のどの場所であっても守るべき基本的な基準を「一般基準」として定めます。

また、文京区の景観を特徴付け、「文京区らしい景観」を構成する「景観特性」をより魅力あるものとするための基準を「景観特性基準」として定めます。

さらに、特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するためのよりきめ細かな基準を「地区限定基準」として定めます。



* 景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」とし、同条第4項第2号に規定する「規制又は措置の基準」として定めます。

平成 26 年の「根津景観形成重点地区基準」の改定に伴い、別冊となっていた内容を本編に統合

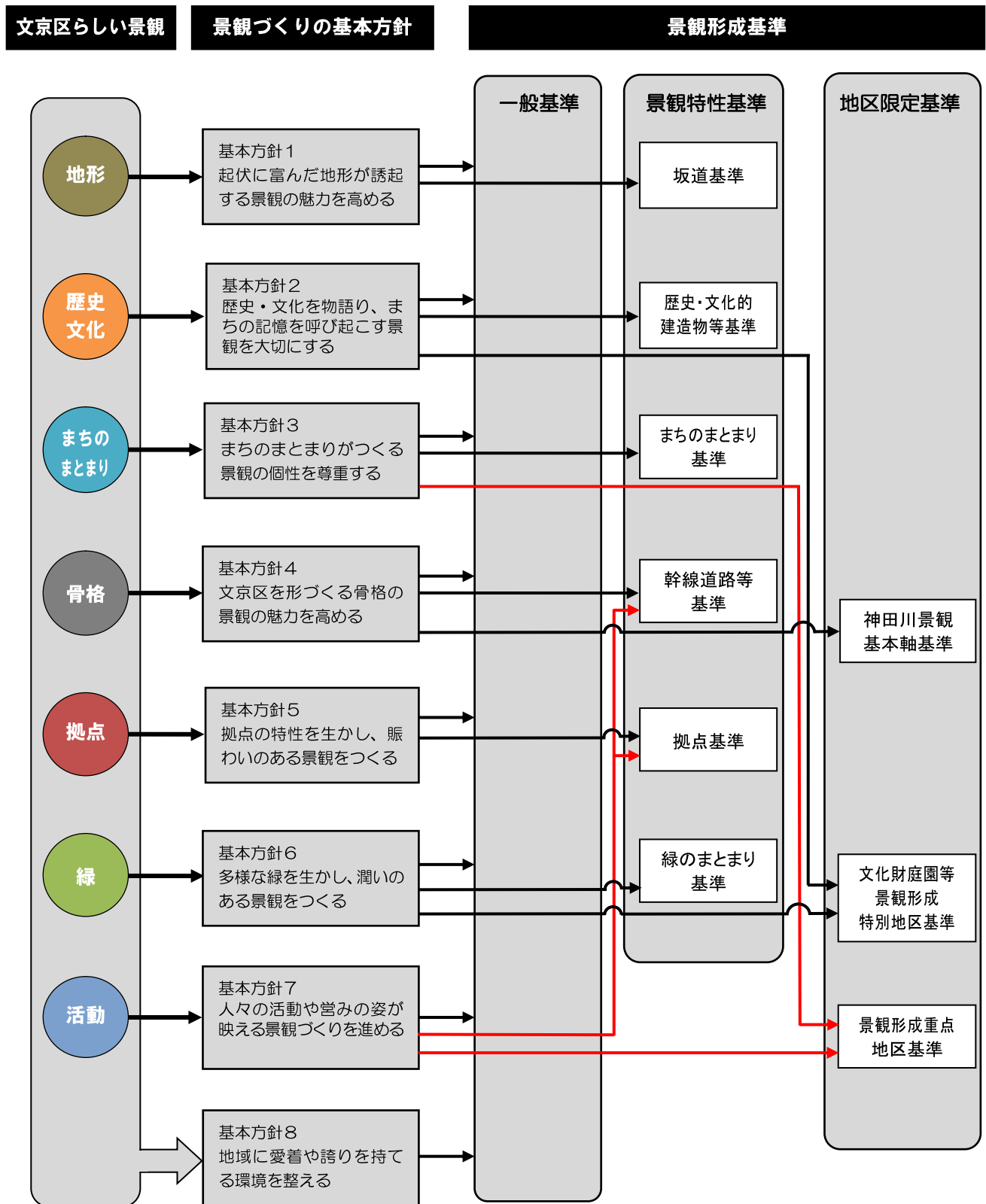


図 3-2 「文京区らしい景観」及び「景観づくりの基本方針」と「景観形成基準」の対応についてのイメージ図

3-2 景観形成基準

(1) 景観形成基準

1) 一般基準

一般基準は、区内全域を対象に、区内のどの場所であっても守るべき基本的な基準です。主に基本方針7「人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める」及び8「地域に愛着や誇りを持てる環境を整える」の実現のために定めるものとし、具体的には、以下に掲げる景観を目指すものとします。

○景観形成の方向性

地域の個性が感じられる景観をつくる

・地域の個性を尊重した景観づくり

落ち着きのある住宅街や賑わいのある商店街、住工混在地など、地域によって個性が異なります。そのため、建築行為等を行うに当たっては、計画地周辺の歴史・文化や周辺の建築物の規模・意匠・高さ・色彩、人の往来などまち並みの状況を十分に捉えた上で計画することで、地域ごとの個性を尊重した景観をつくります。

・まちの歴史や文化が感じられる景観づくり

まちの歴史・文化を象徴する建造物や樹木、寺社仏閣などを大切にし、まちの歴史や文化が感じられる景観をつくります。

・地形を生かした景観づくり

高台からの見え方など、文京区の特徴である地形を尊重することで、地形によって醸し出される魅力が感じられる景観をつくります。

調和のとれた景観をつくる

・まち並みの連続性や一体感が感じられる景観づくり

建築物の意匠や色彩、木々の緑、道路など、景観を構成するものそれぞれが過度に目立つことなく馴染み合い、まち並みの連続性や一体感が感じられる景観をつくります。

・雑然さを感じさせない景観づくり

まちの景観を乱す要素を目立たないようにしたり、修景したりすることにより、雑然さを感じない整った印象の景観をつくります。

歩いていて心地良い景観をつくる

・ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観づくり

樹木や花などの緑や、自然の素材を使った味わいのある門や塀、憩いのためのベンチなど、人々の目を楽しませ、心地良さを感じさせる要素を創っていくことで、ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観をつくれます。

・印象的なまちかど景観づくり

角地や道路の突きあたりは、道行く人の目線が集中しやすい場所です。適切な修景を行い、印象的なまちかど景観をつくることにより、歩いていて心地良い景観をつくれます。

良好な景観づくりを行う上では、道路等から見える建築物等の部分については、重要な役割を担っているものといえます。建築物等の外観は、その配置や意匠、色彩、外構など、建築物等を構成するそれぞれの要素のあり方によって大きく異なります。

そこで、景観形成基準は、「配置」「形態・意匠・色彩」「公開空地・外構等」などの区分ごとに定めることで、建築物等全体として景観に配慮されたものとなるよう誘導するものとします。

○対象となる行為

行為については、次のとおり定めます。

表 3-1 一般基準の対象となる行為

	行 為
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。） （建築基準法第 88 条に規定する工作物で建築基準法施行令に定めるもの）
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 （主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

○景観形成基準（一般基準）

表3-2 建築物等に対する景観形成基準^{*1}（一般基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（一般基準 建築物等）	
配置	①適切な隣棟間隔の確保や道路側にできる限り空地を設けるなど、ゆとりある景観に配慮した配置とする。 ②隣接する建築物の壁面の位置の連続性等を考慮する等、周辺のまち並みに配慮した配置とする。 ③敷地内やその周辺に、歴史的な資源（遺構や樹木、池、湧水など）や起伏に富んだ地形などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。 ④人々の賑わいが感じられる場所では、道路側に空地を設けたり、建築物の顔を向けたりするなど、配置を工夫し、賑わいの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等と意匠や素材を合わせるなど、周辺の景観との調和を図る。 ②周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方^{*2}に対し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、周辺のまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。 ③周辺の建築物群のスカイラインを考慮し、上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、周辺のまち並みとの調和に配慮する。 ④外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表1（ただし、高さ$\geq 60\text{m}$又は延床面積$\geq 30,000\text{ m}^2$の建築物にあっては別表2）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ⑤外壁及び屋根は、反射光の周辺への影響に配慮するとともに、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いたり、意匠を工夫したりするなど、魅力ある景観形成に配慮する。 ⑥建築物の外壁等に附帯する室外機・配管設備・ダクト類・太陽光発電パネルや屋外階段などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、露出を抑えるとともに、配置や色彩を工夫するなど、建築物と一体的に計画する ⑦屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔、太陽光発電パネルなどがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、配置、高さ、色彩、遮蔽等によって、目立たないように工夫する。 ⑧歴史や文化の趣が感じられる建築物等を建替える際には、使われていた素材やデザインなどを取り入れるなど、趣を引き継ぐよう配慮する。 ⑨角地や道路の突き当たりなど、アイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩の配慮等により、魅力ある景観形成に配慮する。 ⑩太陽光発電パネルの色彩は、黒系統色等の暗色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度で、模様が目立たないものとする。また、架台等の附属部材も含め、光沢や反射が少なく、建築物と調和した色彩とする。

*1 次のものを対象とした基準。

- ・ 建築物
- ・ 工作物のうち製造施設やサイロなど建築物に類するもの

＊２ 「景観特性からの見え方」については、次に示す場所からの見え方に配慮すること（資料編 p.134～141 参照）。ただし、基準の対象となる建築物等や工作物が景観特性から望見できる場合において配慮するものとする。また、歴史・文化的建造物等、その他の神社、その他の寺については、それらが一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有している場合に限る。

- | | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------------|------|
| ・坂道（名のある坂道
をはじめ、区内にあ
るすべての坂道） | ・歴史・文化的建造物等
・その他の神社
・その他の寺 | ・低層住宅地
・寺町
・下町風情あるまち | ・幹線道路等
・拠点
・緑のまとまり | ・神田川 |
|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------------|------|

公開空地 ・ 外構等	①外構の床等の仕上げは、無表情な印象とならないよう意匠や素材などを工夫するとともに、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など周辺の景観と調和を図る。 ②潤いのある景観形成に配慮し、敷地内はできる限り緑化を図るものとする。また、道路に面する部分については、積極的な緑化に努めるとともに、屋上や壁面の緑化を行うよう配慮する。 ③緑化に当たっては、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ④緑化を行う際は、周辺の景観との調和を図るとともに、在来種や地域とのつながりが深い樹種を取り入れるよう配慮する。 ⑤既存樹木がある場合は、地域の歴史や文化を伝える景観資源として、保存・移植に努める。 ⑥道路との境界付近に塀やフェンスなどを設置する場合は、高さや形態・意匠・色彩を工夫したり、道路から後退させたりするなど、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観との調和を図る。 ⑦敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機、受変電設備などの附帯設備は、道路に対して露出しないよう配置の工夫や目立たないような配慮、植栽による修景を行うなど、周辺の景観との調和を図る。 ⑧敷地内に設置する自動販売機は、周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。 ⑨周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、過度な明るさは避け、周辺の景観に応じた照明を行う。 ⑩屋外照明は、周囲の光環境に配慮し、点滅するものや光源が露出する照明など、過度にまぶしさを生じさせる光源は使用しない。
次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、下記の基準を加えるものとする。 ・敷地面積$\geq 3,000 \text{ m}^2$ ・今度導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合（第1種低層住居専用地域は除く） ・今度導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対高さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合	
配置	①道路等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。
形態 ・ 意匠 ・	①上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観やスカイラインとの調和に配慮した形態・意匠・色彩とする。 ②外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表2の色彩基

色彩	準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ③外壁及び屋根は、反射光の周辺への影響に配慮するとともに、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に貢献するよう工夫する。
公開空地 ・ 外構等	①周辺のオープンスペースとの連続性を確保する。 ②潤いのある景観形成に配慮し、四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある緑化を図る。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。

表3-3 工作物に対する景観形成基準（一般基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（一般基準 工作物）	
規模	①周辺の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないよう隣棟間隔を確保し、長大で平滑な壁面とならないよう工夫する。
配置	①駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周辺の公園、道路、河川などからの見え方に配慮する。また、駐車場出入口は、周辺の景観の連続性に配慮した配置とする。
形態・意匠・色彩	①形態・意匠は、周辺の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観との調和を図る。 ②色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ③擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。 ④高架水槽や自動車車庫（機械式駐車場等）などを設置する場合は、周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方*に配慮し、目立たないよう工夫する。 ⑤広告塔や装飾塔を設置する場合は、過剰な大きさや色使いによる圧迫感を与えないよう工夫するなど、周辺の景観との調和を図る。
外構	①敷地内に設置する自動販売機は、周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。

表3-4 開発行為に対する景観形成基準（一般基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（一般基準 開発行為）	
土地利用	①区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ②できる限り電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなど配慮する。
造成	①大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないように配慮する。 ②擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。
敷地面積 $\geq 3,000 \text{ m}^2$ の場合は、下記の基準を加えるものとする。	
土地利用	①事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 ②事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 ③事業地内に、歴史的な資源（遺構や樹木、池、湧水など）や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。

* p.54*2を参照のこと。

2) 景観特性基準

景観特性基準は、坂道、歴史・文化的建造物等、緑のまとまりなどの「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」とし、それらをより魅力あるものとするために定める基準です。

それぞれの景観特性基準で定める対象範囲においては、一般基準に加えて、景観特性基準への適合を求めるものとします。

○景観特性基準と景観形成の方向性

表 3-5 景観特性基準と景観形成の方向性

景観特性基準（対象範囲）	景観形成の方向性
①坂道基準 （「坂道」の沿道及び突き当たり）	石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、地形の豊かさが感じられる心地良い景観をつくる
②歴史・文化的建造物等基準 （文化財や寺社などの「歴史・文化的建造物等」の周辺 50mの範囲）	歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる
③まちのまとまり基準 （低層住宅地、寺町、下町風情あるまちの範囲）	低層住宅地、寺町、下町風情あるまちなど、特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくる ・低層住宅地基準（第1種低層住居専用地域） 緑豊かで歴史・文化に培われた風格ある景観を引き継ぐ ・寺町基準（白山・向丘・本駒込・千駄木の一部） まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切に し、寺社の佇まいを生かした景観をつくる ・下町風情あるまち基準（根津、千駄木の一部） 江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせる景観を引き継ぐ
④幹線道路等基準 （「幹線道路等」の沿道）	軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる
⑤拠点基準 （都市マスタープランに位置付けられた「拠点」のうち駅を中心とした範囲）	それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる
⑥緑のまとまり基準 （公園等の「緑のまとまり」の周辺 50mの範囲）	緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる

○対象となる行為

一般基準と同様とします。

○基準が重複する場所における考え方

複数の景観特性基準の対象範囲に重複して該当する場合、それぞれの基準への適合を求めるものとします。例えば、「坂道基準」と「緑のまとまり基準」の対象範囲に重複して該当する敷地がある場合、それぞれの基準に基づいて、建築等の行為を行うことが必要となります。



図3-3 景観特性基準の適用例（イメージ）

①坂道基準

坂道基準は、主に基本方針 1「起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める」の実現のために定めるものとします。

○対象範囲

区内の名のある坂道（113箇所）をはじめ、区内にあるすべての坂道の沿道の敷地及び坂道の突き当たりに面する敷地。

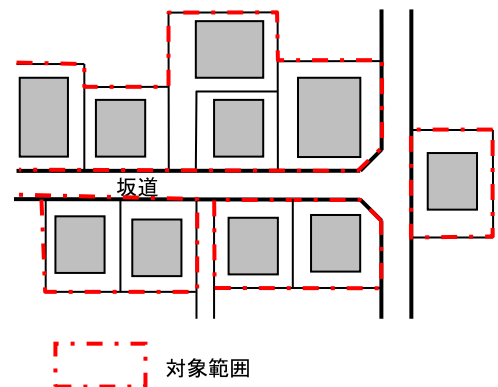


図 3-4 坂道基準の対象範囲



鼠坂



鷺坂

○景観形成の方向性

石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、地形の豊かさが感じられる心地良い景観をつくる

- ・坂道の勾配を感じさせるようなしつらえの工夫等により、起伏に富んだ地形を生かした景観をつくれます。
- ・坂道景観を形成する重要な要素である擁壁や建築物の外構、緑化などについて適切な修景を行い、心地良い坂道景観をつくれます。
- ・坂道の歴史・文化を尊重した景観形成を図ります。

○景観形成基準（坂道基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表3-6 建築物等に対する景観形成基準*（坂道基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（坂道基準 建築物等）	
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①建築物の形態・意匠は、坂道の勾配になじむよう配慮する。 ②坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。 ③坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。
公開空地 ・ 外構等	①擁壁や塀を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。 ②潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。

* p.53*1を参照のこと。

表3-7 工作物に対する景観形成基準（坂道基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（坂道基準 工作物）	
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①擁壁等を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。 ②坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。 ③坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。

アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、
坂道からの見え方に配慮する



坂道の勾配になじ
むよう配慮する

坂道に接する部分
は緑化を図る

擁壁や塀を設置する場合は、魅力
ある坂道景観の形成に配慮し、素
材や意匠等を工夫する

②歴史・文化的建造物等基準

歴史・文化的建造物等基準は、主に基本方針2「歴史・文化を語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にする」の実現のために定めるものとします。

○対象範囲

歴史・文化的建造物等（文化財に指定されている建造物等、東京都選定歴史的建造物及び文京花の五大まつり等が開催されている寺社）の存する敷地の敷地境界線から50mの範囲。^{*}



図3-5 歴史・文化的建造物等基準の対象範囲



傳通院



旧安田邸

^{*} 東京都景観条例第22条第1項に規定する「都選定歴史的建造物」（東京大学広報センター（旧医師会事務局）、東京大学七徳堂、東京大学農学部3号館）及び同条例第32条第1項に規定する「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」（六義園、小石川後樂園、旧岩崎邸庭園）の建物壁面（庭園については敷地境界線）から100mの範囲については、別途定める「歴史的景観形成の指針」に適合するよう努めるものとします。

○景観形成の方向性

歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる

- ・意匠や色彩、素材、緑化などについて配慮することで、歴史・文化的建造物等と周辺が調和した景観をつくります。
- ・歴史・文化的建造物等からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

○景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-8 建築物等に対する景観形成基準*¹（歴史・文化的建造物等基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準 建築物等）	
配置	①歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①外壁や屋根、塀の意匠・素材・色彩などは、歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。 ②周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*²にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないように壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 ③周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*²にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないように工夫する。
公開空地 ・ 外構等	①歴史・文化的建造物等の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。 ②屋外照明は、周辺の歴史・文化的建造物等などの歴史資源と調和するよう配光や色温度に配慮し、趣のある落ち着いた照明計画とする。

* 1 p.53* 1 を参照のこと。

* 2 歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方については、歴史・文化的建造物等の存する敷地が、一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

表3-9 工作物に対する景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準 工作物）	
配置	①歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。
形態・意匠・色彩	①意匠・素材・色彩などは、歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。 ②周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないように壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 ③周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、工作物に附帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないように工夫する。

* 歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方については、歴史・文化的建造物等の存する敷地が、一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する



敷地外周部は
緑化を図る

外壁や塀などは、歴史・文化的建造物
等との調和を図る

③まちのまとまり基準

まちのまとまり基準は、主に基本方針 3「まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する」の実現のために定めるものとし、特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくることを目標とします。

ア) 低層住宅地基準

○対象範囲

第1種低層住居専用地域に指定された範囲。

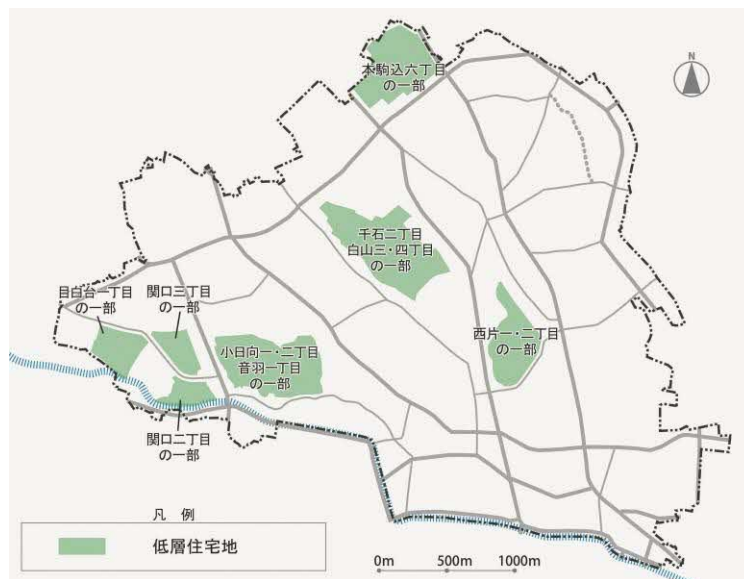


図 3-6 低層住宅地基準の対象範囲



西片



関口

○景観形成の方向性

緑豊かで歴史・文化に培われた風格ある景観を引き継ぐ

- ・建築物の意匠や色彩、樹木の連なりなど、周辺の状況を意識し、一体感のある景観をつくれます。
- ・緑豊かで潤いと風格が感じられる景観形成を図ります。

○景観形成基準（低層住宅地基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表3-10 建築物等に対する景観形成基準*（低層住宅地基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（低層住宅地基準 建築物等）	
形態・意匠・色彩	①意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。
公開空地・外構等	①外構計画は、周辺の敷地や道路など周辺の景観との調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に配慮する。 ②緑豊かな住宅地景観に配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、できる限り四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある景観形成に配慮する。 ③屋外照明は、過度な光の使用は控えながらも、エントランス部分や植栽へ照明を設置するなど、歩行者に安心感をもたらす照明計画とする。

* p.53*1を参照のこと。

表 3-11 工作物に対する景観形成基準（低層住宅地基準）（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）

景観形成基準（低層住宅地基準 工作物）	
形態・意匠・色彩	①意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。

周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、
落ち着いた景観との調和を図る

四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木など、魅力ある景観形成に配慮する

石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に配慮する



イ) 寺町基準

○対象範囲

文京区都市マスタープランの景観形成の方針における寺町界隈の景観形成に位置付けられた範囲（白山、向丘、本駒込、千駄木の一部）。

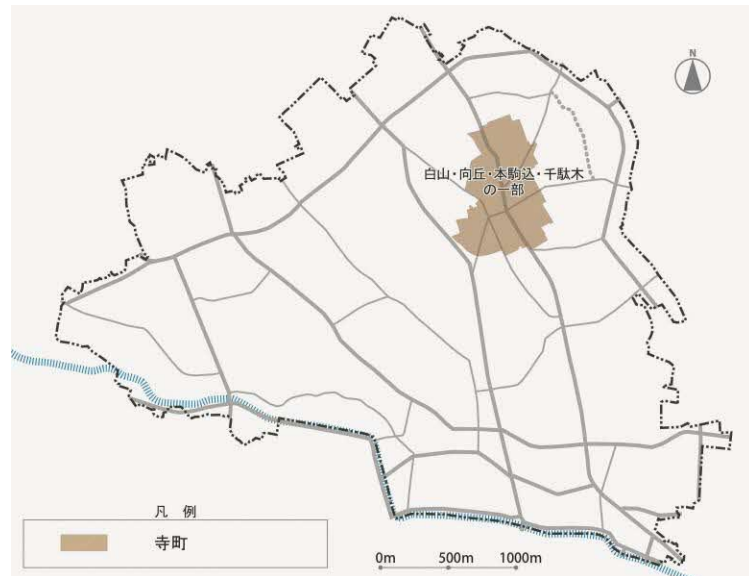


図3-7 寺町基準の対象範囲



常徳寺



海蔵寺

○景観形成の方向性

まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし、寺社の佇まいを生かした景観をつくる

- ・意匠や色彩、素材、緑化などについて配慮することで、寺町の景観の基礎となる寺社とその周辺が調和した落ち着いた景観をつくります。
- ・寺社からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

○景観形成基準（寺町基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-12 建築物等に対する景観形成基準*¹（寺町基準）（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）

景観形成基準（寺町基準 建築物等）	
配置	①寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から寺社への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①外壁や屋根、塀の意匠・素材などは、寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着いた景観との調和を図る。 ②外壁及び屋根の色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。 ③周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*²にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 ④周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*²にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないように工夫する。
公開空地 ・ 外構等	①寺社の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。 ②屋外照明は、周辺の寺社などと調和するよう配光や色温度に配慮し、趣のある落ち着いた照明計画とする。

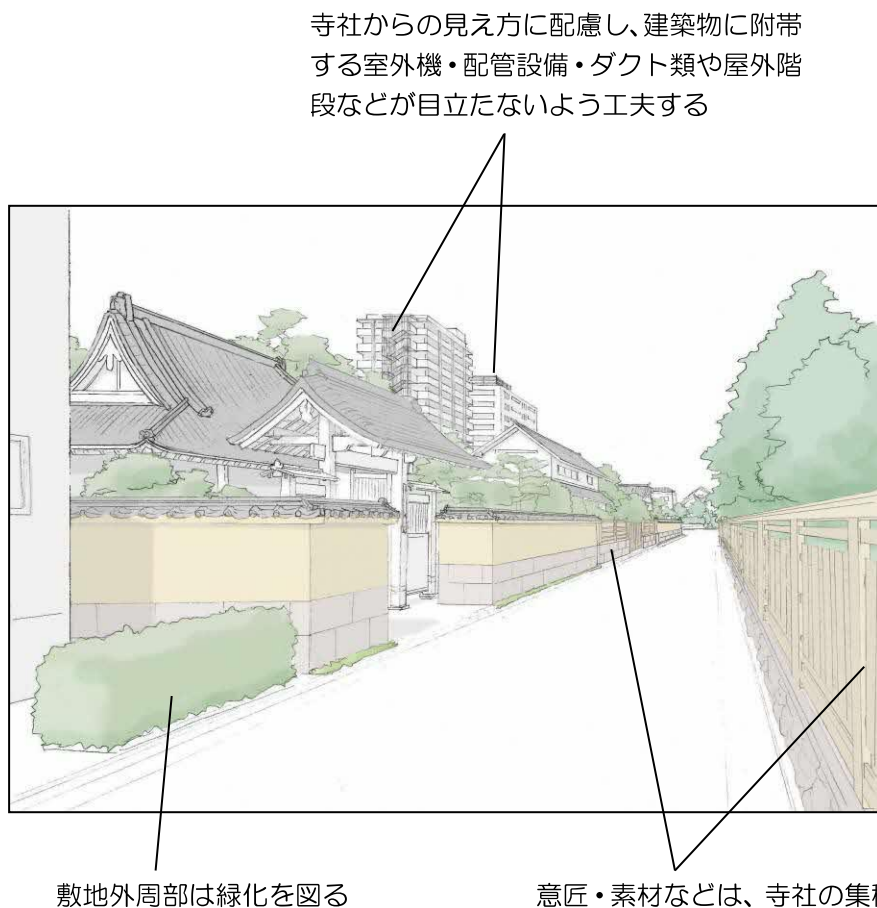
* 1 p.53* 1 を参照のこと。

* 2 寺社からの見え方については、寺社が一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

表3-13 工作物に対する景観形成基準（寺町基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（寺町基準 工作物）	
配置	①寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。
形態・意匠・色彩	①意匠・素材・色彩などは、寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着いた景観との調和を図る。 ②色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。 ③周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないように壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 ④周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、工作物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないように工夫する。

* 寺社からの見え方については、寺社が一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。



ウ) 下町風情あるまち基準

○対象範囲

根津駅周辺地区まちづくり基本計画及び千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画が策定されている地区（根津一丁目及び根津二丁目、千駄木二丁目及び千駄木三丁目 23 番～52 番）の範囲。



図 3-8 下町風情あるまち基準の対象範囲



根津



千駄木

○景観形成の方向性

江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせる景観を引き継ぐ

- ・まちのまとまりを特徴付ける要素を生かし、下町風情を感じさせる景観を引き継ぎます。
- ・景観を構成するそれぞれの建物の軒先に彩られた植栽等をつなぎ、緑溢れる景観をつくります。

○景観形成基準（下町風情あるまち基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-14 建築物等に対する景観形成基準*（下町風情あるまち基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（下町風情あるまち基準 建築物等）	
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①外壁や屋根、塀の意匠・素材などは、周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や木の風合いを残した住宅、格子、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。特に歩行者の目線が集中しやすい建築物の低層部では、格子や木質系等の木の素材感を意識した建材を用いるなど、周辺のまち並みの連続性や一体感に配慮し、意匠等を工夫する。 ②長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、比較的小規模な建築物が建ち並ぶまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。 ③比較的小規模な建築物が建ち並ぶ地域において、周辺と比べて規模の大きな建築物を計画する場合は、周辺環境との調和を図るとともに、人の目線に配慮したスケール感のある景観形成に努める。 ④歴史の中で形成されてきた暖色系の低彩度色を基調とするまちなみに配慮し、落ち着いた色彩とする。 ⑤建築物の低層部や道路に面する部分は、周辺のまち並みや小規模店舗との連続性に配慮し、地域の暮らしや下町風情が感じられ、来訪者にもその魅力が伝わる景観となるよう配慮する。
公開空地 ・ 外構等	①下町風情ある景観に配慮し、道路に面する部分は緑化を図る。樹種の選定に当たっては、周辺で施されている緑との一体感を図るよう配慮する。 ②商店街等では、生活を支える活気ある光で演出するとともに、屋外広告物の過度な照明は避ける。 ③緑地やアプローチ等に照明を設置するなど、夜間でも適度な明るさを確保するよう努める。

* p.53*1を参照のこと。

表 3-15 工作物に対する景観形成基準（下町風情あるまち基準）（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）

景観形成基準（下町風情あるまち基準 工作物）	
形態・意匠・色彩	1 意匠・素材・色彩などは、 周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。

意匠等を工夫することにより、特徴的な下町風情ある景観との調和を図る



道路に面する部分は緑化を図る
 周辺に施されている緑との一体感を
 図るよう配慮する

④ 幹線道路等基準

幹線道路等基準は、主に基本方針4「文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める」の実現のために定めるものとします。

○対象範囲

文京区都市マスタープランに位置付けられた幹線道路（主要幹線道路、生活幹線道路）及び電線類の地中化や歩道の整備など良好な景観整備が行われている千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）の沿道の敷地。

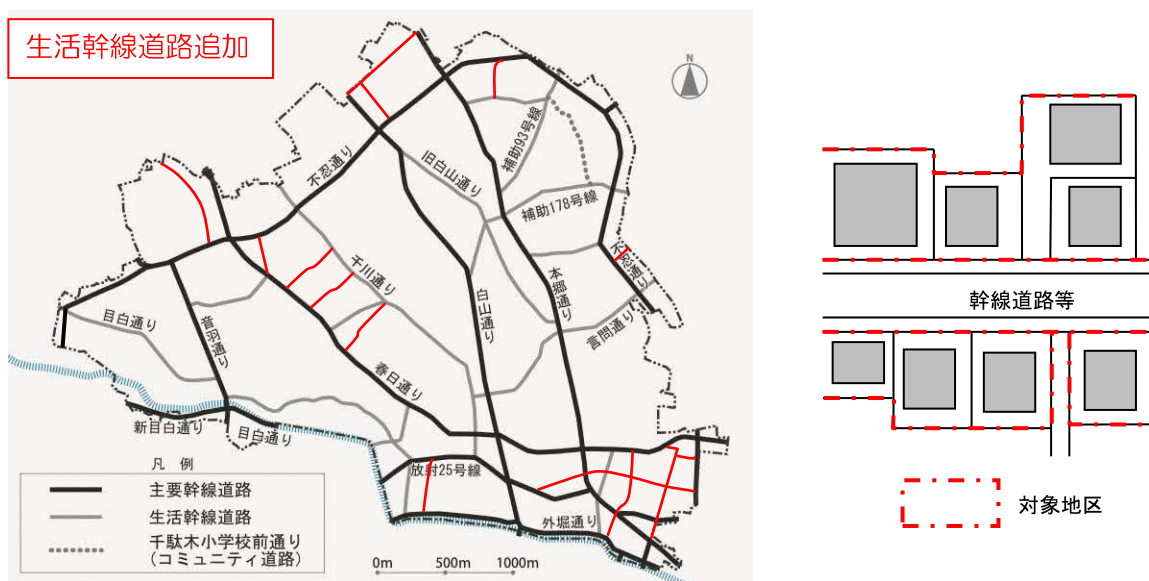


図3-9 幹線道路等基準の対象範囲



本郷通り



不忍通り

○景観形成の方向性

軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる

- ・沿道の建築物の意匠や色彩、緑化など、統一感や連続性が感じられ、区の骨格としてふさわしい風格と潤いのある沿道景観をつくります。
- ・区の骨格を印象付けるような交差点やアイストップなどにおいて、特徴的な魅力ある景観形成を図ります。
- ・沿道だけでなく、幹線道路の後背地からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

○景観形成基準（幹線道路等基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-16 建築物等に対する景観形成基準*（幹線道路等基準）（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）

景観形成基準（幹線道路等基準 建築物等）	
配置	1 幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図る。
形態・意匠・色彩	1 統一感のある沿道景観の形成に配慮し、形態・意匠などは、できる限り開口部を多くするなど、幹線道路等からの見え方に配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する。 2 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 3 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないように工夫する。 4 主要な交差点に面する建築物は、魅力的なまちかど景観を形成するよう、交差点からの見え方に配慮し、形態・意匠などを工夫する。 5 道路の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、形態・意匠の工夫など、魅力ある景観形成に配慮する。 6 幹線道路等に面している低層部においては、店舗等の内部空間や共用部を道路に向けて配置し、屋内の活動や賑わいが外からも感じられるよう、開口部の配置や意匠を工夫する。
公開空地・外構等	1 幹線道路等に面して緑を設けるなど、快適で潤いのある街路景観を創出する。 2 屋外照明を設置する際は、歩行者やドライバーの目線からまぶしくないように配慮するとともに、信号機や道路標識、道路照明等との相互関係も考慮した照明計画とする。

* p.53*1 を参照のこと。

表3-17 工作物に対する景観形成基準（幹線道路等基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（幹線道路等基準 工作物）	
配置	①主要な交差点や道路の突き当たり、曲がり角などに面する場所では、工作物の配置を工夫するなど、見え方に配慮する。
形態・意匠・色彩	①工作物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、無表情で平滑な印象とならないよう意匠等を工夫する。 ②工作物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。

幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、
周辺建築物との連続性を図る

形態・意匠などは、幹線道路等からの見え方に
配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との
連続性を図るよう工夫する



快適で潤いのある街路
景観を創出する

建築物の側面の見え方にも配慮し、長大で
平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節
化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減
を図る

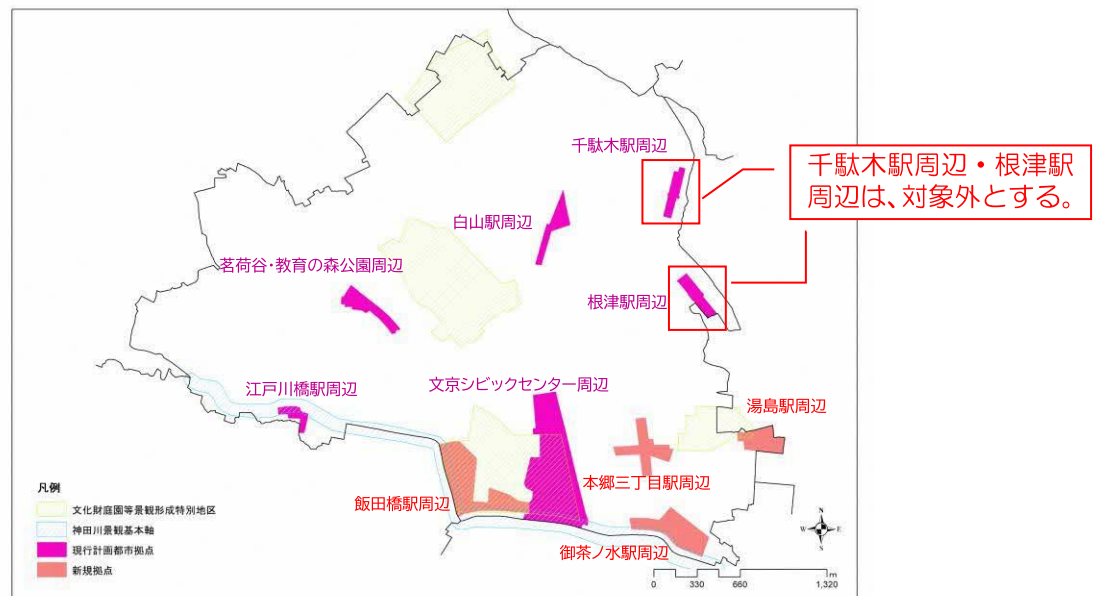
建築物の側面や裏側に附帯する室外機・配
管設備・ダクト類や屋外階段などが目立た
ないよう工夫する

⑤拠点基準

拠点基準は、主に基本方針 5「拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる」の実現のために定めるものとします。

○対象範囲

文京区都市マスタープランに位置付けられた**拠点**の範囲のうち、駅を中心とした一部の範囲。



後樂園駅周辺



茗荷谷駅周辺

○景観形成の方向性

それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる

- ・各拠点がもつ独自の景観特性や役割を活かした景観形成を進めるため、拠点ごとの景観形成の考え方を示します。
- ・オープンスペースやゆとりある空間の創出などにより、人々の活動の中心としてふさわしい賑わいのある景観をつくります。
- ・それぞれの拠点ならではの良好で特色のある景観をつくります。

○景観形成基準（拠点基準）

一般基準に加え、**拠点ごとに定める**次の基準への適合を求めるものとします。

■文京シビックセンター周辺

表3-18 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 駅周辺や人が集まる場所では、道路側にゆとりある空間を設けるなど、歩行者が滞留できる空間形成に配慮する。 2 周辺の街路樹や公開空地等との連続性に配慮した配置とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 区の中心拠点にふさわしい、まとまりや連続性が感じられる形態・意匠とし、周辺景観との調和を図る。 2 低層部では開口部や店舗等の設えを工夫し、歩行者に親しまれる表情づくりに配慮する。
公開空地 ・ 外構等	1 街路樹や周辺のオープンスペースとの連続性に配慮し、緑やベンチ等を活用した、人々が憩い交流できる外部空間の形成に努める。 2 区の中心拠点として、建築物や広場等の照明は、周辺の光環境との調和を図りながら、人々が集い交流できる魅力ある夜間景観の形成に配慮する。 3 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。

* p.53*1を参照のこと。

■飯田橋駅周辺

表3-19 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 神田川や小石川後樂園等の水辺・緑とのつながりに配慮し、オープンスペースや歩行者空間を創出するなど、潤いと回遊性のある景観形成に努める。 2 駅周辺では、歩行者空間との連続性に配慮した配置とする。
形態・意匠・色彩	1 水辺や緑地からの見え方に配慮し、周辺の自然景観と調和した色彩・素材とする。 2 外堀通り等の風格ある街並みと調和するよう、落ち着いた意匠とする。 3 交差点等のまちかどでは、隅切りを活かした形態意匠とし、街の入口にふさわしい美しさや特徴ある景観を演出するよう努める。
公開空地・外構等	1 神田川や外堀、小石川後樂園等の自然・歴史資源とのつながりを感じられるよう、敷地内の緑化や外部空間の配置を工夫する。 2 駅周辺では、歩行者が回遊や滞留できるよう、道路と連続した開放的な外部空間の形成に配慮する。 3 神田川や大学キャンパスの緑が形成する落ち着いた景観に配慮し、過度な明るさや動きのある照明を避け、品格ある夜間景観の形成に努める。 4 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。

* p.53*1を参照のこと。

■御茶ノ水駅周辺

表3-20 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 神田川や橋梁等の眺望点からの見え方に配慮し、周辺の地形や緑との関係を考慮した配置とする。 2 大学キャンパスや街路樹の緑との連続性に配慮する。
形態・意匠・色彩	1 神田川沿いの景観や大学の緑豊かな環境と調和するよう、落ち着いた色彩や素材を用いる。

公開空地 ・ 外構等	1 神田川沿いや大学キャンパスの緑と連続するよう、植栽や外構の設えを工夫し、潤いある空間形成に努める。 2 坂道や橋梁などから見える緑の景観に配慮し、敷地内の植栽や外構が周辺景観の一部となるよう配慮する。 3 神田川や大学キャンパスの緑が形成する落ち着いた景観に配慮し、過度な明るさや動きのある照明を避け、品格ある夜間景観の形成に努める。 4 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。
------------------	--

* p.53*1を参照のこと。

■茗荷谷駅周辺

表3-21 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 教育施設や公園周辺では、緑や歩行空間との連続性に配慮した配置とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 教育の森や大学の豊かな緑や歴史ある建築物との調和に配慮し、周辺の街並みとの連続性が感じられる形態・意匠とする。 2 大学等の歴史ある建築物が持つ色彩や素材感と調和するなど、落ち着きや歴史が感じられる色彩や素材を工夫する。
公開空地 ・ 外構等	1 教育施設や公園周辺の緑豊かな環境との調和に配慮し、植栽や外構の設えを工夫する。 2 駅や公園周辺では、子どもや学生、高齢者など多様な人が利用しやすい、落ち着きと潤いのある外部空間の形成に努める。 3 教育施設や公園等が形成する落ち着いた環境に配慮し、過度な明るさや華やかな演出を避け、穏やかで安心感のある夜間景観の形成に努める。 4 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。

* p.53*1を参照のこと。

■本郷三丁目駅周辺

表3-22 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 大通り沿いでは、道路との関係性に配慮し、歩行者が利用しやすい空間形成に努める。 2 歴史的な街並みが残る路地沿いでは、周辺建築物の壁面位置との連続性に配慮した配置とする。
形態・意匠・色彩	1 街路樹の緑との調和や東京大学とのつながりを意識し、落ち着いた周辺の街並みとの連続性が感じられる形態・意匠とする。低層部は温かみを感じられる色彩や素材を工夫する。 2 裏通りは、東京大学の歴史あるレンガ積みファサードと調和した形態・意匠とし、茶系を基調とした落ち着きや親しみを感じられる色彩や石や木などの素材を使用するなど工夫する。 3 低層階に商業施設がある建築物は、ショーウィンドウやオープンテラスなど開放的で賑わいを感じられる空間の演出に配慮した形態・意匠とする。 4 交差点等のまちかどでは、隅切りを活かした形態意匠とし、街の入口にふさわしい美しさや特徴ある景観を演出するよう努める。
公開空地・外構等	1 大通り沿いでは、歩行者が滞在できる空間となるよう、植栽やベンチ等の設置など、通りに開かれた外部空間の形成に配慮する。 2 路地沿いでは、既存の塀や植栽等が形成する落ち着いた街並みとの調和に配慮した外構とする。 3 商業地としての賑わいと、東京大学周辺の歴史的な雰囲気が調和するよう、通りの特性に応じた夜間景観の形成に努める。 4 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。

* p.53*1を参照のこと。

■湯島駅周辺

表3-23 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 湯島天満宮等の歴史資源や通りごとの景観特性を踏まえ、周辺の建築物との連続性や道路との関係性に配慮した配置とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 都道 452 号の西側の大通りや裏通り（学問のみち等）は、歴史ある湯島天満宮等との調和に配慮し、落ち着きや地域の歴史が感じられる色彩や素材を用いるなど、周辺の街並みに調和した形態・意匠とする。 2 都道 452 号の東側の大通りは、商業施設等が形成する賑わいある周辺の街並みとの連続性に配慮した形態・意匠とする。 3 低層階に商業施設がある建築物は、ショーウィンドウやオープンテラスなど開放的で賑わいが感じられる空間の演出に配慮した形態・意匠とする。 4 交差点等のまちかどでは、隅切りを活かした形態意匠とし、街の入口にふさわしい美しさや特徴ある景観を演出するよう努める。
公開空地 ・ 外構等	1 湯島天満宮等の歴史資源や学問のみち等の歴史・文化を感じる街並みとの調和に配慮し、植栽、舗装、外構等の意匠を工夫する。 2 湯島天満宮等の歴史資源周辺では、歴史や文化が感じられる落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。 3 都道 452 号東側の賑わいある地域では、店舗等の活動が感じられる照明として、周辺環境との調和を図る。 4 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。

* p.53*1 を参照のこと。

■江戸川橋駅周辺

表3-24 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 神田川や江戸川公園などの自然環境とのつながりに配慮し、緑が感じられる配置とする。
形態 ・ 意匠 ・	1 神田川（江戸川公園）や街路樹の緑との調和に配慮し、落ち着いた周辺の街並みとの連続性が感じられる形態・意匠とする。

色彩	
公開空地 ・ 外構等	1 神田川や江戸川公園の緑との連続性に配慮し、道路沿いや敷地内の緑化に努める。 2 生活道路や商業施設周辺では、人の活動が感じられる開放的な外部空間の形成に配慮する。 3 神田川や江戸川公園の自然環境との調和に配慮し、緑や水辺を感じられる落ち着いた夜間景観の形成に努める。 4 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。

* p.53*1を参照のこと。

■白山駅周辺

表3-25 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 商店街や細街路沿いでは、道路に対して閉鎖的にならない配置とし、人の活動が感じられる街並み形成に配慮する。 2 寺社周辺では、周辺の歴史的な街並みとの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 街路樹の緑との調和に配慮し、落ち着いた周辺の街並みとの連続性が感じられる形態・意匠とする。低層部は温かみや賑わいが感じられる色彩や素材を工夫する。 2 裏通り（しんみち通り）は、下町風情ある新旧の建築物と調和した形態・意匠とし、落ち着きや歴史が感じられる色彩や素材を工夫する。
公開空地 ・ 外構等	1 商店街や細街路沿いでは、道路との境界部を工夫し、植栽や開口部等により、人の気配や地域の賑わいが感じられる外構とする。 2 寺社周辺や歴史的な街並みが残る場所では、植栽、塀、舗装等の外構要素について、周辺の落ち着いた雰囲気との調和に配慮する。 3 商店街の賑わいと寺社や路地の落ち着いた雰囲気が調和するよう、通りの特性に応じた夜間景観の形成に努める。 4 デジタルサイネージ等は見通しの良い場所や高い場所への設置を避け、周辺環境に配慮した明るさや動きとし、夜間は消灯するなど良好な街並みや安全に配慮する。

* p.53*1を参照のこと。



形態・意匠を工夫し、魅力ある
景観形成に配慮する

オープンスペースや辻広場を設
けるなど、賑わいの連続性に配
慮するよう配置を工夫する

○景観形成基準（再開発事業等による大規模建築物※の拠点基準）

拠点における大規模開発は、地域の景観を先導する役割を担うため、ゆとりある公開空地の確保や積極的な緑化等により、拠点にふさわしい活力と賑わいを創出することが求められます。

再開発事業等により整備される大規模建築物には、一般基準及び拠点ごとの基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

※ 大規模建築物とは、次に掲げる制度等を活用して整備される建築物をいいます。

- ・市街地再開発事業
- ・総合設計制度
- ・特定街区
- ・高度利用地区
- ・再開発等促進区
- ・高度地区の緩和の認定又は許可

表3-26 建築物等に対する景観形成基準*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（拠点基準 建築物等）	
配置	1 周辺の地形やまち並みとの関係に配慮し、建築物の配置や規模、形態等を工夫することで、周辺と調和した良好なスカイラインの形成に努める。 2 外周や中庭に緑道やオープンスペースを連続させるなど、歩行者の回遊性を

	高める配置、形態等に配慮する。 ③建築物の中層階や屋上などを活用した広場等の創出を検討するなど、立体的な賑わいの形成に配慮した配置、形態等とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①低層部に商業施設を連続させ、ガラス張りやオープンカフェなど開放感のある空間とすることで、屋内の活動や賑わいが外からも感じられるような配置や意匠とする。
公開空地 ・ 外構等	①駅周辺には、人々が回遊の間に休憩・滞留できる、植栽やベンチを配置した開放的で魅力あふれるオープンスペースを積極的に設ける。 ②緑豊かな歩行空間や広場、建築物の屋上・壁面の緑化等により、連続した緑を確保し、生物多様性に配慮する。 ③平時にはイベントや交流の場として活用でき、災害時には避難場所や活動拠点として利用できるオープンスペースを設ける。

* p.53*1を参照のこと。

⑥緑のまとまり基準

緑のまとまり基準は、主に基本方針6「多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる」の実現のために定めるものとしてします。

○対象範囲

大規模な緑のまとまりを有する敷地、区立公園、市民緑地、都立公園、準公園（以下「緑のまとまり」という。）の敷地境界線等から50mの範囲。



図3-11 緑のまとまり基準の対象範囲



教育の森公園



動坂公園

○景観形成の方向性

緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる

- ・緑のまとまりと周辺の緑が連続し、一体となって潤いのある景観をつくります。
- ・緑豊かな環境にふさわしい落ち着いた景観をつくります。
- ・緑のまとまりからの見え方に配慮した景観形成を図ります。

○景観形成基準（緑のまとまり基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-19 建築物等に対する景観形成基準*¹（緑のまとまり基準）（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）

景観形成基準（緑のまとまり基準 建築物等）	
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。 ②周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*²にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 ③周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*²にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。
公開空地 ・ 外構等	①緑のまとまりとの敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、緑のまとまりと一体となった空間づくりを図る。 ②屋外照明は、緑のまとまりからの見え方に配慮し、過度な光の使用は控える。

* 1 p.53* 1 を参照のこと

* 2 緑のまとまりからの見え方については、緑のまとまりが、一般向けに開放されているの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

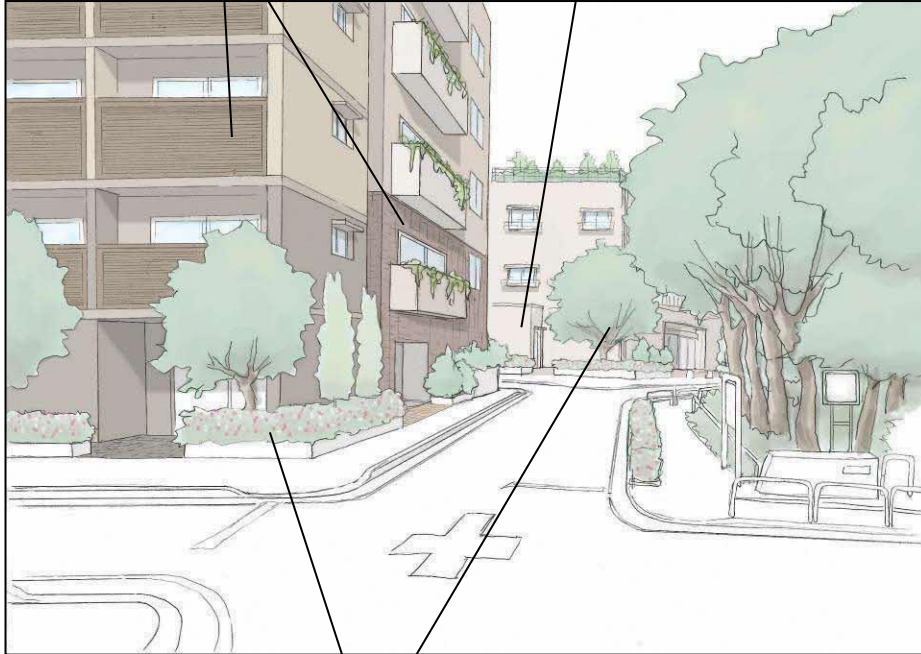
表 3-20 工作物に対する景観形成基準（緑のまとまり基準）（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）

景観形成基準（緑のまとまり基準 工作物）	
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。 ②周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 ③周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*にも配慮し、工作物に附帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。

* 緑のまとまりからの見え方については、緑のまとまりが、一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、
緑のまとまりとの調和を図る

建築物に附帯する室外機・配管設備・
ダクト類や屋外階段などが目立たない
よう工夫する



緑のまとまりと一体となった
空間づくりを図る

3) 地区限定基準

特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するため、よりきめ細かな基準を定めます。

東京都景観計画において定められた「神田川景観基本軸」及び「文化財庭園等景観形成特別地区」の基準を引き継ぐとともに、区が独自に「景観形成重点地区」を定めます。

それぞれの地区限定基準で定める対象範囲においては、一般基準及び景観特性基準に加えて、地区限定基準への適合を求めるものとします。

① 神田川景観基本軸基準

○ 対象区域

神田川景観基本軸の区域は、神田川の河川区域及び河川区域の両側からそれぞれ 30m の陸上の区域を合わせた部分（区外を除く。）とします。ただし、外堀通り沿いの区間（飯田橋交差点から東側の区間）については、神田川の河川区域及び河川区域から 60m の陸上の区域とします。

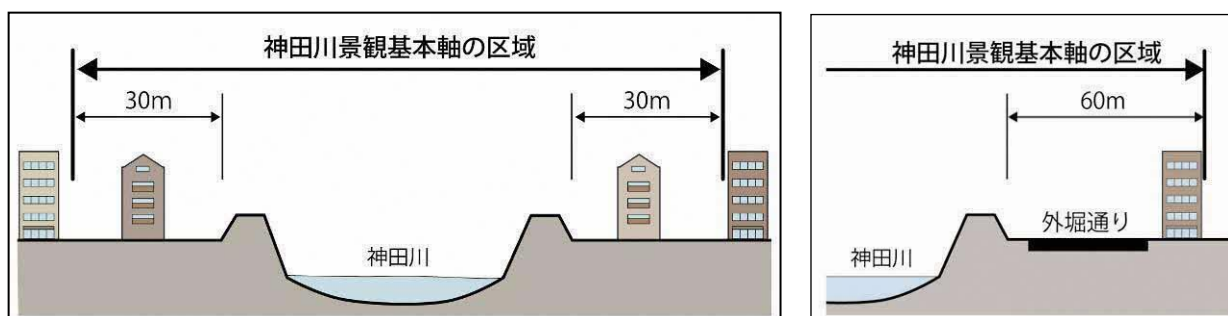


図 3-12 神田川景観基本軸基準の対象範囲

○地区の景観特性

神田川は、文京区の南端を西から東に流れており、戦後の都市化の影響を強く受けた河川です。川沿いに整備された並木や水道橋から昌平橋までの仙台堀緑地などの豊かな緑が見られるとともに、桜並木が続く花見の名所としても知られる箇所など豊かな文化が残っています。こうした景観資源を生かしながら、環境改善の取組や修景整備と連携し、文京区の象徴にふさわしい河川景観の形成を図っていきます。

○景観形成の方向性

水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成

神田川の良い景観の形成に当たっては、水と緑の一体的な景観をつくり出すことが重要です。川沿いや河川内での緑化を積極的に推進し、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観に潤いと景観の連続性をつくり出していきます。

緑豊かな川沿いの歩行者空間の創出

神田川沿いの歩行者空間は、神田川を眺望することのできる場所であり、川の趣を感じることのできる親水空間でもあります。建築物等の配置は、川の景観と一体的に検討し、川沿いの空間を確保することに努めます。

神田川と川沿いの地域が調和した景観の形成

神田川は、古くから人々の生活の中心にあり、その生活と密接に関係してきました。また、川幅が狭いことから、川沿いの一軒一軒の佇まいが、川の景観と一体となって眺望されます。そのため、周辺に新たに建てる建築物等は、その顔を川側に向け、配置や外壁材を川と違和感のないものとするなど、神田川と周辺地域が一体となるような景観を形成していきます。

○対象となる行為

建築物、開発行為について対象となる行為は、一般基準と同様とします。

工作物については、一般基準で定めるもの及び橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するものとしてします。

○景観形成基準（神田川景観基本軸基準）

一般基準及び景観特性基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-21 建築物等に対する景観形成基準*（神田川景観基本軸基準）（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）

景観形成基準（神田川景観基本軸基準 建築物等）	
配置	①敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。 ②神田川にも建築物の顔を向けた配置とする。
高さ ・ 規模	①高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 ②神田川沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、神田川沿いの歩道や橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。 ②外壁は、神田川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、神田川からの見え方に配慮した形態・意匠とするよう工夫する。 ③外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表 3 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ④建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。 ⑤屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。
公開空地 ・ 外構等	①オープンスペースを設ける場合は、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。 ②神田川に面して緑を設けるなど、潤いのある河川景観に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 ③緑化に当たっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ④塀や柵は、できる限り生け垣とする。 ⑤夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を神田川に向けないようにする。

* p.53*1 を参照のこと。

表3-22 工作物に対する景観形成基準（神田川景観基本軸基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（神田川景観基本軸基準 工作物）	
規模	① 神田川の水上や神田川沿いの道路などから見たときに、圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の工作物は避ける。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	① 色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ② 神田川の水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。

表3-23 開発行為に対する景観形成基準（神田川景観基本軸基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（神田川景観基本軸基準 開発行為）	
土地利用	① 区画は、オープンスペースや緑地が神田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。 ② 神田川への歩行者の動線を確保するよう配慮する。 ③ 区画は、建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。

②文化財庭園等景観形成特別地区基準

○対象区域

・文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）

文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）は、建築物、工作物及び屋外広告物についての規制・誘導を行う地区として、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、小石川植物園の周辺地区を指定します。

（屋外広告物についての基準は、第 6 章における「（2）文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における基準」（p.104）を参照してください。）

・文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）

~~文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）は、建築物及び工作物についての規制・誘導を行う地区として、小石川植物園の周辺地区を指定します。*~~

~~Ⅰ種、Ⅱ種とも、各庭園等の周辺の状況を踏まえ、庭園等の外周線から概ね 100m から 300m までの範囲のうち、道路や敷地などで区切られた範囲（区外を除く。）を設定します。これは、建築物等のスカイラインや色彩、屋上広告物等が、庭園の眺望の一部として認識され得る範囲です。下図は、各地区の概ねの対象区域を示したものです。~~



図 3-13 文化財庭園等景観形成特別地区基準の対象区域

~~* 文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）の屋外広告物の規制・誘導については、今後、地区住民や東京都などと調整を行いながら、順次検討していきます。~~

○地区の景観特性

・小石川後楽園

国の特別史跡及び特別名勝。江戸初期に、水戸徳川家の小石川別邸内に造られ、二代藩主の光圀の代に完成した大名庭園です。光圀の儒学思想の下に、円月橋、西湖堤など中国の風物を取り入れられた回遊式築山泉水庭園となっています。

・六義園

国の特別名勝。川越藩主柳沢吉保が元禄8年から7年の歳月をかけて築庭し、明治時代に岩崎彌太郎の所有となりました。和歌の趣味を基調に作庭された、繊細で温かな風情のある回遊式築山泉水の大名庭園です。

・旧岩崎邸庭園

英国人ジョサイア・コンドル設計の洋館及び撞球室などが国の重要文化財に指定されています。明治29年に三菱創設者・岩崎家の本邸として建てられ、明るい芝庭を中心に、壮麗な洋館、書院造の和館が巧みなバランスで併置され、特徴ある景観を形成しています。

・小石川植物園

国の名勝及び史跡。江戸幕府が設置した小石川御薬園を前身とし、享保6年に敷地が拡張され、明治10年に東京大学の植物園となりました。御薬園や小石川養生所などの江戸時代の遺構や、各種の樹林、並木道、池泉庭園などの風致景観を形成しています。

○景観形成の方向性

庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導

庭園周辺に立地し、庭園の内部から見える建築物等を対象として、その配置や色彩などを適切に誘導することで、国際的な観光資源としてふさわしい庭園からの眺望景観を保全し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承します。

屋外広告物の規制による景観保全

庭園周辺において、庭園の内部から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承します。

（文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における屋外広告物についての基準は、p.104を参照してください。また、文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）における屋外広告物の規制・誘導については、順次検討していくものとします。）

○対象となる行為

~~Ⅰ種、Ⅱ種とも~~、建築物、工作物について対象となる行為は、一般基準と同様とします。

○景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

一般基準及び景観特性基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

~~（Ⅰ種、Ⅱ種とも、同じ基準とします。）~~

表3-24 建築物等に対する景観形成基準*¹（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 建築物等）	
配置	- 隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の景観に配慮した配置とする。 - 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。
高さ・規模	- 庭園内部の主要な眺望点*²からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 - 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。
形態・意匠・色彩	- 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 - 建築物全体及び周辺の建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 - 長大な壁面を生じさせないようにし、壁面の分節化など、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。 - 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。 - 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。 - 屋根・屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 - バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 - 窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。 - 屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。
公開空地・外構等	- 夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 - 敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 - 緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 - 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。 - 屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に貢献する。

*1 p.53*1を参照のこと。

*2 各庭園の主要な眺望点は、資料編における「②主要な眺望点」（p.131・132）を参照のこと。

表3-25 工作物に対する景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 工作物）	
高さ ・ 規模	①庭園内部の主要な眺望点*からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないよう検討する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ②庭園景観に調和した落ち着いたものとし、突出した形態・意匠を避ける。 ③壁面の分節化等の工夫をし、庭園から眺望できる部分が長大な面積とならないようにする。

* 各庭園の主要な眺望点は、資料編における「②主要な眺望点」（p.131・132）を参照のこと。

③景観形成重点地区基準

文京区らしい魅力溢れる景観づくりを推進し、区民等が地域への愛着や誇りを持って生き生きと暮らせるまちづくりを行うためには、地区住民と協働して、地区の個性を尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことが重要です。

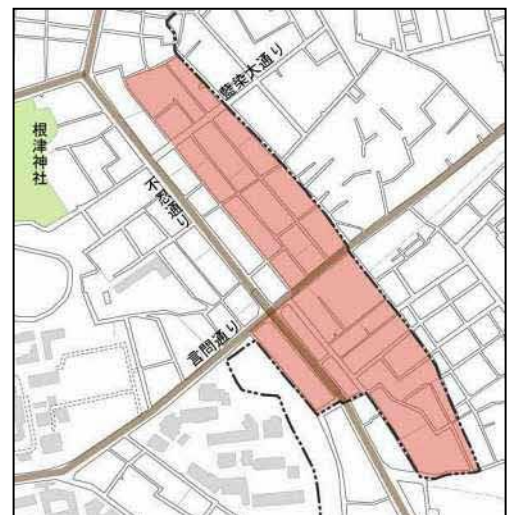
そこで、都市マスタープラン等でまちづくりの重要性が高く位置付けられている地区や景観特性が顕著に見られる地区、地区住民の景観づくりに対する意識・関心が高い地区などのうち、地区固有の資源や特性を生かした特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区を「景観形成重点地区」として指定し、地区独自の基準を定め、きめ細かな誘導を図ります。

基準については、地区住民を対象としたワークショップや検討会などによって検討していきます。

ア) 根津景観形成重点地区基準

○対象区域

根津一丁目1番、二丁目1～18番、21～26番、30～35番を「根津景観形成重点地区」として指定します。



○地区の景観特性（根津のまち並みの特徴）

根津は、以下に示す5つの魅力が相互に結びつき、絡み合うことで、根津らしい独特の温かさや落ち着き、風情、心遣いが感じられるまち並みを形成しています。こうしたまち並みの魅力を尊重しながら個性豊かな景観を形成していきます。

①温かさや落ち着きのある
木造の建物・まち並み



②風情ある路地



⑤小さな心遣い



④生活感の感じ
られるまち



③軒先に溢れる緑



温かさや落ち着きのある木造の建物・まち並み

根津には木造の建物が多く残り、木造ならではの温かさや落ち着きの感じられるまち並みが形成されています。

それらは、明治、大正、昭和、平成、それぞれの時代に建てられた特徴のある建物であり、積み重ねられてきたまちの時間を感じる事ができます。懐かしくもあり、新しさも感じるまち並みが魅力的なものになっています。



風情ある路地

根津では、江戸時代からの町割りが現在まで引き継がれており、路地や裏通りなどがまちを形作っています。軒先は鉢植えなどの緑で飾られ、人々の営みが感じられる古き良き佇まいを残す路地が幾筋もあり、人々の心を和ませる風情ある景観が広がっています。



軒先に溢れる緑

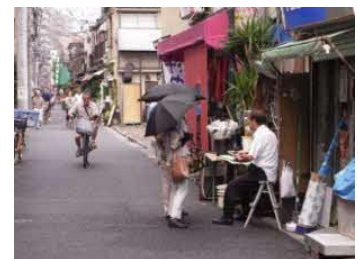
根津のまちには緑が溢れています。それぞれの住宅や店舗は、限られたスペースを有効に活用し、軒先には鉢植えやプランター、庭には地植えの樹木などを育てています。

季節の移り変わりを感じさせる木々は、人の目を楽しませるだけではなく、丹精込めて育てた花や緑をきっかけに会話が生まれるなど、コミュニケーションのツールにもなっています。



生活感の感じられるまち

根津の路地や通りを歩くと、子ども達が遊ぶ姿や、花や緑を話題に会話をしている人々、食事の支度をする音など、そこに暮らす人々の生活感が感じられ、情緒ある雰囲気形成されています。



小さな心遣い

根津を歩くと、隣近所やまちの雰囲気を大切にし、配慮したことが感じられる小さな工夫やさりげない演出が、あちこちに見られます。こうした小さな心遣いの積み重ねが、まち全体の雰囲気をつくりだしています。



○景観形成の方向性

温かさや落ち着きが感じられるまちの風情を大切にする

根津は、根津神社の御膝元として、江戸時代の早くから栄えました。戦争による大きな被災を免れ、風情ある路地が残されているとともに、趣ある木造の建物を中心に、時代ごとの特徴ある建物が建ち並び、懐かしくもあり、新しさも感じるまち並みが形成されています。

このように歴史の積み重ねによってつくられてきた、根津独特の温かさや落ち着きを感じさせるまちの風情を、防災と両立させながら、大切に引き継ぎ創っていきます。



軒先の緑をつなぎ、人と人のつながりを創る

根津のまちを彩る家々の緑は、まち全体に潤いとやすらぎをもたらします。そして、草木を話題に会話が生まれ、来訪者とのコミュニケーションや隣近所との地域コミュニティを育む重要な役割を果たしています。

これからのまち並みづくりにおいても、軒先の草木による緑のつながりを大切にし、緑豊かなまち並み景観を創出することで、人と人とのつながりを創ります。



周辺への心遣いを大切にし、一人ひとりがまち並みを演出する

根津のまち並みをより良いものにするためには、地域で生活を営む一人ひとりが、根津のまち並みの魅力を理解することが第一歩です。

まちの魅力を守り、引き継いでいくために、隣近所への心遣いを大切にしながらまち並みの調和を心掛けます。さらに、生活感の感じられる魅力的なまち並みを創り出していくために、一人ひとりが小さな工夫やさりげない演出をすることが大切です。



○対象となる行為

一般基準と同様（建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為）とします。ただし、建築物については、すべての規模を届出の対象とします。

○景観形成基準（根津景観形成重点地区基準）

一般基準及び景観特性基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。なお、根津景観形成重点地区の範囲は、下町風情あるまち基準の対象範囲内にあるため、下町風情あるまち基準と景観形成重点地区基準の両方が適用されます。

建築物等の計画にあたっては、事前に計画地周辺のまち並みの状況や、根津の歴史・文化を理解した上で計画を行うものとします。

表 3-26 建築物等に対する景観形成基準（根津景観形成重点地区基準）（法第8条第4項第2号）

景観形成基準（根津景観形成重点地区基準 建築物等）	
形態・意匠・色彩	1 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表5の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 2 根津の風情あるまち並みに調和するよう、木の素材感を意識した建材や格子、庇、引き戸などのデザイン要素を効果的に取り入れるなど、意匠等を工夫する。
公開空地・外構等	1 設備機器・駐車場などの目隠しや塀などに木の素材感を意識した素材や格子などを用いたり、床等の仕上げに石材等の自然素材を用いたりするなど、外構計画は、根津の風情あるまち並みに調和するよう十分配慮する。 2 道路に面する部分に施す植栽は、根津のまち並みの特徴（周辺の家々の軒先に飾られている鉢植えやプランター、彩り豊かな花木、四季の移り変わりが感じられる路地の緑など）を十分踏まえ、周辺と一体感を図るよう配慮する。 3 道路に面する部分は、閉鎖的な外構を避け、根津のまち並みの特徴である路地や通りから人々の活動や営みを感じられるよう配慮する。 4 夜間照明は、根津の風情ある路地やまち並みの魅力を引き立てるよう、暖色系の光を取り入れるなど、温かみや落ち着きを感じられる照明計画とする。

根津景観形成重点地区では、上記に示した景観計画に基づく景観形成基準を適用するとともに、根津らしい景観を守り、引き継ぎ、創っていくための景観づくりの考え方や配慮のポイントなどを示した「まち並みづくりの作法 ～根津の魅力を生かしたまち並みづくり～」を合わせて運用していきます。

（２）色彩基準

外壁及び屋根に使用可能な色彩の範囲*は次頁に示すとおりです。また、以下の「色彩に関する景観配慮事項」に適合するようにし、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩計画としてください。

なお、複数の色彩基準が重複して適用される場合は、全ての色彩基準を満たすこととします。

○色彩に関する景観配慮事項

- 1 使用する色彩が複数の場合は、色彩の明度差（コントラスト）が大きくなりすぎないように配慮する。
- 2 使用する**主要な部分**の色彩が、著しく明るく、また、暗くなり過ぎないようにする。
- 3 使用する色彩の数が多くなり過ぎないように配慮する。

*色彩は、赤や青、黄などの色名で表現することが一般的です。しかし、色名による表記は捉え方に個人差が生じ、ひとつの色を正確かつ客観的に表現することができません。そのため、本計画では、JIS（日本工業規格）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用します。「マンセル表色系」は、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組合せによって表現します。

別表 1 色彩基準（一般基準）

	色相	明度	彩度
外壁及び屋根	0.00R~1.24R	3 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	1.25R~6.24R	3 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25R~8.74R	3 以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	8.75R~1.24YR	3 以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 以上の場合	1.75 未満
	1.25YR~3.74YR	3 以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 以上の場合	2.25 未満
	3.75YR~1.24Y	3 以上 5 未満の場合	8.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	5.5 未満
		8 以上の場合	3.5 未満
	1.25Y~3.74Y	3 以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 以上の場合	2.75 未満
	3.75Y~8.74Y	3 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.75 未満
		8 以上の場合	1.75 未満
	8.75Y~1.24GY	3 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.75 未満
	1.25GY~3.74GY	5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	3.75GY~6.24GY	3 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25GY~1.24B	3 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上の場合	1.25 未満
	1.25B~6.24B	3 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25B~8.74B	3 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	8.75B~1.24PB	3 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	1.25PB~3.74PB	3 以上 5 未満の場合	4.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	3.5 未満
		8 以上の場合	2.25 未満

(つづき)

外壁及び屋根	色相	明度	彩度
	3.75PB~6.24PB	3 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.75 未満
	6.25PB~1.24P	3 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	1.25P~6.74P	3 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.75P~3.74RP	3 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上の場合	1.25 未満
	3.75RP~9.99 RP	3 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	N (無彩色)	3 以上	-

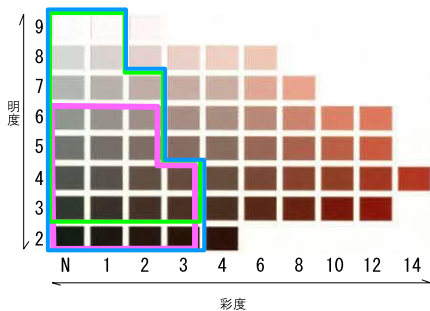
屋根 明度 2 未満、6 超は除外

外壁及び屋根	色相	明度	彩度
	0.00R~1.24R	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	1.25R~6.24R	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	6.25R~8.74R	2 以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	8.75R~1.24YR	2 以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	1.25YR~3.74YR	2 以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	3.75YR~1.24Y	2 以上 5 未満の場合	8.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	5.5 未満
	1.25Y~3.74Y	2 以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	3.75Y~8.74Y	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.75 未満
	8.75Y~1.24GY	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	1.25GY~3.74GY	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	3.75GY~6.24GY	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25GY~1.24B	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	1.25B~6.24B	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25B~8.74B	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	8.75B~1.24PB	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満

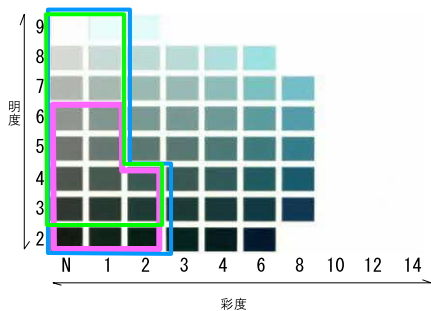
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	1.25PB~3.74PB	2 以上 5 未満の場合	4.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	3.5 未満
	3.75PB~6.24PB	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	6.25PB~1.24P	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	1.25P~6.74P	2 以上 6 以下の場合	1.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	6.75P~3.74RP	2 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.75 未満
	3.75RP~9.99 RP	5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	N (無彩色)	2 以上 6 以下	-

N(無彩色)追記

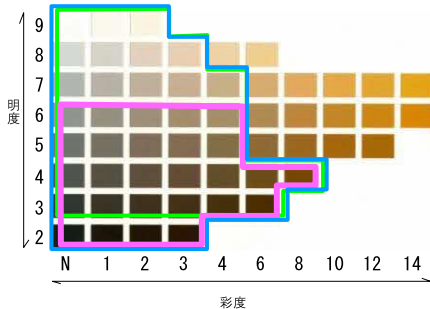
5R(赤)系の色相



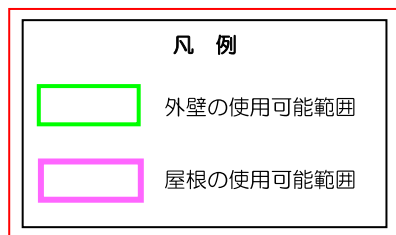
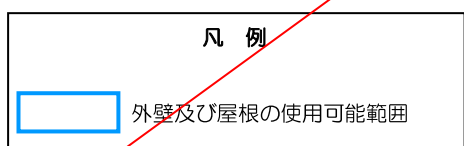
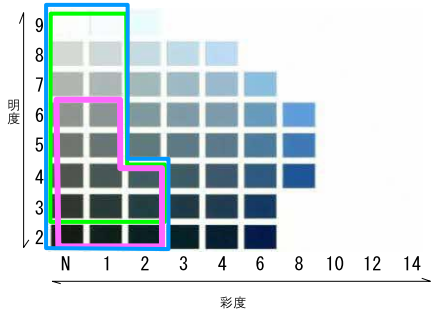
5BG(青緑)系の色相



5YR(黄赤)系の色相



5B(青)系の色相



※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

別表2 色彩基準（一般基準）

次に掲げるもののいずれかに該当する場合の建築物等に適用する

- ・敷地面積 $\geq 3,000 \text{ m}^2$ 又は高さ $\geq 60\text{m}$ 又は延床面積 $\geq 30,000 \text{ m}^2$ の場合
- ・**今後導入予定**の絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合（第1種低層住居専用地域は除く）
- ・**今後導入予定**の絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対高さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合

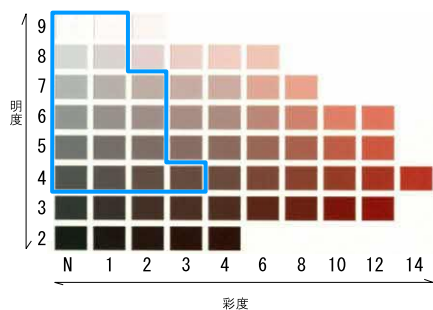
外壁及び屋根	色相	明度	彩度
	0.00R~1.24R	4 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	1.25R~6.24R	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25R~8.74R	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上の場合	1.25 未満
	8.75R~1.24YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	1.25YR~3.74YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	2.25 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	3.75YR~4.99YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.00YR~1.24Y	4 以上 5 未満の場合	6 以下
		5 以上 8 未満の場合	5.5 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
	1.25Y~3.74Y	4 以上 5 未満の場合	6 以下
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	2.75 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
	3.75Y~5.00Y	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.75 未満
		8 以上の場合	1.75 未満
	5.01Y~1.24GY	4 以上 8 未満の場合	2 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25GY~6.24GY	4 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	6.25GY~1.24B	4 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25B~6.24B	4 以上 5 未満の場合	2 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下

(つづき)

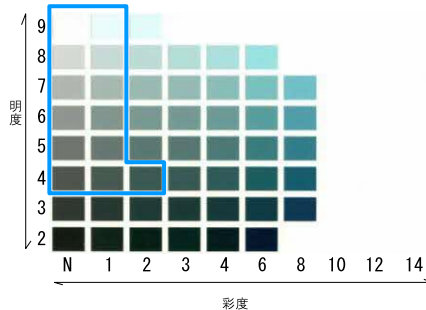
外壁及び屋根	色相	明度	彩度
	6.25B~1.24PB	4 以上 8 未満の場合	2 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25PB~3.74PB	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下
		8.5 以上の場合	1 以下
	3.75PB~6.24PB	4 以上 8 未満の場合	2 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	6.25PB~1.24P	4 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25P~6.74P	4 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	6.75P~3.74RP	4 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	3.75RP~9.99RP	4 以上 8 未満の場合	2 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	N (無彩色)	4以上	-

N(無彩色)追記

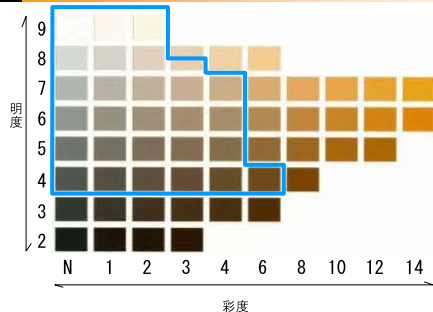
5R(赤)系の色相



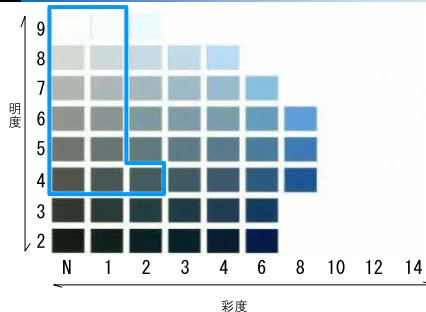
5BG(青緑)系の色相



5YR(黄赤)系の色相



5B(青)系の色相



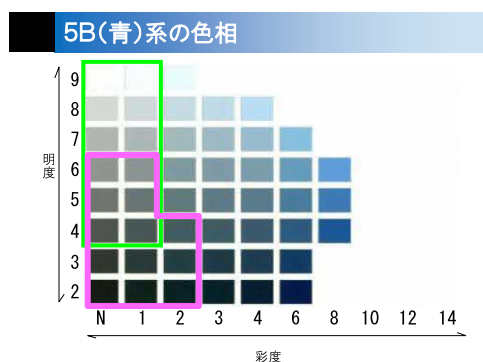
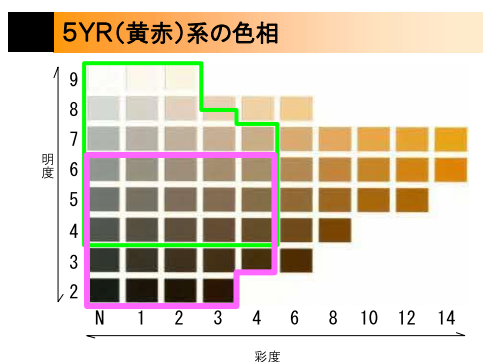
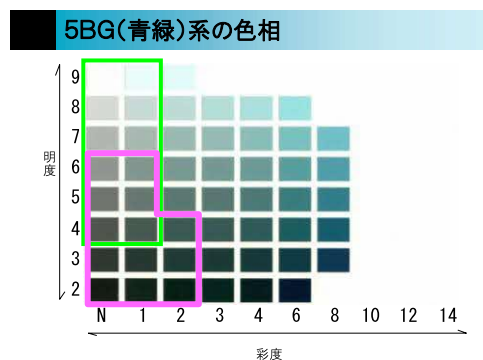
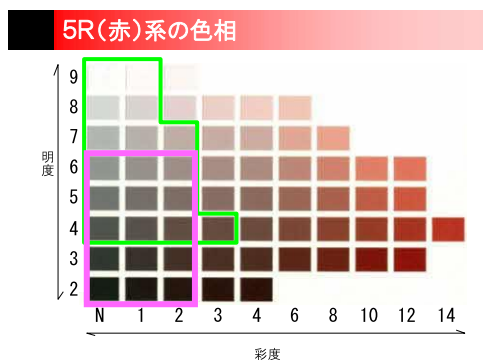
凡 例

外壁及び屋根の使用可能範囲

※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

別表3 色彩基準（神田川景観基本軸基準）

	色相	明度	彩度
外壁	0.00R～1.24R	4 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	1.25R～6.24R	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25R～8.74R	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上の場合	1.25 未満
	8.75R～1.24YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	1.25YR～3.74YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	2.25 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	3.75YR～4.99YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.00YR～1.24Y	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
	1.25Y～3.74Y	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	2.75 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
屋根	3.75Y～5.00Y	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.75 未満
		8 以上の場合	1.75 未満
	5.01Y～9.99RP	4 以上の場合	1 以下
	N（無彩色）	4 以上	-
	0.00R～4.99YR	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	5.00YR～3.74Y	2 以上 6 以下の場合	4 以下
	3.75Y～5.00Y	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.75 未満
	5.01Y～1.24GY	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	1.25GY～6.24GY	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25GY～1.24B	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	1.25B～6.24B	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25B～6.24PB	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	6.25PB～1.24P	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	1.25P～6.74P	2 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.75P～3.74RP	2 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	3.75RP～9.99RP	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	N（無彩色）	2 以上 6 以下	-



凡 例	
	外壁の使用可能範囲
	屋根の使用可能範囲

※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

外壁 明度 8.5 以上は除外

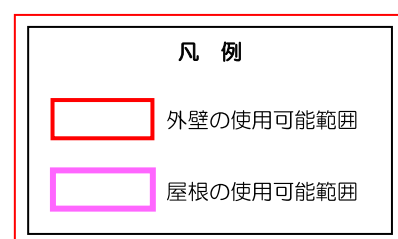
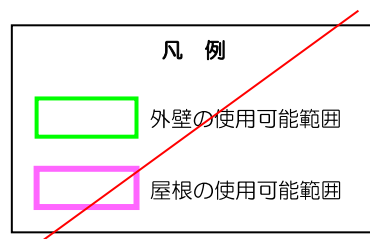
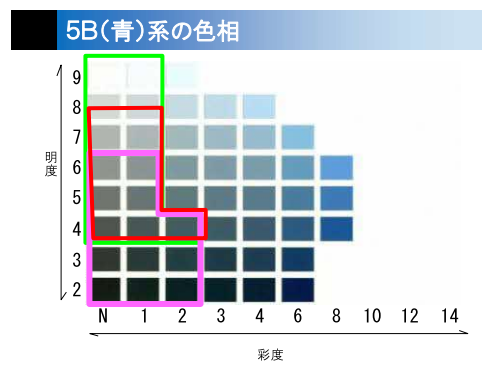
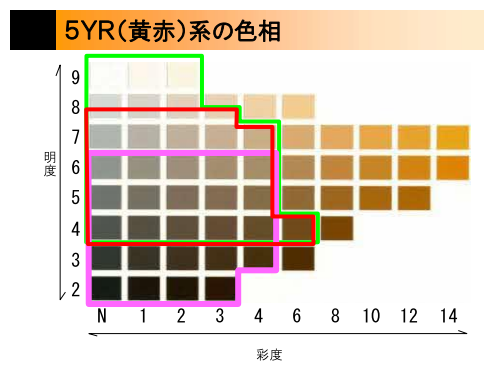
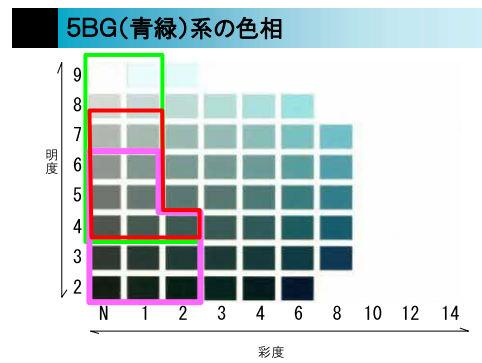
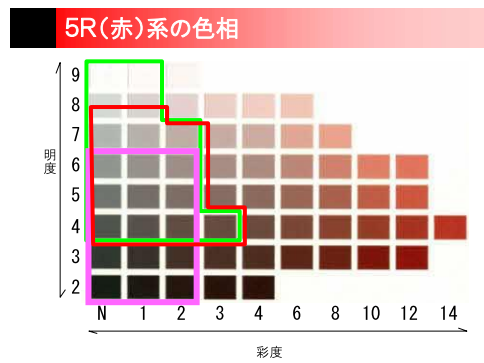
別表4 色彩基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

	色相	明度		彩度
		4 以上 5 未満の場合	5 以上 8 未満の場合	
外壁	0.00R~1.24R	4 以上 5 未満の場合	2.75 未満	
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	1.25R~6.24R	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満	
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	6.25R~8.74R	4 以上 8 未満の場合	4 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	8.75R~1.24YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満	
	1.25YR~3.74YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	2.25 未満	
	3.75YR~4.99YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満	
	5.00YR~1.24Y	4 以上 5 未満の場合	6 以下	
		5 以上 8 未満の場合	5.5 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満	
	1.25Y~3.74Y	4 以上 5 未満の場合	6 以下	
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	2.75 未満	
	3.75Y~5.00Y	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満	
		5 以上 8 未満の場合	2.75 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満	
	5.01Y~1.24GY	4 以上 8 未満の場合	2 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満	
	1.25GY~6.24GY	4 以上 5 未満の場合	2 以下	
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	6.25GY~1.24B	4 以上 5 未満の場合	2 以下	
		5 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	1.25B~6.24B	4 以上 5 未満の場合	2 以下	
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	6.25B~1.24PB	4 以上 8 未満の場合	2 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	1.25PB~3.74PB	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下	
		4 以上 8 未満の場合	2 以下	
	3.75PB~6.24PB	4 以上 8 未満の場合	2 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満	
	6.25PB~1.24P	4 以上 5 未満の場合	2 以下	
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	1.25P~6.74P	4 以上 8 未満の場合	1.75 未満	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	6.75P~3.74RP	4 以上 5 未満の場合	1.75 未満	
		5 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	3.75RP~9.99RP	4 以上 8 未満の場合	2 以下	
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	N（無彩色）	4 以上 8.5 未満	-	

(つづき)

屋根 明度 2 未満は除外

屋根	色相	明度	彩度
	0.00R~4.99YR	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	5.00YR~3.74Y	2 以上 6 以下の場合	4 以下
	3.75Y~5.00Y	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.75 未満
	5.01Y~1.24GY	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	1.25GY~6.24GY	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25GY~1.24B	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	1.25B~6.24B	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25B~6.24PB	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	6.25PB~1.24P	2 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	1.25P~6.74P	2 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.75P~3.74RP	2 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	3.75RP~9.99RP	2 以上 6 以下の場合	2 以下
	N (無彩色)	2 以上 6 以下	-



※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

別表 5 色彩基準（根津景観形成重点地区基準）

外壁及び屋根	色相	明度	彩度
	0.00R～1.24R	2以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 の場合	1.25 未満
	1.25R～6.24R	2以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 の場合	1.25 未満
	6.25R～8.74R	2以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 の場合	1.25 未満
	8.75R～1.24YR	2以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 の場合	1.75 未満
	1.25YR～3.74YR	2以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 の場合	2.25 未満
	3.75YR～1.24Y	2以上 5 未満の場合	8.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	5.5 未満
		8 の場合	3.5 未満
	1.25Y～3.74Y	2以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 の場合	2.75 未満
	3.75Y～8.74Y	2以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.75 未満
		8 の場合	1.75 未満
	8.75Y～1.24GY	2以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 の場合	1.75 未満
	1.25GY～3.74GY	2以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 の場合	1.25 未満
	3.75GY～6.24GY	2以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 の場合	1.25 未満
	6.25GY～1.24B	2以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.25 未満
		8 以下の場合	1.25 未満
	1.25B～6.24B	2以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 の場合	1.25 未満
	6.25B～8.74B	2以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 の場合	1.25 未満
	8.75B～1.24PB	2以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 の場合	1.25 未満
	1.25PB～3.74PB	2以上 5 未満の場合	4.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	3.5 未満
		8 の場合	2.25 未満

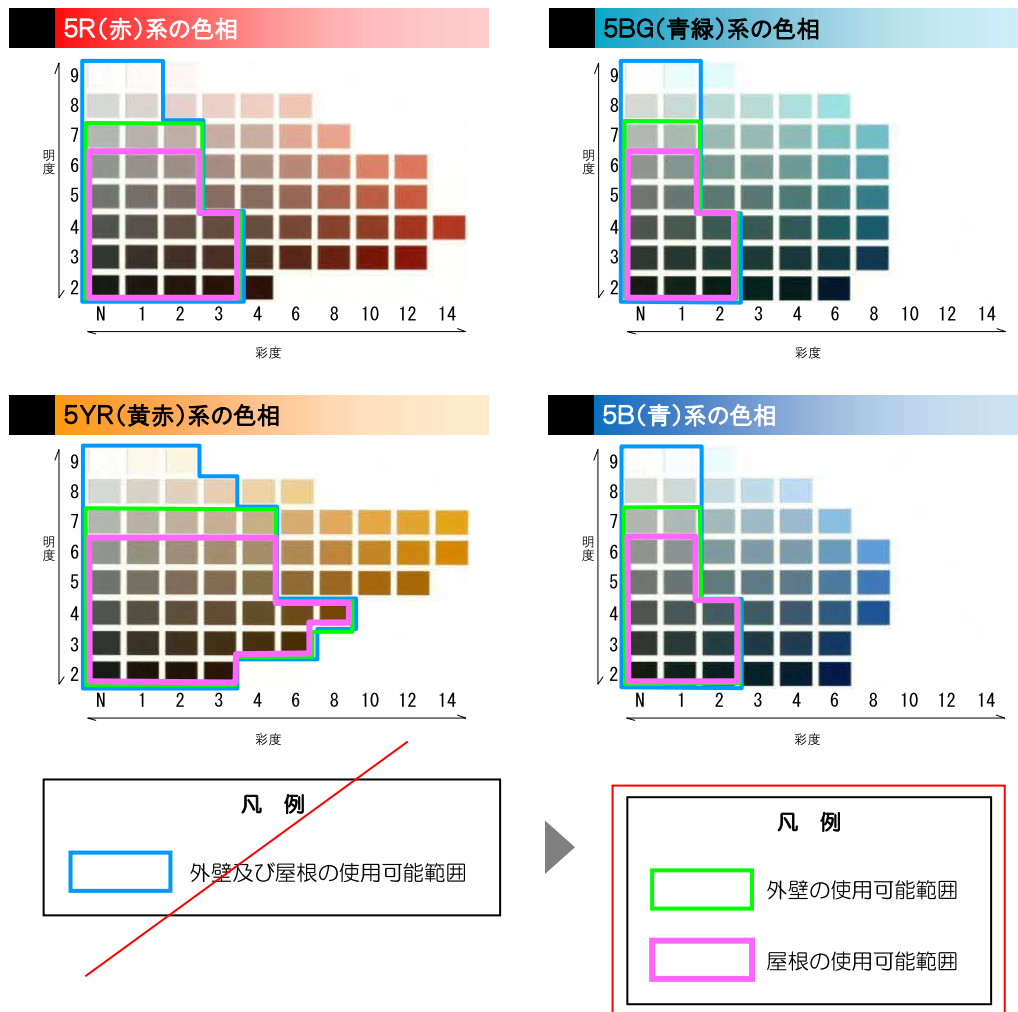
(つづき)

外壁 明度 2 未満、8 を超えるものは除外

外壁及び屋根	色相	明度	彩度
	3.75PB~6.24PB	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 の場合	1.75 未満
	6.25PB~1.24P	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 の場合	1.25 未満
	1.25P~6.74P	2 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 の場合	1.25 未満
	6.75P~3.74RP	2 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上 8 以下の場合	1.25 未満
	3.75RP~9.99 RP	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 の場合	1.25 未満
	N (無彩色)	2 以上 8 以下	-

外壁及び屋根	色相	明度	彩度
	0.00R~1.24R	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	1.25R~6.24R	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	6.25R~8.74R	2 以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	8.75R~1.24YR	2 以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	1.25YR~3.74YR	2 以上 5 未満の場合	7.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	3.75YR~1.24Y	2 以上 5 未満の場合	8.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	5.5 未満
	1.25Y~3.74Y	2 以上 5 未満の場合	6.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	4.5 未満
	3.75Y~8.74Y	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.75 未満
	8.75Y~1.24GY	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	1.25GY~3.74GY	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	3.75GY~6.24GY	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25GY~1.24B	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	1.25B~6.24B	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.25B~8.74B	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	8.75B~1.24PB	2 以上 5 未満	3.5 未満

		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	1.25PB~3.74PB	2 以上 5 未満の場合	4.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	3.5 未満
	3.75PB~6.24PB	2 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	6.25PB~1.24P	2 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	1.25P~6.74P	2 以上 6 以下の場合	1.75 未満
	6.75P~3.74RP	2 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	1.25 未満
	3.75RP~9.99 RP	2 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 6 以下の場合	2.25 未満
	N（無彩色）	2 以上 6 以下	-



※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

○色彩基準の例外

- 1 次に掲げるものについては、景観づくり審議会等の意見を聴取した上で、この色彩基準によらないことができます。
 - ・景観地区など、一定の広がりの中で、地域固有の良好な景観を形成するため、地域特性を踏まえた色彩基準（マンセル表色系等によるもの）が別に定められている地区にあるもの
 - ・木材や石材、土壁・漆喰、レンガなど自然素材で、地域固有の良好な景観を形成しているもの
 - ・文化財や寺社仏閣など歴史・文化的資産で、地域の歴史や文化と関連が深く、地域固有の良好な景観を形成しているもの
 - ・規模、形態又は意匠の特性に応じて壁面の分節化を図るためなど、使用面積が限定的であり、周辺景観との調和が図られ、良好な景観を形成しているもの
 - ・その他、良好な景観づくりに貢献するなど、本計画の実現に資するもの
- 2 他の法令等で使用する色が決められている場合は、この色彩基準によらないことができます。
- 3 ガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩は一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、高彩度色と認識されるような着色をしているガラスについては、この色彩基準を踏まえるものとします。

(3) 景観形成基準の適用

景観形成基準は、それぞれの基準で定める対象範囲に応じて、建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為について適用します。

一般基準については、区内のどの場所においても適合を求めます。その上で、景観特性基準及び地区限定基準については、当該建築行為等がそれぞれの基準で定める対象範囲に該当すれば、それぞれの基準への適合を求めます。

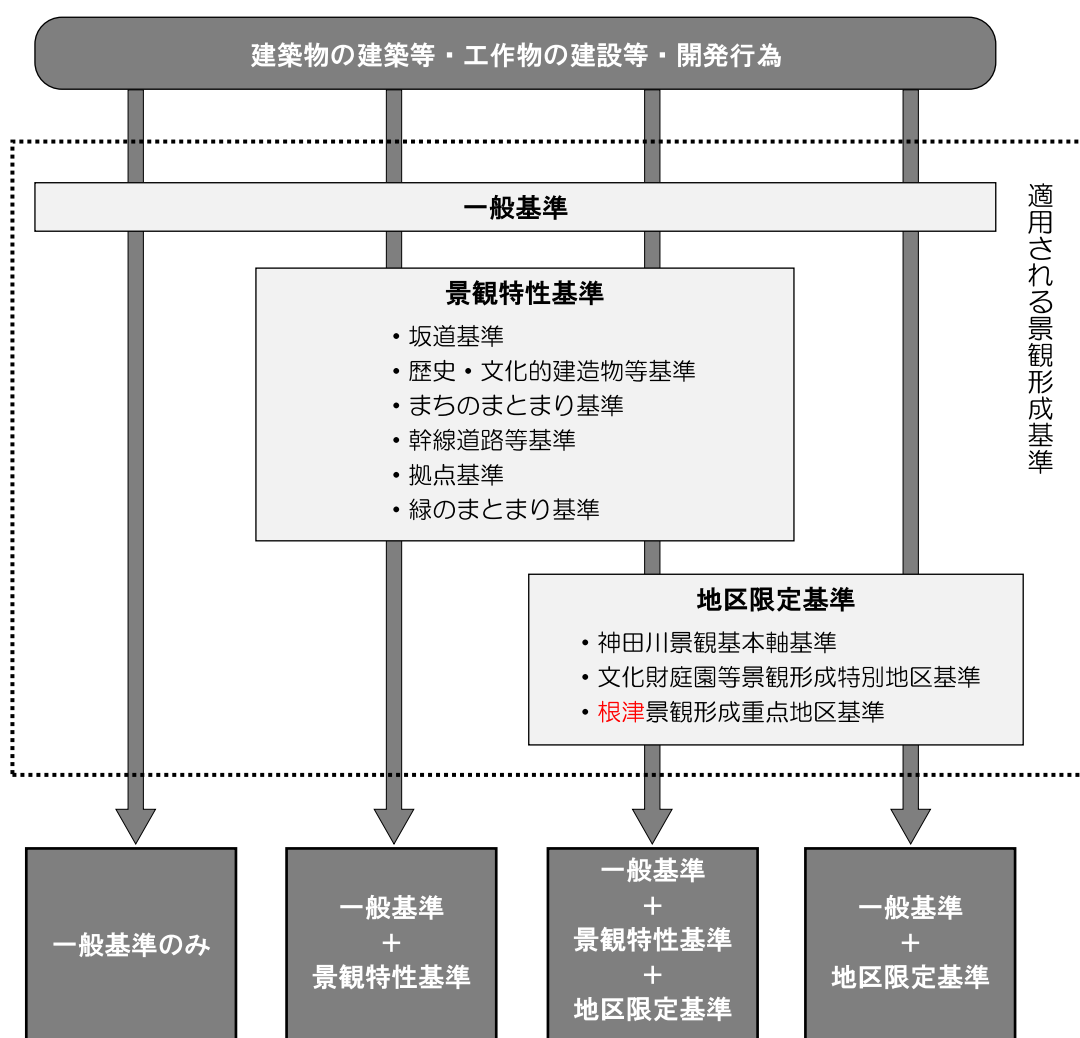


図 3-14 景観形成基準の適用のイメージ図

3－3 建築行為等の規制・誘導の仕組み

文京区らしい良好な景観の形成には、すべての区民等・建築行為等を行う事業者・区が、景観に配慮することの大切さを理解した上で、一人ひとりが景観形成の主体として取り組んでいく必要があります。それぞれが景観形成基準を共有し、すべての建築行為等について、景観形成基準を踏まえた上で計画することが求められます。

特に、規模の大きな建築行為等は、周辺の景観に与える影響が大きいものであるというだけでなく、地域の景観を先導する役割を担うものと考えています。

そこで、良好な景観形成の推進に当たり、一定規模以上の建築行為等に対しては、建築確認等の事前に届出を義務付け、それぞれの景観形成基準で定める対象範囲に応じて、景観形成基準への適合を求める協議を行う制度を運用し、規制・誘導を図ります。

協議に際しては、景観に関する見識・経験を持つ専門家を活用し、助言・指導を得ながら質の高い景観形成を図ります。

平成 26 年の「根津景観形成重点地区基準」の改定に伴い、
別冊となっていた内容を本編に統合

表 3-27 届出対象となる行為・規模及び景観形成基準の適用

対象行為	地域（*1）	届出規模	景観形成基準の適用				
			一般基準	景観特性 基準	地区限定基準		
					神田川景観 基本軸基準	文化財庭園等景観 形成特別 地区基準	景観形成重点 地区基準 根津景観形成 重点地区基準
建築物（長期優良住宅以外）の建築等	根津景観形成重点地区	すべて	○	○	—	—	○
	第一種低層住居専用地域	敷地面積 $\geq 200 \text{ m}^2$	○	○	—	—	—
	神田川景観基本軸	高さ $\geq 15\text{m}$ 又は敷地面積 $\geq 200 \text{ m}^2$	○	○	○	—	—
	文化財庭園等景観形成特別地区	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は敷地面積 $\geq 200 \text{ m}^2$	○	○	—	○ 高さ $\geq 20\text{m}$ が対象	—
	その他の地域	敷地面積 $\geq 400 \text{ m}^2$ 又は延床面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$	○	○	—	—	—
	神田川景観基本軸	高さ $\geq 15\text{m}$ 又は敷地面積 $\geq 400 \text{ m}^2$ 又は延床面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$	○	○	○	—	—
	文化財庭園等景観形成特別地区	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は敷地面積 $\geq 400 \text{ m}^2$ 又は延床面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$	○	○	—	○ 高さ $\geq 20\text{m}$ が対象	—
長期優良住宅（*2）の建築等	区内全域	すべて	○	○	○	○	○
工作物（*3）の建設等	区内全域	すべて	○	○	○	（*5）	—
開発行為（*4）	区内全域	開発区域の面積 $\geq 500 \text{ m}^2$	○	—	○ 開発区域の面積 $\geq 3,000 \text{ m}^2$ が対象	—	—

- *1 当該敷地が複数の用途地域又は地区にまたがる場合は、当該敷地の最大の面積を占める用途地域又は地区の届出規模を適用する
- *2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による認定の申請又は同法第 8 条の規定による変更の認定の申請に係る建築物
- *3 建築基準法第 88 条に規定する工作物で建築基準法施行令に定めるもの、及び橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの
- *4 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（主としての建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）
- *5 文化財庭園等景観形成特別地区基準の工作物の適用規模は次のとおり

工作物の種類	適用規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの	高さ $\geq 20\text{m}$
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ $\geq 20\text{m}$
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	高さ $\geq 20\text{m}$

第4章 公共施設における先導的な景観づくり

4-1 公共施設における先導的な景観づくり

道路や公園などの公共施設は、まちの基盤を整備するものであり、景観上も重要な要素となっています。また、まちの基盤となる施設だけでなく、建築物等すべての公共施設は、多くの人が利用するものであり、区の景観を印象付ける重要な要素となっています。そのため、公共施設の整備においては、区が景観整備を積極的に推進し、区全体の景観形成の先導的役割を果たしていきます。さらに、国や都にも連携・協力を求めながら、良好な景観の形成を図ります。

4-2 公共施設の整備に関する景観配慮事項

区役所や学校、公園、道路、河川などの公共施設の整備等に際し、施設の配置や意匠、色彩などについて、周辺の景観特性に配慮するとともに、良好な景観形成を推進するための景観配慮事項を定めます。

区が公共施設の整備や改修などを行う際には、以下に定める「公共施設の整備に関する景観配慮事項」に基づき、積極的な景観整備を行うとともに、国や都に対しても、同配慮事項に基づき良好な景観形成に対する配慮がなされるよう調整を行います。

また、公共施設が隣り合う場合や、複数の公共施設を同時に整備する場合などにおいては、相互に連携を図りながら、調和のとれたまとまりのある景観の形成を図ります。

表 4-1 公共施設の整備に関する景観配慮事項

公共建築物等（区役所、学校、図書館など）
・「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」に定める景観形成基準に沿ったものとします。 ・公共建築物は、周辺地域とのかかわりや歴史性などを踏まえ、その特性を尊重し、周辺の景観に調和するとともに、親しみや愛着が感じられるデザインとします。 ・周辺に歴史の趣が感じられる建物や緑などの景観資源がある場合は、形態・意匠、色彩・素材などの工夫により、これらとの調和に配慮します。 ・公共建築物等が隣接する場合は、施設の一体感や配置、外構の調和などに配慮します。 ・通りに面する外壁のデザインや門、フェンスなどは、通りに対してできる限り閉鎖的な印象とならないよう配慮します。 ・周辺の環境や施設の目的に応じて、オープンスペースなど人々が交流できる空間の創出に努めます。 ・接道部への緑化や高木による緑化、壁面の緑化など、敷地内の緑が敷地外からも見えるよう工夫を図ります。

- ・ 駐車場・駐輪場は、配置の工夫、周囲や区画境界部への植栽、緑化ブロックなど親しみやすい舗装の使用などの修景により、景観的な違和感を与えないよう配慮します。
- ・ 付帯する設備等についても公共施設全体や周辺景観を損ねないよう、通りからの見え方に配慮した配置を工夫し、必要に応じ植栽による修景や、露出する部分の色彩を工夫します。

公園等

- ・ 地形や景観資源、地域の歴史性等の魅力を活かした整備を進めます。
 - ・ 公園等周辺の公共施設、住宅地及び商業地等との調和に配慮します。
 - ・ 緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。
 - ・ 周辺の既存樹木や、四季を通じて楽しめる樹種の選定、配植などにより、周辺の緑と一体的に豊かな緑の空間づくりのほか、街並みの連続性や周辺への影響、維持管理にも配慮します。
 - ・ 接道部への緑化や高木による緑化など、公園内の緑が外からも見えるよう工夫を図ります。
 - ・ 周囲に対して閉鎖的な空間とならないよう接道部は見通しのよい植栽としたり、透過性のある柵やフェンスを使用したり
- するなど、公園で憩い遊ぶ人々の姿が公園の外からも感じられる工夫をします。
- ・ トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園の緑を意識した色彩や素材を使用するなど、緑や周辺の景観との調和を図ります。
 - ・ 公園内に塀を設ける場合は、形態・意匠を工夫するなど、平滑で単調にならないように配慮します。
 - ・ 設備等が露出し過ぎないように周囲に植栽や構造物等を配置し、適度に遮蔽されるよう配慮します。

道 路

- 道路周辺地域とのつながりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮します。
- 隣接する他の公共施設の歩行者空間の一体化・協調化による安全でゆとりのある歩行者空間の確保に配慮するとともに、歩道部には、要所において休憩スペースづくりに配慮します。
- 街路樹や植樹帯へ彩りのある樹木類を活用するとともに、適切な維持管理や周辺環境への配慮を行い、潤いのある景観形成に配慮します。
- カーブミラーやガードレール、道路照明、歩道橋、道路標識などの道路付属物や舗装は、色彩・素材を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮します。
- 無電柱化の推進により整備された幹線道路等においては、良好な道路景観を創出するとともに、地上機器の色彩は周辺に調和するよう配慮します。
- 擁壁、法面は圧迫感の軽減や潤いづくりに配慮します。

河 川

- 河川周辺の地域とのつながりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮します。
- 河川沿いの歩道や護岸における緑の保全・創出や、護岸の意匠を配慮することなどにより、水と緑が一体となった魅力ある景観形成を進めます。
- 周辺の既存樹木や、四季を通じて楽しめる樹種の選定、配植などにより、周辺の緑と一体的に豊かな緑の空間づくりに努めます。また、樹木等の選定においては、街並みの連続性や周辺への影響、維持管理に配慮します。
- 水辺の道には、要所において休憩スペースや視点場づくりに配慮します。
- 護岸の素材や仕上げ、色彩は周辺の環境や街並みとの調和に配慮します。
- 転落防止柵や水門、堰等、小さな構造物も水辺景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とします。

橋 梁

- 橋梁は、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠・色彩・素材とします。
- 桁下など遠景の見え方にも配慮して桁側面や橋脚などを丁寧にデザインするとともに、高欄や照明、配管設備などの付属物も含めて落ち着いた色彩となるよう、デザインの一体性に配慮します。
- 眺望の良い橋では、アルコーブなど橋上にたたずむゆとりのスペースを設けるとともに、橋詰広場を設ける場合は水辺などの眺めを楽しめる空間として整備します。
- 施設の機能、構造とかけ離れたや過度の装飾などを避け、長く親しまれるデザインに配慮するとともに、周辺への圧迫感や威圧感等をやわらげる工夫を行います。

その他

- 案内看板や誘導サインなどは、歩行者や車両から見えやすい位置への設置に配慮しながら、周辺の景観との調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とします。
- 地域のシンボルとなっている樹木はできるだけ残し、生かす工夫をします。
- 樹木類は街並みや他の樹林地との連続性に配慮するとともに、地域にふさわしい樹種の選定や季節感を創出するような魅力づくりに配慮します。
- 夜間照明は、光源の位置、明るさ色などを工夫してその場にふさわしい光による夜の表情づくりに配慮します。
- ゆとりのある歩行者空間や、街角のベンチ、木陰のある広場を効果的に配慮し、人々の交流やにぎわいが生まれるよう工夫します。

4－3 景観重要公共施設

景観法では、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園などの公共施設については、景観形成上重要な要素であることから、公共施設の管理者との協議・同意のもとに、景観計画に「景観重要公共施設」を位置付け、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることが可能です。また、景観計画に位置付けられることにより、各施設の管理者は、景観計画に基づいて、公共施設の整備を行うことになります。

このため、特に良好な景観を形成している公共施設について、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用し、文京区の魅力溢れる景観づくりを進めていきます。

（１）景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設の指定に当たっては、次に示す考え方に基づき指定します。

- ①景観特性が顕著に見られ、文京区らしい魅力溢れる景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ②区や地域のランドマークやシンボルとなっており、良好な景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ③景観形成重点地区内において、景観形成上特に重要な公共施設。

（２）指定に当たっての考え方

景観重要公共施設は、今後の公共施設整備や都市開発等の状況を踏まえつつ、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で順次指定していきます。

（３）景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第８条第２項第４号ロに規定する「景観重要公共施設の整備に関する事項」を次のとおり定めます。

１）景観重要道路

①播磨坂（環状３号線）

播磨坂は、第二次大戦後の土地区画整理により、都市計画道路環状３号線の一部として造られたものであり、戦災復興計画の当初の構想が実現した数少ない通りです。道路の中央には緑道が整備されるなど特徴的な道路構成を有するとともに、ソメイヨシノを中心に植えられた桜並木は、ゆとりと潤いを感じさせる区を代表する景観のひとつです。



「文京花の五大まつり」のひとつである「文京さくらまつり」の会場にもなっており、春には桜並木の景観を見に訪れる多くの人によって賑わいます。また、播磨坂の桜並木は、「文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞（第３回）」を受賞するとともに、地域の方々の清掃活動が、「文の京 都市景観賞 景観づくり活動賞（第６回）」を受賞しています。

播磨坂の整備に当たっては、ゆとりと潤いのある桜並木の景観に配慮するとともに、地域の人々によって育まれ、歴史ある緑豊かな憩いの空間として、質の高い坂道景観の形成を図ります。

②本郷通り（本郷三丁目交差点～追分交差点）（国道１７号）

本郷三丁目交差点～追分交差点は、本郷通りの一部です。江戸時代、将軍の日光東照宮への社参の道であり、現在は幹線道路として広域的な交通を担うとともに、東京大学の赤門をはじめ、通り沿いには歴史の趣を感じさせる建築物等が建ち並び、文京区の代表的な通りです。明治時代に築造された東京大学の煉瓦塀は、歩道の街路樹と融け合い、古くから地域に親しまれている景観として「文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞（第５回）」を受賞しています。



本郷通り（本郷三丁目交差点～追分交差点）（国道１７号）の整備に当たっては、通りの歴史や沿道に建つ歴史の趣を感じさせる建築物等が醸し出す雰囲気大切にしながら、落ち着いた着きのある歩行空間を形成し、区の代表的な幹線道路として、魅力的な景観を形成します。

2) 景観重要河川

①神田川

神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川であり、高密度に市街化が進んだ東京を東西に横断する貴重なオープンスペースです。神田川と河川沿いの緑が織りなす景観は、区民に親しまれており、「文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞（第4、6、8回）」を受賞しています。

神田川の整備に当たっては、「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水と緑による景観のネットワークを形成します。



3) 景観重要都市公園

①小石川後樂園

小石川後樂園は、江戸初期に水戸徳川家の小石川別邸内に造られ、二代藩主の光圀の代に完成した庭園で、国の特別史跡及び特別名勝に指定されています。庭園は池を中心にした回遊式築山泉水庭園になっており、随所に中国の名所の名前をつけた景観を配し、これらによって、湖・山・川・田園などの景観が巧みに表現されています。

小石川後樂園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」及び「小石川後樂園マネジメントプラン」に基づき、「大泉水」の池の護岸改修等を実施するとともに、震災・戦災で失われた建造物の復元に取り組み、歴史的資源の保全を図ります。



②旧岩崎邸庭園

旧岩崎邸は、明治29年（1896年）に三菱創設者・岩崎家本邸として建てられました。英国人ジョサイア・コンドルによって設計されたものです。大名庭園の形式を一部踏襲する庭は、建築様式と同様に和洋併置式とされ、「芝庭」をもつ近代庭園の初期の形を残しています。昭和36年（1961年）に洋館と撞球室が重要文化財に指定され、和館大広間は洋館東脇にある袖塀とともに昭和44年（1969年）に、さらに宅地、煉瓦塀を含めた屋敷全体と実測図が平成11年（1999年）に重要文化財に指定されました。

旧岩崎邸庭園の整備に当たっては、「旧岩崎邸庭園マネジメントプラン」及び「周期維持管理計画」に基づき、洋館及び撞球室等について修復・修理等を実施するとともに、和洋併置式の庭園部分を改修し、歴史的資源の保全を図ります。



③六義園

六義園は、元禄 15 年（1702 年）、柳沢吉保が五代将軍・徳川綱吉から与えられた地に築いた回遊式築山泉水庭園であり、国の特別名勝に指定されている代表的な大名庭園です。現在はツツジやサクラ、紅葉の名所として、区民をはじめ多くの観光客が訪れます。

六義園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」及び「六義園マネジメントプラン」に基づき、歴史的資源の保全を図ります。



第5章 景観資源の保全

区内には、地域の歴史を物語る歴史的な建造物やまち並みのシンボルとなっている樹木が多くあり、文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源となっています。それらを守り、引き継いでいくことは、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを進めていく上で重要です。

景観法では、地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を「景観重要建造物」あるいは「景観重要樹木」に指定し、保全を図る制度が定められました。

本章では、その指定方針を示し、所有者の意向を踏まえた上で指定していくことを検討します。

5－1 景観重要建造物の指定方針

地域の住民に親しまれているとともに、地域の景観を特徴付けている建造物であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する建造物。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い建造物
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている建造物
- ③地域の新たな景観づくりに資する建造物

5－2 景観重要樹木の指定方針

地域の住民に親しまれているとともに、地域の景観を特徴付けている樹木であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する樹木。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い樹木
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている樹木

第6章 屋外広告物における景観づくり

屋外広告物は、多くの人の目にとまり広告すべき情報を伝達する目的があります。そのため、景観に与える影響も大きいといえます。まちの中には、建築物の壁面や屋上に設置された数多くの屋外広告物が設置されており、時に無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観を損ねる要因として扱われる例もあります。しかし、その一方で、近年は地域のまちづくりと連携し、建築物との調和や景観としての統一感を意図した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあります。

こうした取組を広げて、建築物等とともに屋外広告物の規制・誘導を一体的に行い、良好な景観を形成していきます。

6－1 屋外広告物の表示等に関する基本方針等

（１）屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示等に関する基本方針を次のとおり定めます。

- ①屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するような表示・掲出とする。
- ②神田川景観基本軸や公園、緑地、大規模な緑のまとまりを有する敷地の周辺では、緑や地形などの地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- ③歴史的資産の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す景観などに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- ④大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模などについて十分配慮する。
- ⑤幹線道路等においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関するルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。
- ⑥地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- ⑦地域特性を踏まえた統一感のある広告は、景観の個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

○文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）についての考え方

~~文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）においては、歴史的・文化的景観を保全・継承し、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進することとしています。そのため、今後、地区住民や東京都屋外広告物条例を所管する東京都などと調整を行いながら、地区内の屋外広告物の規制・誘導の方策について、順次検討していきます。~~

（２）文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における基準

文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下の基準を定めます。

文化財庭園等、貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園等の周辺において良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全する。

文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）に指定した文化財庭園等の周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は次の表に示すとおりとする。

■屋外広告物の表示等の制限

＜表示等を制限する範囲（規制範囲）＞

景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

＜規制範囲内で表示できる屋外広告物＞

次の広告物に限り、表示することができます。ただし、表示等に当たっては、次の表に定める基準によります。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物

表 6-1 文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における基準

区分	表示等の制限に関する事項																		
屋上設置の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																		
建物壁面の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。																		
広告物の色彩	□建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table><thead><tr><th>【色相】</th><th></th><th>【彩度】</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.1 R～1.0 R</td><td>→</td><td>5以下</td></tr><tr><td>0.1 Y R～5 Y</td><td>→</td><td>6以下</td></tr><tr><td>5.1 Y～1.0 G</td><td>→</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1 B G～1.0 B</td><td>→</td><td>3以下</td></tr><tr><td>0.1 P B～1.0 R P</td><td>→</td><td>4以下</td></tr></tbody></table>	【色相】		【彩度】	0.1 R～1.0 R	→	5以下	0.1 Y R～5 Y	→	6以下	5.1 Y～1.0 G	→	4以下	0.1 B G～1.0 B	→	3以下	0.1 P B～1.0 R P	→	4以下
【色相】		【彩度】																	
0.1 R～1.0 R	→	5以下																	
0.1 Y R～5 Y	→	6以下																	
5.1 Y～1.0 G	→	4以下																	
0.1 B G～1.0 B	→	3以下																	
0.1 P B～1.0 R P	→	4以下																	
表示等の制限の例外	□建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。																		

6-2 ガイドラインを用いた屋外広告物の協議

屋外広告物は景観法上の届出対象行為ではなく、東京都屋外広告物条例に基づいて審査・許可されるものです。文京区では、東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可が必要となる屋外広告物について、周辺の景観に対して、より配慮されたものとなるよう、景観への配慮事項を示した「文京区屋外広告物景観ガイドライン」を用いて協議を行い、良好な景観への配慮を促していきます。

○協議の対象となる行為

対象行為を次のとおり定めます。

表 6-2 協議の対象となる行為

対象行為
屋外広告物の表示、設置、改造若しくは移設又は表示の変更

○協議の対象となる規模

対象規模を次のとおり定めます

表 6-3 協議の対象となる規模

対象規模
東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

※詳細は、「屋外広告物のしおり」（東京都）を参照してください。

※ 建築物の窓、扉その他の内部を見通すことができる壁面の内側に直接又は間接に貼付等を行い、常時又は一定の期間継続して公衆に表示するものについては、東京都屋外広告物条例に基づく審査・許可の対象ではありませんが、以下に示す規模のものについても、景観への配慮をお願いしていきます。

○自家用広告の場合

- ・第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種文教地区、風致地区にあっては、表示面積の合計が5㎡を超えるもの、その他の地域・地区にあっては、表示面積が10㎡を超えるもの

○自家用広告物以外の場合

- ・すべて（国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもので、一定規模以下のものなど、適用除外要件については、文京区都市計画部までお問い合わせください）

第7章 景観形成の推進

景観は長い時間をかけて形成されるものであるため、景観づくりを担う区民等・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、できるところから取組を進めることが大切です。ここでは、景観形成推進のために必要な事項を定めます。

7-1 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり

文京区らしい魅力的な景観づくりを推進していくためには、表面的なデザインの積み重ねだけでなく、区民等の地域への愛着や誇り、地域の個性が育まれていくことが重要です。そのため、区民等・事業者・区のそれぞれが景観づくりの主体であることを認識し、役割を果たしながら、景観づくりに関わる様々な取組を協働で実践していくことが求められます。

○区民等の役割

- ・区民等は、景観に対して意識・関心を持ち、良好な景観形成に関する理解を深めるとともに、一人ひとりが日々の暮らしの中でできる景観づくりに関する活動や、地域の人々と協力しながら行う景観づくりに主体的・積極的に取り組みます。
- ・区民等は、建築行為等を行う際には、周辺の景観に配慮、貢献するよう取り組みます。
- ・区民等は、区が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めます。

○建築行為等を行う事業者の役割

- ・建築行為等を行う事業者は、宅地分譲やマンション建設などを目的とした土地の開発事業や、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、広告物の表示等の事業活動を行う際には、地域の歴史や景観の特徴を理解するとともに、周辺の景観に与える影響を認識した上で、地域の景観に配慮、貢献するよう取り組みます。
- ・建築行為等を行う事業者は、建築等に関する専門家として、本計画の主旨を十分に理解し、良好な景観形成のための具体的な手法等を建て主や区民等に提供するなど、区が実施する景観形成に関する施策に協力します。
- ・建築行為等を行う事業者は、区が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めます。

○区の役割

- ・区は、景観づくりの方向性を示すとともに、区民や事業者、国、東京都及び他の地方公共団体と連携し、区内の景観形成に積極的に取り組みます。
- ・区は、景観づくりに関する調査研究及び情報提供を積極的に行いながら、区民等や建築行為等を行う事業者が主体的に景観づくりに取り組める環境を整え、支援します。
- ・公共施設の整備等において積極的な景観整備を行うこと等により、文京区らしい魅力的な景観形成に先導的な役割を果たします。

7-2 景観づくりの推進体制

(1) 文京区景観づくり条例の制定

条例には、景観法に基づく本計画の策定や実施に関すること、景観法に基づく届出に係る事前協議に関する事及び景観づくり審議会の設置など、景観法に基づく景観施策を実施するために必要な事項や、優れた景観づくりに貢献する行為をした者の表彰に関することなどを定め、景観づくりを推進していきます。

(2) 文京区景観づくり審議会の設置

景観にかかわる重要事項を審議するための機関として、学識経験者や区民などで構成する文京区景観づくり審議会を設置します。

<文京区景観づくり審議会の主な審議事項>

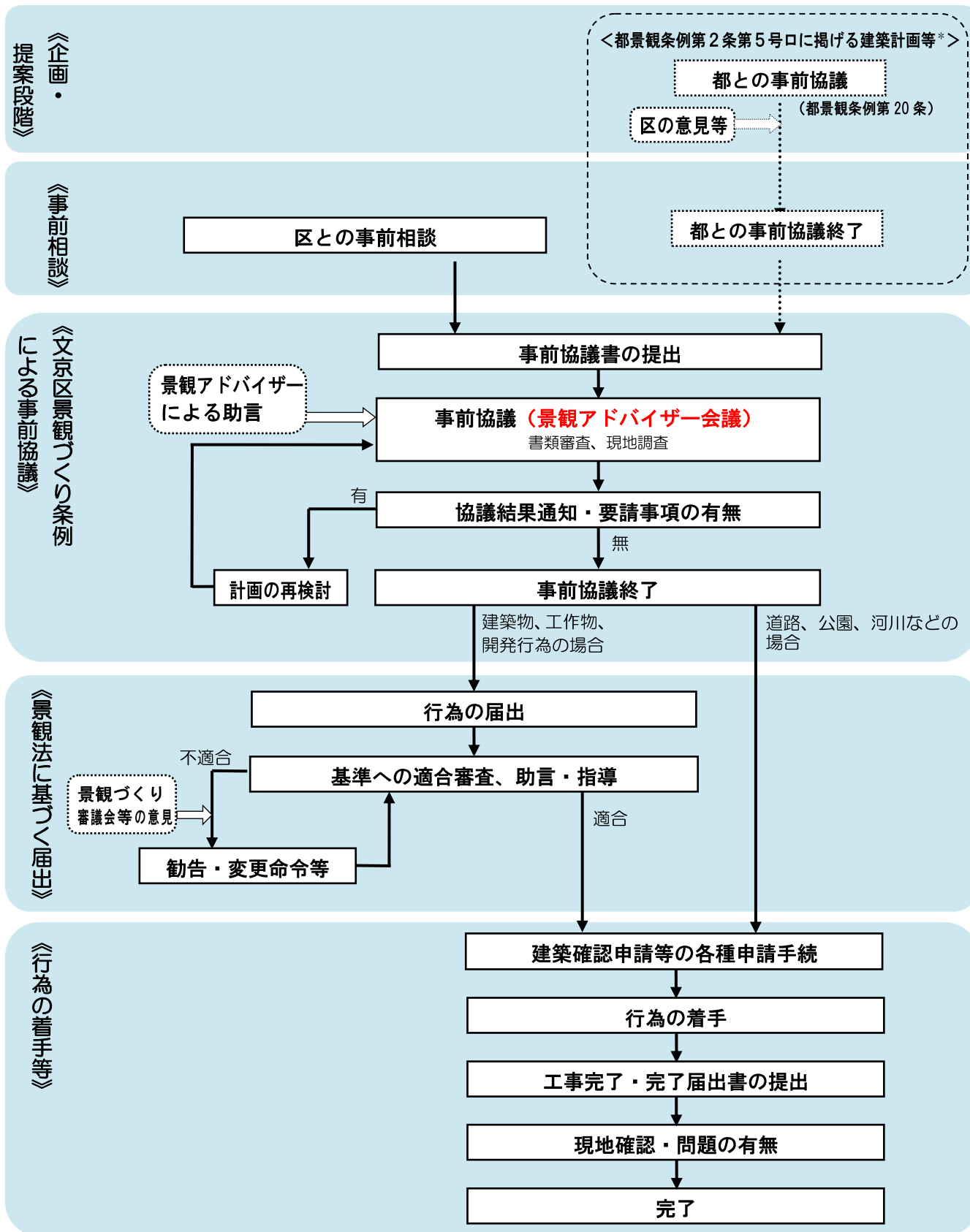
- ①景観計画の策定及び変更に関すること
- ②届出に係る勧告、変更命令などに関すること
- ③景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関すること
- ④表彰及び支援に関すること
- ⑤その他、区長が区の良い景観づくりについて区長が必要と認める事項

(3) 建築行為等の協議体制

建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為などに当たっては、景観づくり条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出制度を活用し、良好な景観形成のための指導・誘導を行います。また、そのためには、専門的な知見を踏まえることが必要不可欠であることから、景観形成にかかわる専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを活用していきます。

実施に当たっては、事業者等に対し、制度の内容や景観への配慮の仕方などについて、手引き等を用いて分かりやすく説明するとともに、協議物件を定期的に見て回るなどチェック体制を強化し、変更届等のないものには注意を促していきます。建築等の完了時には現地を確認し、届出の内容と相違がある場合には改善を求めるなど、良好な景観の形成を推進していきます。

【届出制度の流れ】



* 東京都景観条例第2条第5号ロに掲げる建築計画等については、同条例第20条に基づき、事業の企画・提案などの段階から、都への事前協議が別途必要になります。区は、都と適切な役割分担をしながら、都の協議結果を踏まえ、事前協議を行います。

図7-1 届出制度の流れ（イメージ図）

（４）市内の推進体制

景観づくりを推進するためには、多岐にわたる課題を調整しながら総合的に行政運営を行う必要があります。そのため市内においては、景観づくりにかかわる関連情報の共有や情報提供、計画や事業実施に当たっての相互調整など、横断的な体制により、景観づくりを推進していきます。

（５）各種行政計画との連携等

景観づくりを推進するためには、まちづくりに係わる他の個別部門計画やまちづくり基本計画、また、地区計画等の個別都市計画と連携することが必要です。そのため、既存の各種行政計画と連携及び調整を図るとともに、今後新たに策定される行政計画についても、本計画と整合を図りながら、総合的に景観づくりを推進していきます。

（６）東京都及び隣接区との連携

東京都景観計画に定められた「神田川景観基本軸」及び「文化財庭園等景観形成特別地区」を引き継ぐとともに、東京都景観条例第20条に基づき都への事前協議が必要な建築計画等について、適切な役割分担をしながら、東京都と連携して景観形成を推進していきます。

また、隣接区における景観施策との連続性なども考慮し、適宜情報交換を行うなど、隣接区と連携しながら景観形成を推進していきます。

（７）多様な世代・主体との連携

景観づくりを推進するためには、地域に関わる多様な主体との連携が重要です。景観計画の見直しに当たっては、区内の大学と連携し、学生によるフィールドワークを実施しました。学生の視点から地域の景観特性や魅力等について検討することで、若い世代ならではの視点や新たな気づきを計画の検討に取り入れました。

今後も、大学等の教育機関をはじめ、地域に関わる多様な主体との連携を図り、幅広い世代の視点を取り入れながら、魅力ある景観づくりを推進していきます。

7-3 計画の見直し

届出制度の運用状況等、景観計画の実施に関することについては、定期的に景観づくり審議会に報告し、意見を聴取します。

その上で、地域の景観に対する意識の醸成や土地利用状況の推移、社会状況の変化、計画の運用状況等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

計画の見直しに当たっては、景観づくり審議会や景観づくり審議会小委員会等の審議を経て行います。

7-4 景観づくりの推進施策

区では、区民や事業者等と協働しながら、地域への愛着や誇りを育み、良好な景観形成を推進するため、景観に関する普及啓発や情報発信、地域の特性を生かした景観づくりなど、様々な取組を進めています。

今後も、これらの取組を継続・充実するとともに、区民や事業者等の理解や参加を促しながら、以下の施策を推進します。

①文の京景観賞

区では、平成13年度より、区内の優れた景観を形成している建築物、まち並み、広告物や美しいまちづくりに貢献している活動等を表彰する「文の京景観賞」を実施しています。

令和9年度からは、部門を再編し、従来の評価対象である建築物、まち並み、広告物等及び景観づくり活動に加えて、夜間景観やリノベーション等の新たな視点も踏まえて評価する「文の京景観賞」と、こどもが撮影した景観写真を対象とする「文の京こども景観写真賞」の2つの賞として実施します。また、両賞の中から特に優れたものを「文の京景観大賞」として選定します。

今後も、これらの取組を通じて、区内の優れた景観や景観づくりの取組を広く発信するとともに、区民や事業者等の景観への関心や理解を深め、良好な景観形成につなげていきます。

②パンフレットや手引き、ホームページ等を活用した情報発信

景観計画の概要を分かりやすくまとめたパンフレットや、景観形成基準に基づく配慮事項や戸建住宅等の建築に際して景観づくりのヒントを示した「景観づくりの手引き」などを活用するとともに、ホームページ等を通じて、景観づくりに関する情報発信を行います。

③こども向けの景観普及啓発

次世代を担うこどもが、身近な景観に興味や関心を持ち、地域の魅力を発見する機会を

創出するため、こどもを対象とした景観普及啓発を推進します。

区内在住・在学の小学生とその保護者を対象とした「文京パチリ」では、プロのフォトグラファーによる写真撮影の講習や、こどもの視点で発見したまち並みの魅力を発表する機会を通じて、景観への興味や理解を深める取組を実施しています。

④景観への理解や関心を高める普及啓発

区民が身近な景観の価値や魅力を知り、景観づくりへの理解や関心を高めるため、景観に関する普及啓発を推進します。

文京区のまち並みを景観の視点から楽しみながら歩く「まち並みウォッチング」では、景観事前協議を行った建築物や坂・史跡などの景観資源を巡り、講師による景観への配慮事項や地域の景観特性についての解説を通じて、区民がまちの魅力を再発見する機会を提供しています。また、「文京お届け講座」等を活用し、景観に関する情報提供や学習機会を提供することで、景観づくりへの理解や関心の向上を図るとともに、地域主体の景観づくりの取組を支援します。

⑤景観形成重点地区等による地域特性を生かした景観づくり

景観づくりに対する気運の高い地区などでは、地域住民と区が協働で景観づくりのための検討を行い、合意形成を図った上で、景観形成重点地区の指定等を通じて、地区の特性を生かしたきめ細かな景観づくりを推進します。

また、既に指定している根津景観形成重点地区については、地域の歴史や文化を生かした下町らしい景観の保全・形成を継続的に推進します。

